

湖西市地域防災計画

共通対策編

湖西市地域防災計画 共通対策編

目次

第1章 総則

第1節 計画作成の主旨	1-1- 1
第2節 計画の構成	1-1- 1
第3節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱	1-1- 1
第4節 湖西市の自然的条件	1-1- 8
第5節 湖西市の社会条件	1-1- 9
第6節 予想される災害	1-1-10
第7節 地域防災計画の修正	1-1-12

第2章 災害予防計画

第1節 通信施設等整備改良計画	1-2- 1
第2節 防災ヘリコプター及び防災資機材整備計画	1-2- 2
第3節 道路鉄道バス等災害防止計画	1-2- 3
第4節 防災知識の普及計画	1-2- 4
第5節 防災のための調査研究	1-2- 9
第6節 市民の避難誘導體制	1-2-10
第7節 防災訓練	1-2-13
第8節 自主防災会の育成	1-2-14
第9節 事業所等の防災活動	1-2-19
第10節 地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	1-2-20
第11節 ボランティア活動に関する計画	1-2-20
第12節 要配慮者支援計画	1-2-20
第13節 救助・救急活動に関する計画	1-2-22
第14節 応急仮設住宅・災害廃棄物処理	1-2-23
第15節 重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画	1-2-23
第16節 被災者生活再建支援に関する計画	1-2-24
第17節 市の業務継続に関する計画	1-2-25
第18節 複合災害対策及び連続災害対策	1-2-25
第19節 男女共同参画の視点からの災害対応体制整備	1-2-25
第20節 災害に強いまちづくり	1-2-26

第3章 災害応急対策計画

第1節 総則	1-3- 1
第2節 組織計画	1-3- 3
第3節 動員・受援計画	1-3- 4
第4節 通信情報計画	1-3- 6
第5節 災害広報計画	1-3-11
第6節 災害救助法の適用計画	1-3-13

第7節	避難救出計画	1-3-16
第8節	愛玩動物救護計画	1-3-28
第9節	食料供給計画	1-3-29
第10節	衣料・生活必需品・その他の物資及び燃料供給計画	1-3-31
第11節	給水計画	1-3-33
第12節	被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅 応急修理計画	1-3-35
第13節	医療・助産計画	1-3-39
第14節	防疫計画	1-3-43
第15節	清掃及び災害廃棄物処理計画	1-3-44
第16節	遺体の捜索及び措置埋葬計画	1-3-46
第17節	障害物防除計画	1-3-49
第18節	社会秩序維持計画	1-3-50
第19節	輸送計画	1-3-51
第20節	交通応急対策計画	1-3-53
第21節	応急教育計画	1-3-58
第22節	社会福祉計画	1-3-61
第23節	警察災害警備計画	1-3-62
第24節	消防計画	1-3-62
第25節	応援協力計画	1-3-63
第26節	ボランティア活動支援計画	1-3-64
第27節	自衛隊派遣要請要求計画	1-3-64
第28節	海上保安庁に対する支援要請依頼計画	1-3-67
第29節	防災ヘリコプター支援要請計画	1-3-67
第30節	電力施設災害応急対策計画	1-3-68
第31節	ガス災害応急対策計画	1-3-68
第32節	下水道災害応急対策計画	1-3-69
第33節	突発的災害に係る応急対策計画	1-3-70
第34節	相互応援協力計画	1-3-72
第35節	市有施設及び設備等の対策計画	1-3-73

第4章 復旧・復興対策

第1節	災害復旧計画	1-4- 1
第2節	激甚災害の指定	1-4- 1
第3節	被災者の生活再建支援	1-4- 2
第4節	風評被害の影響の軽減	1-4- 4

計画の沿革	1-4- 5
-------	--------

第1章 総 則

第1節 計画作成の主旨

「災害対策基本法」（以下「法」という。）（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき作成するもので、湖西市民の生命、身体及び財産を一般災害から保護し、災害時における社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図るため、湖西市の地域に係る防災対策の大綱を定める。

第2節 計画の構成

湖西市地域防災計画（以下「市地域防災計画」という。）は、次の各編から構成する。

各編の名称	記載内容
1 共 通 対 策 編	各編（2～8編）に共通する総則、災害予防計画、災害応急計画、災害復旧計画
2 地 震 対 策 編	地震による災害対策
3 津 波 対 策 編	津波（遠地津波を含む）による災害対策
4 風 水 害 対 策 編	風水害による災害対策
5 大 火 災 対 策 編	大火災（林野火災を含む）、大爆発による災害対策
6 大規模事故対策編	道路事故、船舶事故、排出油事故、鉄道事故、航空機事故による災害対策
7 原子力災害対策編	原子力事故等による災害対策
8 資 料 編	各編に付属する各種資料

第3節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱

法第42条第2項第1号の規定により、市及び行政区域内の防災関係機関並びに公共団体、その他防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて湖西市の地域に係る防災に寄与すべきものとし、それぞれが防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

1 市

処理すべき事務又は業務
(1) 湖西市防災会議（以下「市防災会議」という。）に関する事務
(2) 防災に関する組織の整備
(3) 防災に関する訓練の実施
(4) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備並びに点検

- (5) 防災に関する施設の新設、改良及び復旧
- (6) 消防、水防その他の応急措置
- (7) 警報の発令、伝達及び避難の指示
- (8) 情報の収集、伝達及び被害調査
- (9) 被災者の救難、救助その他の保護
- (10) 被害を受けた児童及び生徒の応急教育
- (11) 清掃、防疫その他の保健衛生
- (12) 緊急輸送の確保
- (13) 災害復旧の実施
- (14) その他災害の発生の防衛又は拡大防止のための措置

4 県警察（湖西警察署）

処理すべき事務又は業務
(1) 災害時における市民の避難指示、誘導及び救助
(2) 犯罪の予防、交通の規制、その他災害地における社会秩序の維持

5 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、法令及び各行政機関の定める防災業務計画に基づき、それぞれの防災に関する所掌事務を実施し、市の行う防災上の諸活動について、それぞれの業務について協力する。

機 関 名	処理すべき事務又は業務
総務省東海総合通信局	(1) 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理 (2) 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 (3) 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査 (4) 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与 (5) 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること (6) 非常通信協議会の運営に関すること
財務省東海財務局 （静岡財務事務所）	(1) 災害時における財政金融の適切な措置並びに関係機関との連絡調整に関すること (2) 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること
厚生労働省静岡労働局 （浜松労働基準監督署）	(1) 大型二次災害を誘発するおそれのある事業場に対する災害予防の指導 (2) 事業場等の被害状況の把握 (3) 操業再開時における労働災害防止のための監督指導 (4) 災害復旧工事などにおける労働災害防止のための監督指導
農林水産省関東農政局 静岡県拠点	食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被害状況の把握
林野庁関東森林管理局 （天竜森林管理署）	(1) 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持造成に関すること (2) 民有林直轄治山事業等の実施に関すること (3) 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること
国土交通省 中部地方整備局 （浜松河川国道事務所）	管轄する河川、道路についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。 (1) 災害予防

	<p>ア 所管施設の耐震性の確保 イ 応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実 ウ 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 エ 公共施設等の被害状況調査を行う防災エキスパート制度の運用</p> <p>(2) 初動対応 地方整備局災害対策本部等の指示により情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被害状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。</p> <p>(3) 応急・復旧 ア 防災関係機関との連携による応急対策の実施 イ 路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保 ウ 所管施設の緊急点検の実施 エ 海上の流出油災害に対する防除等の処置 オ 県及び市からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付 （ただし、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等において、災害対策用建設機械等が派遣される場合は、出動及び管理も行う） カ 航路啓開に関する計画に基づく、津波流出物の除去等による海上輸送路の確保</p>
<p>国土交通省中部運輸局 （静岡運輸支局）</p>	<p>(1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。 (2) 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため船舶の調達のあつせん、特定航路への就航勧奨を行う。 (3) 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導を行う。 (4) 緊急海上輸送の要請（市内船舶が利用できない場合の他市に対する支援要請を含む）に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制を強化し、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保に努める。 (5) 特に必要と認めるときは、船舶運航事業者もしくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置を講ずる。 (6) 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督を行う。 (7) 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督を行う。 (8) 陸上における物資及び旅客輸送を確保するため、自動車の調達のあつせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導を行う。 (9) 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制を確立し、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備に努める。 (10) 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令を発する。 (11) 大規模自然災害における被害状況の迅速な把握、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣する。</p>
<p>国土地理院中部地方測量部</p>	<p>(1) 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。 (2) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。 (3) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。 (4) 災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成す</p>

	るため、必要に応じて復旧測量等を実施する。
気象庁東京管区气象台 (静岡地方气象台、浜松特別地域気象観測所)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。 (3) 必要に応じて警報・注意報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げを実施するものとする。 (4) 災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。 (5) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 (6) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 (7) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。
海上保安庁第三管区 海上保安本部 (清水海上保安部、御前崎海上保安署)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害予防 <ul style="list-style-type: none"> ア 海上災害及び大規模海難等に関する事故対策訓練の実施 イ 関係者及び国民に対する海上防災講習会等による防災思想の啓発 ウ 港湾の状況等の調査研究 (2) 災害応急対策 <ul style="list-style-type: none"> ア 船艇、航空機等による警報等の伝達周知 イ 船艇、航空機等を活用した情報収集 ウ 活動体制の確立 エ 船艇、航空機等による海難救助等 オ 船艇、航空機等による傷病者、医師等及び救援物資の緊急輸送 カ 被災者に対する物資の無償貸与又は譲与 キ 要請に基づく関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援 ク 排出油その他船舶交通の障害となる物の防除等 ケ 危険物積載船及び在港船等の保安のための避難勧告、入港制限、移動命令、航行制限、荷役の中止勧告、水路の検測、応急航路標識の設置等船舶交通の整理、指導による海上交通安全の確保 コ 警戒区域の設定並びに船舶等の区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示 サ 海上における治安の維持 シ 巡視船艇による主要港湾等の被害調査 (3) 災害復旧・復興対策
環境省 関東地方環境事務所	<ul style="list-style-type: none"> (1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 (2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 (3) 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等
環境省 中部地方環境事務所	<ul style="list-style-type: none"> (1) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
防衛省 南関東防衛局 (浜松防衛事務所)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 所管財産使用に関する連絡調整 (2) 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整 (3) 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

6 指定公共機関

指定公共機関は、その業務の公共性、公益性に鑑み、法令及び当該機関の防災事務

計画並びに県地域防災計画の定めるところに従い、それぞれの業務について防災、災害対策を積極的に実施し、市の行う防災活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

機 関 名	処理すべき事務又は業務
独立行政法人水資源機構	豊川用水水源資源（ダム、頭首工、導水路等）の管理、補修・改修、被害状況の把握及び防災関係機関への緊急事態の通報並びに災害復旧に関すること
日本郵便株式会社東海支社 （湖西郵便局）	<p>（１）災害の態様及び公衆の被害状況等被災地の実情に応じた、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。</p> <p>ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除 エ 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分</p> <p>（２）災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また、平常時においても関係機関等と連携し、災害予防及び発災時の迅速・適切な対応に努める。</p>
日本赤十字社静岡県支部 （湖西市地区）	<p>（１）医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること</p> <p>（２）血液製剤の確保及び供給のための措置</p> <p>（３）被災者に対する救援物資の配布</p> <p>（４）義援金の募集</p> <p>（５）災害救助の協力奉仕者の連絡調整</p> <p>（６）その他必要な事項</p>
日本放送協会 （静岡放送局浜松支局）	気象予警報、災害情報その他の有効適切な災害広報
中日本高速道路株式会社東京支社 （浜松保全・サービスセンター）	<p>（１）管轄する道路の建設及び維持管理</p> <p>（２）交通状況に関する関係機関との情報連絡</p> <p>（３）緊急輸送路確保のための応急復旧作業の実施</p> <p>（４）県公安委員会が行う緊急交通路の確保に関する交通規制への協力</p>
東海旅客鉄道株式会社 （鷺津駅、新所原駅、新居町駅） 日本貨物鉄道株式会社	<p>（１）鉄道防災施設の整備</p> <p>（２）災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保</p> <p>（３）災害時の応急輸送対策</p> <p>（４）災害時における応急救護活動</p> <p>（５）応急復旧用資材等の確保</p> <p>（６）危険地域の駅等の旅客等について、関係市町と協議した避難地への避難、誘導</p> <p>（７）被災施設の調査及び早期復旧</p>
西日本電信電話株式会社 （浜松支店） 株式会社NTTドコモ東海支社 （静岡支店）	<p>（１）電気通信施設の防災対策及び復旧対策</p> <p>（２）電気通信の特別取扱い</p> <p>（３）気象警報の伝達 （西日本電信電話株式会社浜松支店）</p> <p>（４）防災関係機関の重要通信の優先確保</p> <p>（５）被害施設の早期復旧</p> <p>（６）災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171及び災害伝言板、災害用音声お届けサービスの提供</p>

岩谷産業株式会社 アストモスエネルギー株式会社 株式会社ジャパンガスエナジー ENEOSグローブ株式会社 ジクシス株式会社	LPガスタンクローリー等によるLP ガス輸入基地、2次基地から充填所へのLPガスの配送
日本通運株式会社（浜松支店） 福山通運株式会社（浜松支店） 佐川急便株式会社（東海支店） ヤマト運輸株式会社 （浜松主管支店） 西濃運輸株式会社（浜松支店）	(1) 災害対策に必要な物資の輸送確保及び運行 (2) 災害時の応急輸送対策
中部電力株式会社 中部電力パワーグリッド株式会社 （浜松営業所、浜松電力センター）	(1) 電力供給施設の防災対策 (2) 発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報 (3) 災害時における電力供給の確保 (4) 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ、インターネットホームページ等を利用したの広報 (5) 被災施設の調査及び復旧
KDDI株式会社（浜松支店） ソフトバンク株式会社 （浜松支店） 楽天モバイル株式会社	重要な通信を確保するために必要な措置の実施
一般社団法人日本建設業連合会 （中部支部） 一般社団法人全国中小建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社 ユニー株式会社 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート 株式会社セブン&アイ・ホールディングス	(1) 市からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施 (2) 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する

7 指定地方公共機関

指定地方公共機関は、その業務の公共性、公益性に鑑み、法令及び当該機関の防災事務計画並びに県地域防災計画の定めるところに従い、それぞれの業務について防災、災害対策を積極的に実施し、市の行う防災活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

機 関 名	処理すべき事務又は業務
土地改良区 （湖西用水土地改良区）	(1) 土地改良施設の防災計画 (2) 農地たん水の防排除活動（用水の緊急遮断） (3) 農地及び農業用施設の被害調査及び復旧 (4) 消防機関が行う消火活動への協力
サーラエナジー株式会社	(1) ガス供給施設の防災対策 (2) 二次災害の発生防止のための緊急遮断

	<ul style="list-style-type: none"> (3) 需要家へのガス栓の閉止等の広報及び被害状況の把握と製造、供給制限 (4) 必用に応じて代替燃料の供給 (5) 災害応急復旧の早期実施
一般社団法人静岡県LPガス協会 (西部支部湖西地区会)	<ul style="list-style-type: none"> (1) ガス供給施設の防災対策及び災害時における供給対策 (2) 被災施設の調査及び復旧 (3) 需要家へのガス栓の閉止等の広報 (4) 必要に応じた代替燃料の供給の協力
天竜浜名湖鉄道株式会社	<ul style="list-style-type: none"> (1) 鉄道施設の整備 (2) 災害対策に必要な物資及び人員等の輸送確保 (3) 災害時の応急輸送対策 (4) 被災施設の調査及び復旧
海運業者 一般社団法人静岡県トラック協会 (西部支部) 一般社団法人静岡県バス協会 (遠州鉄道株式会社、浜松バス株式会社) 商業組合静岡県タクシー協会 (浜名湖北遠支部)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害対策に必要な物資及び人員等の輸送確保 (2) 災害時の応急輸送対策
静岡放送株式会社(浜松総局) 株式会社テレビ静岡(浜松支社) 株式会社静岡朝日テレビ (浜松総支社) 株式会社静岡第一テレビ (浜松支社) 静岡エフエム放送株式会社	<p>気象予警報、災害情報その他あらかじめ県と締結した災害時における放送要請に関する協定に基づく災害広報</p>
一般社団法人静岡県医師会 一般社団法人静岡県歯科医師会 公益社団法人静岡県薬剤師会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会	<ul style="list-style-type: none"> (1) 医療救護施設等における医療救護活動の実施 (2) 検案(公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会及び公益社団法人静岡県病院協会を除く。) (3) 災害時の口腔ケアの実施(一般社団法人静岡県歯科医師会)
一般社団法人静岡県警備業協会	災害時の道路、交差点等での交通整理支援
公益社団法人静岡県栄養士会	<ul style="list-style-type: none"> (1) 高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦その他の特に配慮を要する者(以下、本計画において、「要配慮者」という。)等への食料品の供給に関する協力 (2) 避難所における健康相談に関する協力
一般社団法人静岡県建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には応急措置を実施するとともに、市の行う防災活動に協力する。

機 関 名	処理すべき事務又は業務
湖西市医会 浜名歯科医師会 浜松市薬剤師会	<ul style="list-style-type: none"> (1) 医療救護施設等における医療救護活動の実施 (2) 検案(浜松市薬剤師会を除く。)
湖西市商工会	(1) 市が行う商工業関係の被害調査についての協力

新居町商工会	(2) 災害時における物価安定についての協力 (3) 救済用物資、復旧資材等の確保についての協力
とびあ浜松農業協同組合 (湖西地区) 浜名漁業協同組合	(1) 農林水産物の被害調査についての協力 (2) 災害時における農産物、魚介類の確保 (3) 農林水産物等の災害応急対策についての指導
湖西建設災害防止連絡会 湖西市上下水道工事店協同組合 静岡県石油商業組合(湖西支部)	災害時における応急復旧対策についての協力
浜松エフエム放送株式会社	気象予警報、災害情報その他の災害広報
湖西市自主防災会	(1) 地域内の安全点検 (2) 市民への防災知識の普及・啓発 (3) 防災訓練の実施 (4) 地域の初期消火 (5) 市民の救出・救助 (6) 災害情報の収集・伝達 (7) 市民の避難誘導 (8) 避難所の管理・運営
防災上重要な施設の管理者	(1) 所管に係る施設についての防火管理 (2) 防災に関する保安措置、応急措置の実施 (3) 当該施設に係る災害復旧

9 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務
陸上自衛隊東部方面隊 第1師団第34普通科連隊	(1) 災害時における人命又は財産保護のための救援活動 (2) 災害時における応急復旧活動
海上自衛隊横須賀地方総監部	(1) 災害時における人命又は財産保護のための救援活動 (2) 災害時における応急復旧活動
航空自衛隊第一航空団 (浜松基地)	(1) 災害時における人命又は財産保護のための救援活動 (2) 災害時における応急復旧活動

第4節 湖西市の自然的条件

1 位置及び境域

区 分	内 容
位置及び境域	湖西市は、静岡県の西端に位置し、東は浜名湖に、南は太平洋（遠州灘）、西は愛知県境に接している。市役所の位置は東経137度31分55秒、北緯34度43分6秒（世界測地系）である。

面積、人口、世帯数	(1) 面積：86.56km ² (2) 人口：58,682人 (令和3年10月31日現在、外国人登録含む) (3) 世帯数：24,479世帯 (令和3年10月31日現在、外国人登録含む)
-----------	---

2 地形の特徴

南北約13キロメートル、東西約11キロメートルと南北に細長くなっている。北西部は湖西連峰があり、標高100～200mの高低差で北部を包み込む形となっている。西の中央部から南にかけて標高50m前後の湖西台地が広がっており、高台ゾーンを形成している。この山間部、高台から低地ゾーンが浜名湖に向けて大きく広がっており、集落地となっている。

3 地質の概要

山地は古生層山地で、砂岩チャート、頁岩等の堅硬な岩石からなる洪積層である。湖西台地は主に高段位礫堆積物で構成され、海成の砂層と礫層からなり、ときに薄いシルト層をはさむ渥美累層と呼ばれる。谷底平野、低地が数条に広がる部分は、周囲の台地の堆積物からもたされた泥砂礫の互層が発達している。

また、浜名湖岸及び遠州灘の沿岸部は粘土と砂礫の互層堆積物から成る沖積層が分布している。

4 気候

湖西地域の気候は、資料編（22-1）<湖西市の気象>に示すとおりで、比較的温暖な地域であるが、冬季に大陸からの高気圧が赤石山脈にさえぎられて吹き下ろす「からっ風」が有名である。

降水量は太平洋側に共通してみられるように夏に多く、冬に少ない。年間降水量は全国的にみて平均的な値である。

第5節 湖西市の社会条件

本州のほぼ中央に位置するという立地条件に恵まれたことで、全国で唯一現存する関所建物の新居関所、昔の町並みが残る白須賀宿などからも分かるとおり、古くから交通・輸送の要所として栄え、現在も人・物・情報が盛んに往来している。

現在湖西市では、自動車産業を中心とした工業の一層の発展、恵まれた自然を生かした農業・漁業の合理化・近代化、区画整理や道路整備と相伴って進めている商業の充実などのために、さまざまな施策を進めている。

また、デジタル技術の発達により、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の促進とともに、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備、津波を含むあらゆる災害に関する防災教育、訓練、避難の確保等におけるデジタル技術の活用など、効果的・効率的な防災対策を行う必要がある。

第6節 予想される災害

1 地震、津波

駿河湾から遠州灘にかけての海域には、大陸プレートと海洋プレートの境界を成す駿河トラフや南海トラフが、また相模湾には同様に相模トラフが存在し、海溝型の巨大地震とそれに伴う津波が繰り返し発生してきた。※資料編（23-1）〈過去の災害（地震・津波）〉

とりわけ本市に著しい被害を発生させるおそれがあり、その発生の切迫性が指摘されている東海地震は、駿河湾から遠州灘を震源域とするマグニチュード8クラスの巨大地震である。東海地震の震源域では、100年から150年間隔で巨大地震が繰り返し発生しているが、嘉永7年（1854年）の安政東海地震発生後、約150年以上もの間、大地震が発生しておらず、地震活動の空白域となっている。

最近では、平成21年8月の駿河湾を震源とするM6.5の地震では、初めて東海地震観測情報が出され、気象庁地震防災対策強化地域判定会委員打合せ会において「東海地震に結びつくものではない」と判断されたが、東海地震の切迫性が一段と進んだ可能性があることが指摘された。

今世紀前半には前回発生から100年を迎える東南海地震や南海地震について、その発生の可能性の高まりが指摘されており、このまま東海地震が発生することなく推移した場合、東海地震も含め、これらの地震が連動して発生する可能性や、時間差を持って発生する可能性も考えられる。

なお、本県では、平成23年3月の東日本大震災の教訓を踏まえ、第4次地震被害想定の第一次報告（駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いで発生する海溝型の地震について、発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波（以下、本計画において、「レベル1の地震・津波」という。）と、発生頻度は極めて低い、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波（以下、本計画において、「レベル2の地震・津波」という。）（以下、本計画において、2つを併せて「レベル1・2の地震・津波」という。）に分けて、自然現象の想定、人的・物的被害の想定等を行ったもの）によれば、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2地震・津波では、湖西市の死者数は最大5千人と想定されている。

この他に、神奈川県西部や山梨県東部、伊豆半島、静岡県中部などを震源とする地震にも注意を払っておく必要がある。

津波については、上記の地震によるものの他、南北アメリカ大陸沿岸等の環太平洋地域で発生した地震による遠地地震津波についても警戒が必要である。

以下、本計画において、駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いで発生するレベル1・2の地震・津波、神奈川県西部の地震その他静岡県において注意すべき地震、当該地震に起因する津波及びこれらに伴う災害のことを「東海地震等」という。

これら大地震及びこれらに起因する津波については、「大規模地震対策特別措置

法」(平成7年法律第132号)の定めによる地震対策編、津波対策編として別途定める。

2 風水害

市内の主要河川は、治水工事等により河川における水害の危険は次第に少なくなっているが、浸水被害は、河川の局地的地域に発生する傾向にある。

しかし、災害はあくまで予期されない事態によって起こるもので、災害発生の要素をもっており、流域の開発の進展につれ新しい災害も予想される。

季節的には6～7月の梅雨前線活動の活発化によるもの、また、8～10月にかけての台風による暴風雨、豪雨などの災害が予想される。なお、4～5月、10～11月にも発達した低気圧の通過で局地的豪雨に見舞われることがある。※資料編(23-2) <過去の災害(風水害)>

3 高潮、高波

遠州灘に面した海岸線は平坦であるが防潮堤が整備され、高潮、高波の被害は僅かであると考えられる。

4 土石流、地すべり、崖崩れ

本市における土砂災害警戒区域は230箇所(令和3年3月31日現在)あり、このうち、土石流による警戒区域は5箇所、急傾斜地の崩壊による警戒区域は225箇所である。また、土砂災害特別警戒区域の指定箇所は222箇所(令和3年3月31日現在)あり、このうち、土石流による特別警戒区域は3箇所、急傾斜地の崩壊による特別警戒区域は219箇所であり、降雨時や地震時の被害が予想される。

なお、これらの地域以外の自然斜面でも集中豪雨や地震等によって崩壊するおそれがある。

5 火災、爆発

本市には輸送機械関係の工場や製造関係の工場などが多く、工場で石油類タンク等の危険物施設、高圧ガス施設等を有しているため、それらの防災対策について、十分配慮しておく必要がある。

また、一般火災については、本市は冬期には比較的乾燥しやすく、強風地域でもあるため、住宅密集地域や消防水利の不便な地域にあっては、大火災の可能性も含んでおり十分な警戒が必要である。

近年、不特定多数の人々が利用する建物の高層化と複合用途化が進んでおり、これらの施設で一度火災が発生すると、大規模な建物の消火の困難性もあり、多数の人命が失われる危険性が高まっている。

また、都市ガスやLPガス等による大規模な「爆発」については、1980(昭和55)年の静岡駅前地下街、1983(昭和58)年の掛川レジャー施設における爆発事故などの例

がある。

6 事故

大規模な交通事故をはじめとする「事故」については、関東、関西を結ぶ大動脈である国道1号線、東海道新幹線、東海道本線などの中央に位置し、事故発生の場合の社会的影響は大きく、防災体制について十分な配慮が必要である。

また、本市の沖合海上は県内の港に出入りする船舶や東西に往来する船舶が多いので衝突、座しょうによる遭難、火災、油流出等の災害が予想される。

7 原子力災害

御前崎市に中部電力株式会社浜岡原子力発電所があり、本市は、緊急時防護措置を準備する区域（UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone・原子力施設から概ね半径30km）外であるが、万一の事故による放射性物質の大量放出に伴う災害対策が必要である。

なお、発電所内で環境への影響のないトラブル等が発生した場合にも、原子力発電所に対する市民の関心は高いことから、適切な広報・情報伝達が必要である。

8 複合災害・連続災害

1つの災害が他の災害を誘発し、それが原因となって、あるいは結果となって全体としての災害が大きくなることを意識し、より厳しい事態を想定した対策を講じることが必要である。

本市の場合、南海トラフ巨大地震などの大規模地震の発生に伴い、大規模事故や浜岡原子力発電所の事故が複合的に起こるなど最悪の事態を想定する必要がある。

また、過去には、宝永4年（1707年）10月28日に宝永地震（マグニチュード8.6）が発生し、49日後に富士山の宝永噴火が始まった例もあり、海溝型巨大地震に前後に連続して富士山が噴火する可能性もある。

第7節 地域防災計画の修正

毎年定期的に検討を加え、必要があると認めるときは修正するとともに、随時必要と認めるときは速やかに修正する。

第2章 災害予防計画

災害を未然に防止するとともに、災害が発生時し、又は発生するおそれがある時(以下、「災害時」という。)における被害の軽減を図ることを目的とし、平素から行う措置について定める。また、社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて十分配慮しつつ防災対策を推進する。

第1節 通信施設等整備改良計画

災害時における情報通信の重要性に鑑み、災害時の通信手段確保のため、防災行政無線等の情報通信施設の耐震性の強化及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化などの防災対策の推進を図る。

1 無線通信施設の現況

区 分		設 置 数	設置、配備場所等
市防災行政無線	固定系	親局 2局 (遠隔制御装置2台) 子局 163局	資料編(8-2) <湖西市防災行政無線固定系一覧表>
	移動系	基地局 1局 固定局 2局 移動局 37局	資料編(8-3) <湖西市防災行政無線移動系一覧表>
MCA無線		可搬局 27局 携帯局 107局 車載局 15局	資料編(8-7) <湖西市MCA無線一覧表>
防災相互無線		13局	資料編(8-4) <湖西市防災相互無線一覧表>
消防無線		基地局 2局 移動局 52局	資料編(8-5) <湖西市消防無線一覧表>
県防災行政無線		3箇所	湖西市役所、湖西市消防本部
衛星電話		64台	資料編(8-8) <湖西市衛星電話一覧表>

2 通信施設整備計画

災害時における情報収集・伝達の迅速化を図るため、同時通報用無線、移動無線、消防無線、J-ALERT(全国瞬時警報システム)、IPネットワークシステム、津波監視ライブカメラ、衛星電話等により充実と通信施設等の耐震化を図るとともに、自主防災会等との連絡通信体制を強化する。

また、有線通信が途絶した場合並びに無線のふくそう等を想定し、県防災行政無線、防災相互無線、警察業務無線の活用の他、アマチュア無線免許取得者の協力を得て、災害時に活用できるよう協力体制を整える。

区 分	内 容
被災者等への情報伝達手段	(1) 市は、被災者等への情報伝達手段として、特に市防災行政無線等の無線系(戸別受信機を含む。)の整備を図るとともに、有線系も含め、要配慮者に

の整備	も配慮した多様な手段の整備に努める。 (2) 市は、災害時に孤立が予想される地域について、衛星携帯電話などにより、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備に努める。
-----	---

第2節 防災ヘリコプター及び防災資機材整備計画

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合に備えてヘリコプター及び防災資機材を整備し、その機能を十分発揮させ防災活動の円滑な実施を図る。

また、市及び県は、資機材の保有状況を把握するとともに、平時から救助・救急関係省庁と情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備に努めるものとする。

1 防災ヘリコプターの配備

市は、防災活動の効果的な実施を図るため、県との共同配備体制を整えている。なお、防災ヘリコプターの活用に資するため選定したヘリポートについて、市及び県は確実に使用ができるよう努める。※資料編（13-10）〈活動拠点一覧表〉

県の所有する防災ヘリコプターは次のとおりである。

区 分	内 容
機種	レオナルド式AW139型
座席数	14席
全備重量	6,400kg
巡航速度	278km/h
特殊装置	カーゴフック装置、ホイスト装置、担架装置、拡声・投光装置、消火バケツ、消火タンク、ヘリコプターテレビ電送装置、リペリング装置、接近警報装置、フライトレコーダー、ボイスレコーダー、機外監視カメラ、赤外線カメラ

2 防災資機材整備計画

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合に備えて防災資機材を整備し、その機能を十分発揮させ防災活動の円滑な実施を図る。

区 分	内 容
水防に必要な資材、機材	市内の水防を十分に果たすため、水防に必要な資材、機材を備蓄する。その基本は、県水防計画書に定めた「水防倉庫に備蓄する資器材の基準」による。点検は毎年出水期前に行い、水防活動により備蓄数量が減少した場合には速やかに補充整備を行う。※資料編（12-10）〈自主防災会防災用資機材一覧表〉、（6-3）〈水防資機材備蓄一覧表〉
消防に必要な資材、機材	市民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、これらの災害による被害を軽減するため、消防に必要な消防水利、消防施設及び機械器具を確保し、その整備にあたっては、「消防力の整備指針（平成17年消防庁告示第9号）」、「消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）」を目標とする。これらの機械器具は、常時点検整備を行い、これにより活動に万全を期するものとする。消防本部、消防団の機械器具及び消防水利は資料編（9-2）〈消防力の現況〉のとおりである。
区域内事業所が保有する資	地震等の災害時に備え、市内にある事業所周辺地域の被害を軽減するとともに、早期に事業所の防災態勢を図るため、消防、防災に関する応援活動につい

機材等の活用	て、市と区域内事業所との災害応援活動に関する協定として、資料編（19-2）<湖西市と区域内事業所との災害応援活動に関する協定書>を締結している。
その他の資材、機材	その他の防災の用に供する資材、機材は、資料編（12-10）<自主防災会防災用資機材一覧表>のとおりであり、順次整備しつつあるが、なお不十分の状態にあるので、防災用資機材の整備・充実を支援する。
被災者等への情報伝達手段の整備	市は、被災者等への情報伝達手段として、特に市防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに、有線系も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。

第3節 道路鉄道バス等災害防止計画

豪雨、積雪、地震等の異常気象時における道路、鉄道交通機関、バス等の危険防止を図る。

区 分	内 容
道路交通の災害予防計画	<p>道路管理者は、豪雨、積雪、地震等の異常気象時における道路交通の危険防止を図るため、管轄する道路について次の業務を行う。</p> <p>(1) 安全設備等の整備 (2) 防災体制の確立（情報連絡を含む） (3) 異常気象時の通行規制区間の指定 (4) 通行規制の実施及び解除 (5) 通行規制の実施状況に関する広報</p>
鉄道の災害予防計画	<p>鉄道事業者は列車事故災害を防止するため、安全施設等を整備するとともに、防災体制の確立を図り、異常気象時においては、あらかじめ定める運転基準により列車の運転中止等を行う。</p> <p>(1) 安全施設等の整備 ア 道路との立体交差化等、安全施設の整備を図る。 イ 路線の盛土、法面箇所等の改良工事を実施し、防災構造化の推進を図る。 (2) 防災体制の確立 動員、情報の収集、伝達の方法、関係機関との協力体制、対策本部の運営等について整備を推進し、防災体制の確立を図る。 (3) 異常気象時における運転の停止等 ア 異常気象時等においては、列車の運転の中止等を行う。 イ 中止等の基準は資料編（10-10）<私鉄道・私バスの運転停止基準>のとおりである。 (4) 運行規制の実施状況に関する広報</p>
バスの災害予防計画	<p>バス事業者は、事故災害を防止するため、防災体制の確立を図り、異常気象時においては、あらかじめ定める運転基準によりバスの運転中止等を行う。</p> <p>(1) 防災体制の確立 動員、情報の収集、伝達の方法、関係機関との協力体制、対策本部の運営等について整備を推進し、防災体制の確立を図る。 (2) 異常気象時における運転の停止等 ア 異常気象時等においては、バスの運転の中止等を行う。 イ 中止等の基準は資料編（10-10）<私鉄道・私バスの運転停止基準>のとおりである。 (3) 運行規制の実施状況に関する広報</p>

第4節 防災知識の普及計画

地震等による被害を最小限にとどめるため、市職員をはじめ、市民及び各組織等を対象に地震等の防災に関する知識と防災対応を啓発指導し、個々の防災力向上を図る。

また、災害対策関係職員及び市民に対する災害予防あるいは災害応急対策等に関する防災知識の普及は、国が決定した国民運動の推進の主旨も踏まえ、概ね次により行う。

区 分	内 容
教育機関	防災に関する教育の充実に努める。
市及び県	(1) 多様な主体が関わる地域コミュニティにおいて、防災に関する教育の普及推進を図る。 (2) 防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。 (3) 被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するように努めるとともに、「男女共同参画の視点からの防災手引書」なども活用し、男女共同参画の視点からの防災対策を推進する。 (4) 専門家（風水害にあつては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。

1 普及の方法

市及び県は、様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、津波災害と防災に関する市民の理解向上に努める他、防災知識の普及は次の方法により行う。

区 分	内 容
学校教育、社会教育を通じての普及	災害の種類、原因等についての科学的知識並びに災害予防措置、避難方法を学習内容等に組み入れ、学校教育及び社会教育の全体を通じて防災教育の徹底を図る。 また、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。
職員及び関係者に対する普及	防災関係機関における災害対策関係職員の防災体制、適正な判断力等をあらゆる機会を利用してその徹底を図る。
ラジオ・テレビ・新聞、印刷物等による普及	市民に対し、その時期に応じてラジオ・テレビ・新聞等の広報媒体を通じ、又、印刷物等を作成配布し、防災知識の高揚を図る。
映画、スライド、講演会等による普及	防災関係者並びに市民に対し、映画、スライド、講演会を適宜開催しその普及を図る。

2 普及すべき内容

防災知識の普及にあたっては、周知徹底を図る必要のある事項を重点的に普及する。

普及事項は概ね次のとおりである。

区 分	内 容
普及事項	(1) 防災気象に関する知識 (2) 防災の一般的知識 (3) 市地域防災計画の概要 (4) 自主防災会の意義

	(5) 災害危険箇所に関する知識 (6) 災害時の心得 ア 災害情報等の聴取方法 イ 停電時の心構え ウ 早期避難の重要性、避難行動への負担感・過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識・正常性バイアス等を克服し避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること、安全な親戚・知人宅や職場・ホテル・旅館等の避難場所・避難路等の事前確認の徹底 エ 食料、飲料水、携帯トイレ等、在宅で生活を継続するための準備 オ 避難所の適正な運営 カ その他災害の態様に応じ、とるべき手段方法等 キ 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方や企業・学校の計画的な休業・休校等について ク 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影する等、生活の再建に資する行動 (7) 要配慮者及び男女双方の視点への配慮
--	---

3 市の実施事項

市長は、職員が地域における防災活動に率先して参加するとともに、当該活動を指導するための教育を行う。

市は、住民自らが生命、身体及び財産を守り、あわせて地域の地震等の災害を予防し、あるいは軽減することに資するため、必要な教育及び広報を行う。この場合、地域の特性等による地震等災害の態様等を十分に考慮して実情にあったものとする。

啓発内容については、概ね県の例による。

(1) 市職員等に対する教育

市職員として、行政を進める中で、積極的に地震等の防災対策を推進し、同時に地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えなど、次の事項について研修会等を通じて教育を行う。

教育に当たっては、大学の防災に関する講座等との連携、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。

区 分	内 容
市職員等に対する教育事項	ア 地震・津波等の防災に関する基礎知識
	イ 東海地震等の災害発生に関する知識
	ウ 第4次地震被害想定の内容
	エ 「静岡県地震対策推進条例」に規定する対策
	オ 「市地域防災計画」の内容と市が実施している地震等の防災対策
	カ 地震等が発生した場合及び地震が予知された場合、具体的にとるべき行動に関する知識
	キ 職員等が果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
	ク 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義と、これらに基づきとるべき措置
ケ 南海トラフ地震に関連する情報の意義と、これらに基づきとられる措置	

コ	緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置
サ	家庭の地震等の防災対策と自主防災会の育成強化対策
シ	地震等の防災対策の課題その他必要な事項
ス	気象状況の知識
セ	救急・救出の実務
ソ	非常無線の取扱方法
タ	災害危険箇所に関する知識
チ	その他防災に関すること

上記のうち、カからクについては年度当初に各課・各施設等において、所属職員に対し、十分に周知する。

各部局等は、所管事項に関する地震等の防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員に対する教育を行う。

なお、上記の他、市教育委員会は「静岡県防災教育基本方針（県教育委員会編）」及び「学校の地震防災対策マニュアル（県教育委員会編）」によって、それぞれ職員に対して教育を行う。

（２）生徒等に対する教育

市教育委員会は、公立学校に対し、幼児・児童・生徒（以下「生徒等」という。）に対する地震等の防災教育の指針を示し、その実施を指導する。

住んでいる地域の特徴・災害リスクや過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努める。

保育園等については、これに準じた教育を行うよう指導する。

区 分	内 容
生徒等に対する指導	<p>自らの安全を確保するための判断力や行動力の育成、生命の尊重や地域の安全のために貢献する心の育成、防災に関する知識・理解を深める学習等の指導を、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等、教育活動の全体を通して実践する。</p> <p>ア 災害発生時の実践的な防災対応能力を身につけられるよう、学校の防災訓練の充実を図る。</p> <p>イ 社会に奉仕する精神を培うとともに、防災ボランティアとして活動するための知識や技術を習得するため、学校教育だけでなく地域社会の各種の取組を活用して、ボランティア活動への参加を促進する。</p>
応急救護の技能習得	中学生、高校生を中心に応急救護の実践的技能の修得の徹底を図る。

（３）市民に対する防災思想の普及

市は、地震発生時、南海トラフ地震臨時情報発表時に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。

この際、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦、性的マイノリティ等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

市は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、二次災害防止、大規模広域避難に

関する総合的な知識の普及に努めるものとする。

3月11日を含む10日間を「津波対策推進旬間」、11月を「地震防災強化月間」と定め、それぞれ、避難対策、突発地震が発生した場合の対応及び家庭内対策を中心に啓発活動を重点的に実施する。

この場合、自主防災会及び専門的知識を持つふじのくに防災フェロー、ふじのくに防災士その他防災士等の積極的な活用を図る。また、市及び県は、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図る。

市は、国及び県と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

区 分	内 容	
一般的な啓発	啓発内容	ア 東海地震等防災の基礎的な知識 イ 第4次地震被害想定の内容 ウ 「静岡県地震対策推進条例」に規定する対策 エ 突発地震等の災害が発生した場合の行動指針等の応急対策 オ 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義と、これらの情報発表時の行動指針等の基本的知識 カ 南海トラフ地震に関連する情報の意義と、これらの情報発表時にとるべき行動等の基本的知識 キ 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置 ク 地域及び事業所等における自主防災活動及びそれらの連携の重要性 ケ 防災関係機関等が講ずる災害応急対策及び地震防災応急対策 コ 津波・山・崖崩れ危険予想地域等に関する知識 サ 避難地、避難路、その他避難対策に関する知識 シ 住宅の耐震診断及び耐震改修、ブロック塀の倒壊防止、家具の固定、ガラスの飛散防止、火災予防、非常持出品の準備等の平常時の準備 ス 居住用の建物・家財の保険・共済加入等の生活再建に向けた事前の備え セ 消火、救出・救助、応急手当等に関する知識 ソ 避難生活に関する知識 タ 要配慮者への配慮及び男女双方の視点への配慮 チ 安否情報の確認のためのシステム ツ 地域コミュニティ等との連携による森林保全活動の重要性 テ 地域コミュニティ、文化財愛護団体等との連携による文化財保護活動の重要性 ト 避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において被災者や支援者が性犯罪・性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないための、「暴力は許されない」意識の普及・徹底
	手段・手法	パンフレット、リーフレット、ポスター、映画フィルム、ビデオテープ及び報道機関等の媒体や湖西市地域防災指導員等の専門的知識を有する人材を活用し、地域の実情に合わせたより具体的な手法により、県と協力して普及を図る。 特に突然発生した地震に対する市民の行動指針について、周知

		徹底を図る。
社会教育を通じての啓発		ア 市教育委員会は、市内のPTA、青少年団体等、社会教育関係団体を対象とした各種研修会、集会等を通して、地震防災に関する知識の普及啓発を図り、市民がそれぞれの立場から社会の一員としての自覚を持ち、地域の地震防災に寄与する意識を高める。 イ 文化財を地震災害から守り、後世に確実に継承するため、文化財愛護団体等の諸活動を通じ、文化財に対する防災知識の普及を図り、保護の担い手づくりに努める。
	啓発内容	(ア) 市民に対する一般的な啓発に準ずる。 (イ) その他、各団体の性格等を考慮し、それぞれに合致したものとする。
	手段・手法	各種学級講座、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。
各種団体を通じての啓発		ア 市は、各種団体に対し、研修会、講演会、資料等の提供、映画フィルム等の貸出し等を通じて、地震防災思想の普及に努める。 イ これによって、それぞれの団体の構成員である民間事業所等の組織内部における防災知識の普及を促進させる。 ウ 市は、国(総務省)及び県と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。
自動車運転者に対する啓発		ア 南海トラフ地震臨時情報発表時及び地震発生時において、自動車運転者が措置すべき事項について徹底を図る。 イ 南海トラフ地震臨時情報発表時における自動車の運転の自粛について啓発に努める。
防災上重要な施設管理者に対する教育		地震防災応急計画及び対策計画の作成・提出の指導等を通じ、南海トラフ地震臨時情報発表時、緊急地震速報を受信した時及び地震発生時における施設管理者のとるべき措置についての知識の普及に努める。
相談窓口等		市は、それぞれの機関において、所管する事項について市民の地震対策の相談に積極的に応ずる。※資料編(21-1)〈相談・受付等窓口一覧表〉
	総括的な事項	危機管理課
	建物等に関すること	建築住宅課

4 防災関係機関

東海旅客鉄道株式会社(鷺津駅、新所原駅、新居町駅)、日本貨物鉄道株式会社、西日本電信電話株式会社(浜松支店)、中部電力株式会社(浜松営業所、浜松電力センター)、中日本高速道路株式会社東京支社(浜松保全・サービスセンター)、天竜浜名湖鉄道株式会社、一般社団法人静岡県LPガス協会(西部支部湖西地区会)等の防災関係機関は、それぞれ所掌する事務又は業務に関する地震防災応急対策、災害応急対策、利用者等の実施すべき事項等について広報を行う。

第5節 防災のための調査研究

1 実施方針

市における災害発生の態様から、自然災害に重点をおき、次のとおり調査研究を行う。

実施方針	<p>(1) 市の地形、地質的素因が自然的災害の発生にあたって、どのような反応を示すか調査検討する。</p> <p>(2) 古文書など過去の災害史を通じて、どんな種類の災害が発生しているかを調査・検討する。</p> <p>(3) 災害史の検討により災害発生のメカニズムを理解する。</p> <p>(4) 今後同様のメカニズムが他のどの場所に発生する可能性があるか、地形、地質の面から検討する。</p> <p>(5) 要防災の程度を区分する。</p> <p>(6) 要防災地域を対象に具体的な調査を実施する。 ア 災害の種類によっては、その地点、波及する範囲、被害の様相を予見することができる。こうした防災基礎調査の活用は従来、とくなくおざりにされがちであったため、結果的に大きな災害をもたらすことがあった。このような点を改めるため、専門家の防災基礎調査を活用して概況の把握に努める。 イ 都市化の進展に伴い都市周辺部の山地、丘陵地の宅地造成が活発に行われるようになり、宅地災害の発生が大きな問題となってきている。このような新しいタイプの災害発生を未然に防ぐため、事前に対策を検討しておく必要がある。</p> <p>(7) 要防災地域の防災パトロールの実施 危険性があると判断される地域箇所については防災パトロールを強化し、災害発生を事前にキャッチする。</p>
------	---

2 土地条件調査上における主要問題点

考慮すべき点
<p>(1) 高潮、津波に関すること</p> <p>(2) 液状化に関すること</p>

3 災害発生状況調査

区 分	内 容
地震	過去の主な地震災害の発生状況や被害を整理するとともに、観測技術やリスク評価（プレート境界型の地震、活断層型の地震）、応急対策実施状況等の資料を収集し、今後の防災対策の資料とする。
津波	過去の主な津波被害の発生状況を整理するとともに、津波観測技術や津波の被害予測に係る基礎資料を収集し、今後の防災対応の基礎とする。
風水害	過去の主な風水害の発生状況を整理するとともに、浸水や地すべりに係る基礎資料を収集及び作成し、今後の防災対策の資料とする。
大火災	火災について、その発生時点における気象状況、被害、規模、発生地域等を把握し、今後の火災防止の資料とする。

第6節 市民の避難誘導體制

市は、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所（以下「避難地」という。）及び被災者が避難生活を送るための指定避難所（以下「避難所」という。）のほか、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知に努める。

1 避難地・避難路の周知啓発

市は住民等に対し、避難地が災害種別に応じて指定されていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した避難地を避難先として選択すべきであることについて、日頃から周知啓発に努める。

2 避難地・避難路の安全性の向上

市は、関係機関と協力し、避難地及び避難路を、避難行動要支援者にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保等、総合的に安全性の向上を図る。

（1）避難地

- ① 避難地標識等による住民への周知
- ② 周辺の緑化の促進
- ③ 複数の進入口の整備

（2）避難路

- ① 沿道における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- ② 落下・倒壊物対策の推進
- ③ 誘導標識、誘導灯の設置
- ④ 段差解消、誘導ブロックの設置

3 避難所の指定、整備

市は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により避難を必要とする住民を臨時で受け入れることのできる避難所を指定する。避難所となる施設については、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備を進めるとともに、必要に応じて、避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

（1）避難所の指定

避難所は、自治会、町内会単位で指定し、非構造部材も含めた耐震化・不燃化の促進、非常用電源の確保等、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。具体的には次のとおりとする。

- ① 市は、できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルスを含む感染症対策等を踏まえその管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な避難所をあらかじめ指定し、平常時から場所や収容人数等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ウェブサイトやアプリケーション等の多様な手

段の整備に努めるものとする。

- ② 市は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに避難者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。
- ③ 市は、学校を避難所として指定する場合には、学校は教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- ④ 市は避難所の施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の設備の整備を努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。特に、良好な生活環境確保のためにはトイレ（衛生）、キッチン（食事）、睡眠（ベッド）に関する環境の向上が重要であることから、市はこれらの環境改善に努め、県はこれを支援するものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。なお、市及び県は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、平常時から避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携をして、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修所、ホテル、旅館、地域の公民館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。さらに、静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」などを活用し、非接触型の避難所運営に努めるものとする。
- ⑤ 市は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーテーション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

(2) 2次避難所の整備

① 福祉避難所

・市は、一般の避難所では生活することが困難な障害のある方、医療的ケアを必要とする方等の要配慮者を受け入れるため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定し、周知するものとする。この際、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。また、市は、受入れ対象者を特定しての公示を活用しつつ、一般の避難所で過ごすことに困難を伴うおそれがある障害のある方等の要配慮者が、必要となった際に福祉避難所へ直接避難することを促進するため、個別避難計画の策定に当たり、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整するよう努めるものとする。

・市は、要配慮者の要配慮特性に応じ、すべての要配慮者を受け入れることができるよう、福祉避難所を確保するものとする。

・市は福祉避難所の円滑な運営を行うため、「市町福祉避難所設置・運営マニュアル（県モデル）」に基づいた「市福祉避難所設置・運営マニュアル」を整備するとともに、定期的に要配慮者の避難支援対策に関する訓練を実施するものとする。

・市は災害発生時において円滑に福祉避難所が設置・運営できるよう、自主防災組織、地域住民、関係団体、要配慮者及びその家族に対して、要配慮者の避難支援対策、福祉避難所の目的やルール等を周知するものとする。

・市は、災害発生時に福祉避難所の設置・運営に必要な物資・機材や運営人材の確保がなされるよう、指定先の社会福祉施設や関係団体・事業者等との間で事前に調整し、覚書等を交わすものとする。特に、医療的ケアを必要とする方に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

② 2 次的避難所

・2 次的避難所は、市の用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障を来すと判断される者を原則として7日以内の期間受け入れ、健康を回復させることを目的とするものである。

・市は、大規模な災害により多数の市民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、避難者等を受け入れるため、宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。

・市は大規模な災害により、事前に協定を結んだ宿泊施設だけでは2 次的避難所が不足する場合、速やかにその確保に努める。

4 避難地、避難所等の施設管理

(1) 市

市は、県の示した「避難所運営マニュアル」を踏まえて、以下の事項を定めて管理運営体制を整備するとともに、訓練等を通じて、住民等に対し、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所の運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

- ① 避難所の管理者不在時の開設体制
- ② 避難所を管理するための責任者の派遣
- ③ 災害対策本部との連絡体制
- ④ 自主防災組織、施設管理者との協力体制

また、避難地の管理条件等については、「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」（内閣府）を参考とする。

(2) 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の

利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。

学校は、保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引き渡しに関するルールをあらかじめ定める。また、市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町間、施設間の連絡体制の構築を行う。

(3) 不特定多数の者が利用する施設の管理者

地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害の発生に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

また、市は施設の管理者等に対して、計画作成を働きかけていく。

5 避難情報と住民がとるべき行動(安全確保措置)の周知・啓発

・市が発令する避難情報と、それに対応して住民に求められる安全確保措置について、市は、日頃から住民等への周知啓発に努める。特に、ハザードマップ等により平素から自宅等の危険の有無を確認すべきこと、市から避難情報が発令されたら直ちに避難行動をとるべきこと、避難情報が出されなくても身の危険を感じたら躊躇なく避難すべきことを強く啓発するものとする。周知啓発に資するため、市及び県は、国が整備する避難所等に関する統一的な地理空間情報の充実に努めるものとする。

・避難情報が発令された場合の避難行動としては、避難地、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難(立ち退き避難・水平避難)を基本とする。ただし、「避難」とは「難」を「避」けることであり、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で自宅・施設等の浸水しない上階への避難(垂直避難)、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる(退避)等により「屋内安全確保」を行う。また、避難時の周囲の状況等により、避難地等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行う。

・住民は避難情報が出されなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、自ら氾濫危険情報などの警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断すると共に、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。

・市は、河川氾濫、土砂災害、地震・津波等の災害リスクごとに「いつ」、「どこへ」避難するかをあらかじめ整理し記載する「わたしの避難計画」を、河川氾濫に係る避難行動計画(マイ・タイムライン)の作成と並行して推進し、住民の早期避難意識の醸成を図る。

第7節 防災訓練

市における本部運営機能の向上、防災関係機関との連携強化、地域の防災体制の確立、市民の防災意識の高揚、大規模広域災害時の円滑な広域避難の実施及び過去の災害対応の教訓

の共有を図るため、年間を通じて計画的かつ段階的に実践的訓練を実施する。また、県、市等の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。さらに、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。なお、関係機関間での協定締結などによる連携強化に当たっては、訓練等を通じて発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなどにより、実効性の確保に努めるものとする。

区 分	内 容
総合 防災訓練 の実施	(1) 災害が発生した場合に、災害応急対策の完全遂行を図るためには、平素からこれに対処する心構えを養っておかなければならない。 特に法の趣旨に基づき、総合的かつ計画的な防災体制の整備が要請されている現況に鑑み、他の地方公共団体や防災関係機関並びに水防協力団体、自主防災会、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた市民の協力を得て、概ね次の事項に重点をおき、総合防災訓練を実施する。
	ア 水防 イ 消火 ウ 交通規制 エ 道路啓開 オ 救出・救護 カ 避難・誘導 キ 通信情報連絡 ク 救助物資輸送 ケ 避難所運営 コ 給水・炊出し サ 応急復旧 シ 遺体措置
	(2) 総合防災訓練では、要配慮者に十分配慮した訓練を実施し、要配慮者を支援する体制が整備されるように努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
防災 関係者等の 訓練実施	湖西市災害対策本部（以下「市災害対策本部」という。）要員をはじめとした防災関係者は、各種防災知識を取得し、災害時において速やかに応急措置等の活動ができるように、実際に即した個別訓練並びに連携訓練を実施する。
救助・救急 関係機関の 連携	市、県及び関係事業者は、職員の安全確保を図りつつ効果的な救助・救急活動を行うため、救助・救急関係省庁とともに「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。
非常 通信訓練	災害時において、災害地から市災害対策本部及び静岡県災害対策本部西部方面本部（以下「県西部方面本部」という。）並びに関係官公署に対する災害通報及び情報発信が迅速正確に行い得るよう、通信訓練を実施する。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意するものとする。
防災訓練の ための交通 の禁止又は 制限	公安委員会は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、当該防災訓練の実施に必要な限度で区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。 その場合、禁止又は制限の対象、区域又は道路の区間及び期間を記載した「災害対策基本法施行規則」第5条に掲げる標示を設置することとなっている。※資料編（10-2）＜訓練のための通行止め標識＞
防災訓練の 評価等	防災訓練後には評価を実施し、課題・問題点を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第8節 自主防災会の育成

地震、風水害等の異常な大災害が発生した場合には、通信、交通の途絶等の悪条件が重なり、消防、水防、警察等関係機関の防災活動（公助）が地域の末端に十分即応できない事態が予測される。

特に、広域被災が予想される南海トラフ地震等に際しては、国、県、市をはじめ防災関係機関が総力をあげて対策を講じなければならないが、発災初期においては公助が地域の末端まで行き届かないおそれが強く、これに対処するためには、市民自らの防災活動（自助・共助）が必要であり、また、この活動は組織的に行われることにより効果的なものとなる。

当面、南海トラフ地震等の対策を主眼に地域の実情に応じた自主防災会の育成を積極的に推進し、あわせて、風水害等に対しても、地域保全のための防災活動を行う。

また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

1 自主防災会の概要

区 分	内 容	
組織	自治会等を活用し防災担当役員を設けて防災活動が効果的に実施できる組織とする。また、市は、自主防災活動に多様な意見が反映されるための手段の一つとして、自主防災組織の責任者又は副責任者への女性の登用や、防災委員等役員への女性の3割以上の配置など、女性の参画が促進されるよう、自主防災組織への助言・支援等に努めるものとする。	
編成	本部組織として、消火班、救出・救助班、情報班、避難誘導班、生活班、衛生救護班、災害時要援護者班、安全点検班、清掃班、補修班等を置き必要に応じて小単位の下部組織を置く。併せて、住民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わる防災委員を置く。	
活動内容	平常時	防災知識の普及、防災訓練、防災資機材の備蓄・点検、危険箇所の点検・把握、避難計画の作成、各種台帳の整備・点検等を行う。
	災害時	地域の警戒、情報の収集・伝達、消火、救出救助、応急手当、避難誘導、避難所の立上げ、在宅避難者の支援等を行う。

2 推進方法

区 分	内 容
推進方法	(1) 市長が委嘱する市地域防災指導員並びに湖西市消防団の協力を得て、自主防災会の育成指導を実施する。 (2) 市民に対して、自主防災会の意義を強調し、十分意見を交換して、地域の実情に応じた組織の育成を指導するとともに、防災資機材等の整備についての助成を行う。 (3) 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮してきめ細かく実施するよう指導する。

3 研修会等の開催

市及び県は、自主防災に関する認識を深め、自主防災会を充実するため、定期的に研修会を開催し、自主防災会のリーダーの養成を図る。その際、女性の参画の促進及び男女共同参画の視点を踏まえた知識・訓練等を指導できる人材の育成に努める。

4 市民の果たすべき役割

地震、津波等の防災に関し、市民が果たすべき役割は極めて大きい。

市民は、自分達の安全は、自らの手で守る意欲をもち、平常時から発災後にいたるまでの次の事項を想定し、可能な防災対策を着実に実施し、災害が発生した場合の備えに万全を期する必要がある。

区 分	内 容
平常時からの実施事項	(1) 防災気象に関する知識の吸収 (2) 地震防災等に関する知識の吸収 (3) 地域の危険度の理解 (4) 家庭における防災の話し合い (5) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時の避難地、避難路、避難方法、家族との連絡方法及び最寄りの医療救護施設の確認 (6) 石油ストーブ、ガス器具等について対震自動消火等火災予防措置の実施 (7) 家屋の補強等 (8) 家具その他落下倒壊危険物の対策 (9) 就寝時の非常持ち出し品、屋外避難用衣類、運動靴の配備 (10) 飲料水、食料、携帯トイレ、日用品、医療品等生活必需品の備蓄（飲料水については、1人1日3リットルを3日分、食料については最低7日分、うち3日分は非常持ち出し用） (11) 通信機器の充電装置、バッテリーの準備 (12) 自動車へのこまめな満タン給油 (13) 居住用の建物・家財の保険等の生活再建に向けた事前の備え (14) 緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動 (15) 動物の飼い主については、ペットフード等、飼養に要する物資備蓄（少なくとも5日分）
南海トラフ地震臨時情報発表時の実施事項	平常時の準備を生かし自主防災活動を中心として概ね次の事項が実施できるようにする。 (1) 正確な情報の把握 (2) 火災予防措置 (3) 非常持ち出し品の準備 (4) 適切な避難及び避難生活 (5) 自動車の運転の自粛
災害発生後の実施事項	(1) 出火防止及び初期消火 (2) 地域における相互扶助による被災者の救出活動 (3) 負傷者の応急手当及び軽傷者の救護 (4) 自力による生活手段の確保

5 地域における自主防災会の果たすべき役割

地域における防災対策は、自主防災会により共同して実施することが効果的である。

自主防災会は、市や県と協力し、地域の防災は自らの手で担う意欲をもって、平常時から次の活動をする。※資料編（12-10）＜自主防災会防災資機材一覧表＞

区 分	内 容
防災知識の学習	正しい防災知識を一人ひとりが持つよう映画会、講演会、研修会、訓練その他あらゆる機会を活用し、啓発を行う。 主な啓発事項は、東海地震等の知識、南海トラフ地震臨時情報の意義や内容、平常時における防災対策、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応、災害時の心得、自主防災会が活動すべき内容、自主防災会の構成員の役割、女性が自主防災組織に参画する重要性等である。
「防災委員」の自主防災会内で	各地区自主防災会で防災委員を選任し、選任された防災委員は、市民の防災対策の啓発活動を行う他、自主防災会内においても、役員として、又は、会長

の活動	の相談役、補佐役として『自主防災地図の作成』以下の諸活動の企画、実施に参画する。
自主防災地図の作成	自主防災会は、地域に内在する危険や、災害時に必要となる施設等を表す地図を作成して掲示し、あるいは各戸に配付することによりの確な防災計画書の作成を容易にするとともに、一人ひとりの防災対応行動の的確化を図る。
自主防災会の防災計画書の作成	地域を守るために必要な対策及び自主防災会構成員ごとの役割をあらかじめ防災計画書などに定めておく。
自主防災会の台帳の作成	(1) 自主防災会が的確な防災活動を行うのに必要な自主防災会の人員構成、活動状況、資機材等設備の現況及び南海トラフ地震臨時情報発表時の避難行動を明らかにしておくため、自主防災会ごとに次に掲げる台帳を作成しておく。 ア 世帯台帳（基礎となる個票） イ 避難行動要支援者台帳（要配慮者に関する台帳） ウ 人材台帳 エ 自主防災会台帳 (2) 避難行動要支援者台帳（要配慮者に関する台帳）の整備にあたっては、民生委員・児童委員や身体障害者相談員、福祉関係団体等との連携に努める。
防災点検の日の設置	家庭と地域の対策を結びつける効果的な防災活動を行い、また、防災活動用の資機材の整備及び点検を定期的に行うため「防災点検の日」を設ける。
避難所の運営体制の整備	「湖西市避難所運営マニュアル」や「避難生活の手引き（静岡県）」、「避難所運営マニュアル（静岡県）」を参考に、各避難所ごとに自主防災会が協同して、避難所の施設管理者と協力して避難所ごとのルールやマニュアル等の運営体制を整備する。
防災訓練の実施	(1) 総合防災訓練・地域防災訓練・その他の訓練において、災害発生時、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応に関する次の事項を主な内容とする防災訓練を実施する。 ア 情報の収集及び伝達の訓練 イ 出火防止及び初期消火の訓練 ウ 避難訓練 エ 救出及び救護の訓練 オ 炊き出し訓練 カ 避難所の開設及び運営に関する訓練 この場合、他の地域の自主防災会、職域の防災組織、市と有機的な連携をとる。 また、要配慮者への配慮及び男女共同参画の視点を生かした訓練の実施に努める。 (2) 訓練終了後は評価を実施し、課題・問題点を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行う。
地域内の他組織との連携	地域内事業所の防災組織や地域におけるコミュニティ組織、民生委員・児童委員、身体障害者相談員、福祉関係団体等と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努める。

6 市の指導及び助成

区 分	内 容
自主防災会づくりの推進	市は、県西部地域局と連携して、市民と災害対策について十分話し合い、共通の目的意識を持ち、地域に見合った自主防災会づくりを推進するとともに、自主防災会と防災関係団体等による協働を促進し、地域防災力の強化と底上げに努める。
防災委員制度	(1) 市は、自主防災会の長が選任した防災委員を通じ、自主防災意識及び市

	<p>民の防災対策の啓発活動の強化を図る。</p> <p>(2) 防災委員は、自主防災会の中核として、市民の生命と財産を守るため防災問題についての知識・経験及び技術を習得し、市民の防災意識の高揚を図る。</p>			
地域防災指導員制度	<p>(1) 市は、自主防災会の活性化を図るため、地域防災指導員を委嘱・育成する。</p> <p>(2) 市は、県と連携して、災害図上訓練（DIG）をはじめとする研修を実施する他必要な情報の提供を行い、地域防災指導員の能力向上を図る。</p> <p>(3) 地域防災指導員は、住民の防災意識の高揚、自主防災会の育成等による地域防災力の強化と底上げを図るため、次の各号に掲げる活動を行う。</p> <p>ア 防災知識の普及に関すること。</p> <p>イ 防災訓練の企画、立案、実施に関すること。</p> <p>ウ 複数の自主防災会の連携強化と防災情報の共有化</p> <p>エ 個別指導等によるきめ細かな自主防災活動の指導</p> <p>オ 市又は県の施策の広報や推進、普及協力</p> <p>カ 市又は県に対する防災モニターとしての地域防災情報の収集、伝達</p> <p>キ 自主防災会への活動支援に関すること</p>			
自主防災に関する意識の高揚	<p>市及び県は、自主防災に関する認識を深め、自主防災会を充実するために、定期的に研修会を開催する。その際、女性の参画の促進及び自主防災会における男女共同参画に関する理解の促進に努める。</p>			
	研修名	実施機関	対象者	目的
	自主防災会中核的リーダー研修	市	市長の推薦による自主防災会の中心的リーダー（会長・副会長・班長・防災委員等）	防災上の知識・技能の向上を図ることにより単位自主防災会の活性化に資するとともに、自主防災活動の情報交換を行い、広域的な視野を持つ地域リーダーとしての活動者を育成する。
組織活動の促進	<p>市は、消防本部及び消防団等と有機的な連携を図りながら適切な指導を行い、自主防災会が行う訓練、津波避難計画の作成、その他の活動の充実を図る。</p>			
コミュニティ防災センターの活用	<p>市は、コミュニティ防災センターを設置し、自主防災活動の拠点として次の事項等について活用する。</p> <p>(1) 平常時は自主防災活動の中心として、防災訓練及び防災知識の普及の場とする。</p> <p>(2) 南海トラフ地震臨時情報発表時は、自主防災会の地震防災応急対策の活動拠点とするとともに、避難を必要とする者を受け入れる施設とする。</p> <p>(3) 地震発生後は、緊急に避難するための施設として活用する他、自主防災活動等の拠点とする。</p>			
自主防災会への助成	<p>自主防災会の活動に必要な防災用資機材等の整備を促進するため、市及び県は必要な助成を行う。</p>			
静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」の活用	<p>市は、当該アプリに搭載した機能を活用し、自主防災組織毎の状況を把握及び理解するとともに、自主防災組織の役員が自らの組織の状況を評価し改善できるようにするなど、地域防災力の向上に努めるものとする。</p>			

7 自主防災会と消防団との連携

実施主体	内 容
自主防災会、	(1) 消防団は市民により構成される消防機関であり、自主防災会の訓練に消

<p>消防団</p>	<p>防団が参加し、資機材の取扱いの指導を行ったり、消防団OBが自主防災会の役員に就任するなど、組織同士の連携や人的な交流等を積極的に図ることとする。</p> <p>(2) 消防団と自主防災会の連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。また多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促す。その際、女性の参画の促進に努める。</p> <p>(3) 市及び県は、消防団について、加入促進による人員の確保、車両・資機材の充実や教育・訓練の充実に努める。</p>
------------	--

第9節 事業所等の防災活動

事業所及び施設を管理し、又は運営する者（以下「事業所等」という。）は、平常時から次の事項について努めなければならない。

内 容	
	<p>(1) 従業員・利用者等の安全を守るとともに、地域に災害が拡大することのないよう的確な防災活動を行い、被災住民の救出等地域の一員として防災活動に参加すること。</p> <p>(2) 自主的な防災組織を作り、関係地域の自主防災組織と連携を取り、事業所および関係地域の安全を確保すること。</p> <p>(3) 発災後数日間、従業員・利用者等を事業所内に留めておくことができるよう、施設の耐震化、機材の固定、必要な物資の備蓄を実施すること。</p> <p>(4) 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材、役務の提供等を業とする事業所等は、事業活動に関し、県、市町が実施する防災に関する施策へ協力すること。</p> <p>(5) 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することがないように、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずること。</p>

区 分	内 容
<p>平常時からの防災活動の概要</p>	<p>(1) 防災訓練</p> <p>(2) 従業員等の防災教育</p> <p>(3) 情報の収集、伝達体制の確立</p> <p>(4) 火災その他災害予防対策</p> <p>(5) 避難対策の確立</p> <p>(6) 救出及び応急救護等</p> <p>(7) 飲料水、食料、災害トイレ等、生活必需品等、災害時に必要な物資の確保</p> <p>(8) 施設及び設備の耐震性の確保</p> <p>(9) 予想被害からの復旧計画策定</p> <p>(10) 各計画の点検・見直し</p>
<p>防災力向上の促進</p>	<p>(1) 市及び県は、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的な参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。</p> <p>(2) 事業継続計画の策定に積極的な事業所を支援するための情報提供体制等の整備に努める。</p> <p>(3) 市及び県は、物資供給事業者等の協力を円滑に得るため、協定の締結</p>

	等に努める。 (4) 市、県及び商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。
事業継続計画の取組	事業所等はの事業所の果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定・運用するとともに、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど防災活動の推進に努める。

第10節 地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市内の一定地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができる。

市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めることができる。

なお、市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第11節 ボランティア活動に関する計画

区 分	内 容
ボランティア活動の支援	(1) 市は、市社会福祉協議会等と協力して、地域の災害ボランティア団体等を支援し、防災に関する知識の普及、啓発に努め、災害対策活動の促進を図る。 (2) 市は、災害時にボランティア活動の申出者に対する情報の提供、配置調整等を行う災害ボランティア・コーディネーターとの連携に努める。
ボランティア活動資機材の整備	市は、市災害ボランティア本部及びボランティア活動に必要な各種資機材の整備に努める。

第12節 要配慮者支援計画

要配慮者に対し、その支援する内容等に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制を整備する。

1 要配慮者支援体制の整備

区 分	内 容						
要配慮者支援体制	<p>(1) 市は、要配慮者に対する情報の伝達や安否確認、避難地又は避難所における対応等が迅速かつ的確に実施できるよう、防災担当部局と福祉担当部局等との連携の下、消防団、自主防災会等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険事業所、障害者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等要配慮者の避難支援体制を整備する。※資料編（13-1）<湖西市避難行動要支援者支援プラン></p> <p>(2) 地域においては、市のみでなく、自主防災会が中心となり、次の関係団体が協力して要配慮者の支援にあたるため、日頃から連携して災害時の協力体制の整備に努める。</p> <table border="1" data-bbox="437 689 1396 875"> <tr> <td data-bbox="437 689 624 763">行政機関</td> <td data-bbox="624 689 1396 763">警察、消防、健康福祉センター（保健所、児童相談所）、特別支援学校等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="437 763 624 799">地域組織</td> <td data-bbox="624 763 1396 799">自治会、町内会等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="437 799 624 875">福祉関係者、福祉関係団体</td> <td data-bbox="624 799 1396 875">民生委員・児童委員、身体障害者相談員、社会福祉協議会、老人クラブ、介護保険事業所、障害者団体等</td> </tr> </table>	行政機関	警察、消防、健康福祉センター（保健所、児童相談所）、特別支援学校等	地域組織	自治会、町内会等	福祉関係者、福祉関係団体	民生委員・児童委員、身体障害者相談員、社会福祉協議会、老人クラブ、介護保険事業所、障害者団体等
行政機関	警察、消防、健康福祉センター（保健所、児童相談所）、特別支援学校等						
地域組織	自治会、町内会等						
福祉関係者、福祉関係団体	民生委員・児童委員、身体障害者相談員、社会福祉協議会、老人クラブ、介護保険事業所、障害者団体等						
県の要配慮者支援体制	<p>県は、DWAT（災害派遣福祉チーム）及び応援職員（福祉関係職員等）の派遣並びに要配慮者のための物資等を供給できるよう応援体制を確保する。</p>						
避難行動要支援者の把握、名簿、個別避難計画の作成	<p>(1) 市は、市に居住する要配慮者のうち、災害が発生、又は発生のおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下、「避難行動要支援者」という）の把握に努める。</p> <p>(2) 市は、避難行動要支援者について避難支援等（避難の支援、安否の確認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置）を実施するための基礎とする名簿（避難行動要支援者名簿、以下「名簿」という）を、市地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、作成する。また、記載する対象者の範囲、項目、運用については、別にこれを定める。※資料編（13-1）<湖西市避難行動要支援者支援プラン></p> <p>(3) 市は、避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、名簿を必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用には支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。</p> <p>(4) 市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者（消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災会その他の避難支援等の実施に携わる関係者）に対し、本人の同意を得ることにより、名簿情報を提供する。ただし、現に災害が発生、又は発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に対し、必要に応じ提供する。</p> <p>(5) 上記により名簿情報の提供を受けた者その他の名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、秘密保持義務が生ずる。市は、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報漏えい防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の必要な措置を講ずる。</p> <p>(6) 市は、湖西市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局との連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努</p>						

	<p>めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>(7) 市は、湖西市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災会など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、市の条例の定めに基づき、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、県等多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えい防止等必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(8) 市は、個別避難計画は作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時からの避難支援体制の整備、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。</p>
防災訓練	市は、県と連携し、要配慮者の避難誘導、避難所における支援等を適切に行うため、要配慮者が参加する防災訓練を実施する。
人材の確保	市は、県と連携し、日頃から手話通訳者、要約筆記者、外国語通訳、ガイドヘルパー、介護技術者等、要配慮者の支援に必要な人材の確保に努める
協働による支援	市は、県と連携し、要配慮者の支援を行うため、社会福祉施設、ボランティア、福祉関係団体の他、地域の企業とも協働して推進し、必要に応じて事前に協定を締結する。
地区防災計画との整合	市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。
避難支援等関係者等の安全確保	市は、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者等の安全確保に十分配慮する。
観光客の安全確保	市は、県及び関係事業者等と連携し、外国人を含めた観光客の安全が確保されるよう、災害情報の提供等に努めるとともに、情報伝達や避難誘導、帰宅や滞在の支援等、観光客への安全対策を行う。
要配慮者利用施設における避難確保措置等	要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

第13節 救助・救急活動に関する計画

区 分	内 容
救助隊の整備	市は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。

第14節 応急仮設住宅・災害廃棄物処理

区 分			内 容
応急住宅	応急仮設住宅	建設型応急住宅	市は、応急仮設住宅の用地に関し、洪水、高潮、土砂災害等の危険性を十分に配慮しつつ建設可能な用地を把握し、配置計画を作成するなど、あらかじめ供給体制を整備する。※資料編（17-2）<応急仮設住宅建設用地一覧表>
		賃貸型応急住宅	市及び県は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるように、あらかじめ体制を整備する。
	公営住宅		
災害廃棄物処理			<p>(1) 市及び県は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。</p> <p>(2) 市及び県は、国とともに、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地域ブロック協議会の取組等に関して、ウェブサイト等において公開する等、周知に努めるものとする。</p>

第15節 重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画

実施主体	内 容
市	<p>(1) 緊急的な燃料供給を円滑に実施するため、静岡県石油商業組合湖西支部と締結した「災害時における自動車等に必要燃料の供給に関する協定」等関係機関との連携に基づき、重要施設（救護病院、消防本部等、社会的に重要性が高い公共施設のうち、市が指定したもの）の燃料供給に必要な情報の共有を図る。</p> <p>(2) 市は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体との災害協定の締結に努めるものとする。</p> <p>(3) 市は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。</p> <p>(4) 市は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。</p>
重要施設の管理者	<p>(1) 市及び災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、燃料貯蔵施設等を安全な位置に整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄、複数事業者との燃料供給協定等の燃料確保策の多重化を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。</p> <p>特に、救護病院等の人命にかかわる重要施設については、早期に復旧ができるよう体制等を強化することとする。</p> <p>(2) 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。</p> <p>(3) 市及び上記重要施設の管理者は、燃料の調達に当たっては、災害時だ</p>

	<p>けでなく平常時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大に努めるものとする。</p> <p>(4) 市は、災害応急対策に係る重要施設の管理者に対して、あらかじめ、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の確認を行うよう努めるものとする。</p> <p>(5) 市、県、災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、それぞれの期間の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるものとする。</p>
ライフライン事業者	<p>(1) 災害発生時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体制を整備しておくものとする。</p> <p>(2) ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(3) 電気、通信等のライフライン施設については、発災後の円滑な応急対策及び早期復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(4) 被災施設の復旧予定時期の目安について利用者へ情報発信を行う体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(5) 下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。</p> <p>(6) 電気事業者等は大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。</p>

第16節 被災者生活再建支援に関する計画

区 分	内 容
人材育成	<p>(1) 住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。</p> <p>(2) 他の市町や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。</p>
実施体制の整備	<p>市は災害時に災証明書が滞りなく行われるよう、住家被害の調査や災証明書の交付の担当部局を定め、以下の事項を計画的に進めるなど、災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。</p> <p>ア 住家被害の調査及び災証明書交付の訓練</p> <p>イ 応援協定の締結</p> <p>ウ 応援の受入れ体制の構築</p>
システムの活用	<p>市は、住家被害の調査及び災証明書交付を効率的に実施するため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。</p>

第17節 市の業務継続に関する計画

区 分	内 容
業務継続体制の確保	<p>(1) 市は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。</p> <p>(2) 実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。</p>
業務継続計画等において定めておく事項	<p>市は、内閣府（防災担当）作成「市町村のための業務継続計画作成ガイド」「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」を踏まえ、少なくとも以下の事項についてあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>(1) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制</p> <p>(2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定</p> <p>(3) 電気・水・食料等の確保</p> <p>(4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保</p> <p>(5) 重要な行政データのバックアップ</p> <p>(6) 非常時優先業務の整理</p>

第18節 複合災害対策及び連続災害対策

市は、地震、津波、原子力災害、風水害、火山災害等の複合災害・連続災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより、被害が深刻化し、災害対応が困難となる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実する。

後発災害の発生が懸念される場合には、災害対応にあたる要員、資機材等について、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることにも留意する。また、その際、外部からの支援を早期に要請することも考慮する。

市は様々な複合災害・連続災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生の可能性が高い複合災害・連続災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練の実施に努める。

第19節 男女共同参画の視点からの災害対応体制整備

市は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

第20節 災害に強いまちづくり

市及び県は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」※1及び「グリーンインフラ」※2の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。

注）※1の例として、水田の貯留機能を活用した洪水抑制、海岸防災林の造成により津波防災機能を持たせること等が、※2の例として森の防潮堤づくり、多自然川づくり等の取組が挙げられる。

市及び県は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携のもと、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。

市は、平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

市及び県は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送路等防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占有の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。

第3章 災害応急対策計画

第1節 総則

この計画は、市が指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の協力を得て実施する災害応急対策に係る計画とし、概ね次の場合の措置とする。

市が県（知事）に報告・要請等を行う場合は静岡県災害対策本部西部方面本部（以下「県西部方面本部」という。）を通じて行うことを基本とする。

市が実施する措置
(1) 法第5条（市町村の責務）の規定に基づき、市の責務として実施する場合の措置
(2) 法第67条（他の市町村長等に対する応援の要求）の規定に基づき、他の市町村長等に対して応援を要求する場合の措置
(3) 法第68条（都道府県知事等に対する応援の要求等）の規定に基づき、知事等に対して応援を要求する場合の措置
(4) 法第68条の2（災害派遣の要請の要求等）の規定に基づき、知事に対して、災害派遣の要請の要求をする場合の措置

1 市地域防災計画と県地域防災計画との関係

法第42条（市町村地域防災計画）では、市町村地域防災計画は都道府県地域防災計画に抵触してはならないと規定されているが、両計画は当然に不可分の関係にあるため、市地域防災計画では、県と協力し、市が災害応急対策を実施するにあたって留意する事項について定める。

2 市の行う措置

法第50条（災害応急対策及びその実施責任）の規定に基づき市が行う応急措置は、概ね次のとおりである。

市の行う措置
(1) 警報の伝達及び避難の指示に関する事項
(2) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
(3) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
(4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
(5) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
(6) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
(7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
(8) 緊急輸送の確保に関する事項
(9) 前各号に掲げるものの他、災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項

上記（9）として行う措置の例は以下のとおりである。

・発災後直ちに、専門的技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設・設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、公共施設の応急復旧を速やかに行う。

・大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。

3 市地域防災計画と防災業務計画との関係

市地域防災計画は、指定行政機関及び指定公共機関が作成する防災業務計画に抵触しないこととし、かつ、可能な限り重複をさけるため当該機関の実施すべき事務又は業務の内容は省き、分担する基本的事項のみとする。

4 この計画を理解し、実施するための留意事項

区 分	内 容
関係法律との関係	法第10条（他の法律との関係）に定めるとおり、他の法律に特別の定めがある場合は当該法律に基づいて処理するが、災害応急対策を総合的かつ計画的に推進処理するため、可能な限りこの計画を通じてその運用を図る。
相互協力	<p>(1) 法第4条（都道府県の責務）、第5条（市町村の責務）、第6条（指定公共機関及び指定地方公共機関の責務）、第7条（住民等の責務）及び第54条（発見者の通報義務等）の規定を通じて相互に協力する責務を課せられている。</p> <p>(2) この計画の運用についても関係機関はもとより公共的団体、個人を含め相互協力のもとに処理することとし、関係機関及び関係者が誠実に各々の責務を果たすことを期待しているものである。</p> <p>(3) 市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互の連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、市は近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮するものとする。</p> <p>(4) ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、市、県及びライフライン事業者等は、関係する省庁と連携して、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実働部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催するものとする。</p>
市の配慮すべき事項	<p>(1) 要請について</p> <p>ア 市長は、市地域防災計画に基づき災害応急対策の実施が円滑に推進できるよう常に十分な配慮をするとともに、この計画により県その他関係機関の応援、実施を必要とする場合は遅滞なく、しかも的確に情勢を把握して要請連絡をする。</p> <p>イ 連絡要請は電信電話を問わず、臨機応変の措置をとり、県等の災害応急対策の応援実施が速やかに行えるよう努める。なお、電信電話等で要請した事項については事後正式書面により処理する。</p> <p>(2) 関係者への連絡周知について</p> <p>市長は、県が県地域防災計画に基づき施設、物資等のあっせんを行うにあたり、これが的確かつ迅速に実施できるよう当該区域内に所在する施設の管理者又は物資等の販売者に対し、災害時の相互協力について十分周知徹底を図り、所要の配慮をしておく。</p>
応援の指揮系統	法第67条（他の市町村長に対する応援の要求）、第68条（都道府県知事等に対する応援の要求等）及び第72条（都道府県知事の指示）の定めるところにより、応援に従事する者は市長の指揮の下に行動する。
協力要請事	要員の動員協力、物資調達等の要請、あっせん、受諾にあたっては特に混乱しや

項の正確な授受	すい災害時であり、不正確な授受のため事後責任の所在が不明確になりがちであるので、市、関係機関、業者とも相互に要請内容の他次の事項を確認し、事後経費等の精算に支障のないよう留意する。 (1) 機関名 (2) 所属部課名 (3) 氏名
従事命令等の発動	法律の定めるところにより災害応急対策を実施する場合、市長は、必要に応じ従事命令（法第65条）、物資の収用等強制権を発動することとしているが、その行使にあたっては慎重に扱うとともに関係者に対しては常にその主旨に沿った行動を徹底させておく。
標示等	災害応急対策の処理が円滑に実施されるため、この計画に定める標示等の他、その都度必要な標示等を設定し、設定にあたっては標示等の意義、目的等が正確に判別できるよう留意する。
知事による応急措置の代行	法第73条（都道府県知事による応急措置の代行）の規定に基づき、市長が実施すべき応急措置を知事が代行する場合は、市地域防災計画の定めるところより行う。
指定行政機関の長等による応急措置の代行	法第78条の2（指定行政機関の長等による応急措置の代行）の規定に基づき、市長が実施すべき応急措置を指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が代行する場合は、市地域防災計画の定めるところより行う。
経費負担	(1) 災害応急対策に要する経費については、法第91条（災害予防等に要する費用の負担）の定めるところにより「災害救助法」等法令に特別の定めがある場合を除き、その実施の責に任ずる者が負担する。 (2) 県が市長の要請により、他の都道府県、市町村あるいは業者等から動員し、又は物資の調達をした場合、経費の精算は応援又は供給をした都道府県、市町村もしくは業者の請求に基づき、県が確認の上それぞれ定められた負担区分により精算する。

第2節 組織計画

市の災害対策組織体制を明らかにし、災害応急対策の遂行に支障のないよう措置する。

1 災害対策組織

組織名等	概要
湖西市防災会議	(1) 編成 資料編 (1-2) <湖西市防災会議編成図> (2) 運営 湖西市防災会議条例（昭和37年湖西市条例第18号）及び湖西市防災会議運営要領の定めるところによる。
湖西市災害対策本部	(1) 編成 資料編 (1-7) <湖西市災害対応マニュアル> (2) 設置基準 市災害対策本部設置基準は、湖西市災害対応マニュアルの「配備体制及び配備基準表」による。 (3) 設置場所 市災害対策本部は、湖西市防災センターに置く。 (4) 運営等 湖西市災害対策本部条例（昭和37年湖西市条例第23号）及び湖西市災害対応マニュアルの定めるところによる。

	<p>ア 本部長 (ア) 本部長は、市長があたる。 (イ) 本部長は、市災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。</p> <p>イ 副本部長 (ア) 副本部長は、副市長及び教育長をあてる。 (イ) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。</p> <p>(5) 県への報告 市災害対策本部を設置した時には、遅滞なく県西部方面本部長に報告する。 また、市災害対策本部を廃止した場合も同様とする。</p>
湖西市水防本部	湖西市水防本部の組織に関し、必要な事項は資料編（1-7）＜湖西市災害対応マニュアル＞による。
標識等	市災害対策本部活動を円滑に進めるため、本部標識・腕章等を資料編（1-8）＜標識等＞のとおり定める。

第3節 動員・受援計画

市長が動員を指示もしくは命令し、又は要請する場合の対象者及び実施時期、実施方法を明らかにして応急措置に必要な人員確保の円滑化を図る。

1 動員の実施基準

区 分	内 容	
動員（要請）の時期	市長が必要と認めたとき又は本章各節に定めるそれぞれの計画による。 なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、動員に当たっては、健康管理やマスク着用を徹底するものとする。	
動員（要請）対象者	(1) 市職員 (2) 消防団員 (3) 警察官 (4) 緊急消防援助隊等 (5) 自衛官 (6) 海上保安官 (7) 医師、歯科医師及び薬剤師 (8) 助産師及び看護師	(9) 土木技術者及び建築技術者 (10) 大工、左官及びとび職 (11) 土木業者及び建築業者並びにこれらの者の従事者 (12) 指定行政機関、指定地方行政機関の職員 (13) 県職員 (14) 他の市町村職員

2 実施方法

区 分	内 容
市職員の動員	災害が発生し、又は発生のおそれがあるときの配備基準は、湖西市災害対応マニュアルの「配備体制及び配備基準表」資料編（1-7）による。
県、市職員の応援	(1) 救助作業隊 県及び市は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、総務省が運用する復旧・復興支援技術職員派遣制度に中長期派遣可能な技術職員を登録するよう努めるものとする。 (2) 技術職員

	<p>県及び市は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等により支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。</p>	
消防団員の動員	<p>原則として消防団を統括する消防団長に対して行う。</p>	
警察官の応援要請	<p>警察官の応援を必要とする場合は、湖西警察署長に対し出動を要請する。</p>	
緊急消防援助隊等の応援要請	<p>他の市町村長とあらかじめ締結した消防相互応援協定に基づく他緊急消防援助隊等他の消防機関への応援要請に関し必要な事項は、「第23節 消防計画」による。</p>	
自衛隊の派遣要請の要求	<p>自衛隊の派遣要請の要求に関し必要な事項は「第27節 自衛隊派遣要請要求計画」による。</p>	
海上保安庁に対する支援要請の依頼	<p>海上保安庁への支援要請の依頼に関し必要な事項は「第28節 海上保安庁に対する支援要請依頼計画」による。</p>	
医療助産関係者の応援要請（県の従事命令を受けた応援動員者を含む）	<p>医師、歯科医師、薬剤師及び看護師、助産師の応援要請に関し必要な事項は、「第13節 医療・助産計画」による。</p>	
土木業者、建設業者及び技術者等の応援要請（県の従事命令を受けた応援動員者を含む）	<p>(1) 応援要請を行う場合は、他の機関の動員と競合することのないよう当該関係機関と調整協議し、業者名簿等を参照して当該応援動員対象業者又は個人に直接もしくは当該業者の所属する一般社団法人静岡県建設業協会浜松支部並びに湖西建設業協会に対して行う。※資料編（12-9）<市内建設業者一覧表></p> <p>(2) 県の従事命令による応援動員者の指揮は原則として、市長が行い、それによることが不可能又は困難な場合、また適当でない場合はその都度知事が指示する。</p>	
市	知事等に対する応援要請等	<p>市長は、当該市の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは県に対し次の事項を示して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。</p> <p>ア 応援を必要とする理由 イ 応援を必要とする人員、資機材等 ウ 応援を必要とする場所 エ 応援を必要とする期間 オ その他応援に関し必要な事項</p>
	他の市町長に対する応援要請	<p>・市長は、当該市の地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、あらかじめ災害時の広域応援に関する協定を締結した他の市町長に対し応援を求めるものとする。</p> <p>・「消防組織法」第39条に基づき締結された「静岡県消防相互応援協定」に基づき、協定している他の市町長に対し応援を求めるものとする。この場合応援を求められた市町長は、県が行う市町間の調整に留意するとともに必要な応援をするものとする。</p>
関係機関等への協力要請	<p>(1) 災害応急対策又は災害復旧を実施するにあたり、当該機関の応援のみでは不足する場合には、法第30条の規定に基づき、内閣総理大臣又は県知事に対し、次の事項を明らかにした上でそれぞれ指定行政機関、指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる。</p> <p>ア 派遣のあつせんを求める理由 イ 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数 ウ 派遣を必要とする期間 エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件 オ その他職員の派遣のあつせんについて必要な事項</p>	

知事等に対する 応援の要請等	<p>次の事項を明らかにしたうえ応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。</p> <p>(1) 応援の必要とする理由 (2) 応援の必要とする人員、資機材等 (3) 派遣を必要とする場所 (4) 派遣を必要とする期間 (5) その他応援に対して必要な事項</p>
他の市町村長に 対する応援要請	<p>他の市町村長等とあらかじめ締結した災害時の応援に関する協定（消防相互応援協定を除く。）に基づき、応援を要請する。なお、他の市町村長等への応援の要請に関し必要な事項は、「第34節 相互応援協力計画」の定めるところによる。</p>
受入体制の確立	<p>(1) すべての応援動員者の作業が効率的に行われるよう、県等と協議して、応援動員者の受入体制に支障のないよう措置する。</p> <p>(2) 市長は、応援動員者の作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所、その他作業に必要な受入体制を積極的に図るとともに、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。</p> <p>(3) 市は、庁内全体及び各業務担当における受援担当者を設置するとともに、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用等により、応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。</p> <p>(4) 市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</p>

第4節 通信情報計画

情報の収集伝達を迅速かつ的確に実施するため、市及び防災関係機関の連携の強化による情報の一元化を図ることを基本として、情報の収集及び伝達体制の整備を推進することを目的とする。※資料編（8-17）＜災害応急活動に関する収集及び伝達すべき情報の種類等＞

1 基本方針

基本方針	<p>(1) 県等との情報活動の緊密化</p> <p>ア 情報の収集及び伝達は、静岡県災害対策本部（以下「県災害対策本部」という。）と県西部方面本部、県西部方面本部と市災害対策本部、各相互間のルートの基本として警察署及び防災関係機関と緊密な連携のもとに行う。</p> <p>イ 情報活動の緊密化のため、市災害対策本部に警察官及び県西部方面本部職員が派遣されるが、必要に応じ防災関係機関等に対して職員の派遣要請を行う。</p> <p>(2) 情報活動の迅速、的確化</p> <p>災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、あらかじめ収集及び伝達すべき情報についてその種類、優先順位、取扱い部課を「大規模地震に関する情報及び広報活動実施要領」（以下「情報広報実施要領」という。）に定める。※資料編（8-1）＜大規模地震に関する情報及び広報活動実施要領＞</p>
------	---

	<p>(3) 情報伝達体制の確保 市、放送事業者等は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時を含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。</p> <p>(4) 市、県及び防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を共通のシステム（総合防災情報システム及び各種災害関連情報）を電子地図上に一元化するシステムであるSIP4D（基盤的防災情報流通ネットワーク）に集約できるよう努めるものとする。</p>
--	---

2 市

区 分	内 容
<p>気象、地象及び水象に関する情報の受理、伝達、周知等</p>	<p>(1) 県災害対策本部から通知される気象、地象及び水象に関する情報（以下「気象等情報」という。）は、市災害対策本部（災害対策本部設置前においては、市各部、室もしくは危機管理課等）において受理する。</p> <p>(2) 気象等情報は、同時通報用無線、広報車等を活用して、市民に対して周知徹底を図る。</p> <p>(3) 市は、気象等情報について関係機関から積極的に収集するとともに、可能な限り要配慮者に配慮した情報の伝達に努める。</p> <p>(4) 県から伝達される各種災害通信は、県防災行政無線（ファクシミリ）により危機管理課（夜間、休日は消防本部及び守衛）で受領し、状況により必要と認める各課等に伝達する。 危機管理課長は、状況により必要と認めたときは庁内放送等を通じて全職員に情報を周知する。なお、勤務時間外における情報は、職員安否確認参集システム・電話連絡網・同時通報用無線等により伝達する。</p> <p>(5) 「気象業務法」に基づく静岡県における気象注意報、警報の種類及び発表基準は資料編（5-1）＜気象注意報、警報の種類及び発表基準＞による。</p> <p>(6) 災害無線通信施設の設置場所・種別・個数等、市の主な無線通信施設は、「第2章 第1節 通信施設等整備改良計画」による。</p>
<p>災害応急活動に関する情報の収集及び伝達</p>	<p>(1) 収集及び伝達すべき情報の主なものは次のとおりであり、種類、優先順位、取扱い部班等を県に準じあらかじめ定めておく。 なお、災害発生直後においては、災害の規模の把握のため、必要な情報の収集に特に留意する。 ア 被害状況 イ 避難の指示又は警戒区域設定状況 ウ 生活必需物資の在庫及び供給状況 エ 物資の価格、役務の対価動向 オ 金銭債務処理状況及び金融動向 カ 避難所の設置状況 キ 避難生活の状況 ク 医療救護施設の設置状況並びに医療救護施設及び病院の活動状況 ケ 応急給水状況 コ 観光客等の状況</p> <p>(2) 市災害対策本部、消防団、自主防災会等は連絡を密にし迅速、的確な情報の収集にあたる。※資料編（8-17）＜災害応急活動に関する収集及び伝達すべき情報の種類等＞</p> <p>(3) 危険の切迫性に応じて指示等の伝達文の内容を工夫するとともに、避難情報等については、災害情報共有システム（Lアラート）の活用など市民の積極的な避難行動の喚起に努める。</p>
<p>情報収集方法等</p>	<p>災害応急活動に必要な初期情報及び被害の状況等の収集は、MCA無線、防災行政無線、消防無線等を活用して行う他、次の方法、手段を用いる。</p>

	特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。	
	職員派遣による収集	災害発生後、ただちに職員を地域に派遣し、被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。
	自主防災会等を通じた収集	自主防災会等を通じ、地域の被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。
	参集途上の職員による収集	勤務時間外において大規模災害が発生した場合には、参集職員から居住地及び参集途上の各地域における被害状況について、情報収集を行う。

3 被害状況等の報告

区 分	内 容
市長に対する報告	<p>(1) 災害情報及び被害状況報告は、災害応急対策を確実に迅速に実施する基盤となるものであるから、関係各部長は災害が発生した場合、又は発生が予想される場合は、資料編（7-3）＜被害状況報告＞により所管事項に係る災害情報及び被害の状況を収集して市長に報告する。 被害状況等の報告事項は次のとおりとする。</p> <p>ア 災害の原因 イ 災害が発生した日時 ウ 災害が発生した場所又は地域 エ 被害の程度 オ 災害に対してとった措置 カ その他必要な事項</p> <p>(2) 湖西警察署長は、災害情報を市長に通知する。</p>
県等への報告・要請	<p>市長は、「災害による被害報告について」（昭和45年4月10日付消防防第264号）別添「災害報告取扱要領」及び「火災・災害等即報要領」（昭和59年10月15日付消防防第267号）の規定により、県西部方面本部長を経て県災害対策本部長に災害発生報告、被害速報（随時）及び定期報告、確定報告を行う。また、報告の方法は、静岡県防災行政無線、加入電話等をもって随時及び定時に言い、確定報告は、ふじのくに防災情報共有システム（以下「FUJISAN」という。）又は文書をもって行う。</p> <p>(1) 災害発生報告 災害が発生した場合、直ちに日時・場所・原因・被害の概要等を報告する。</p> <p>(2) 被害速報（随時） 災害が発生したときから応急措置が完了するまで資料編（7-1）に定める＜被害程度の認定基準＞に基づき、資料編（7-2）＜被害速報（随時）＞により報告する。 また、被害規模を早期に把握するため、市長は 119番通報が殺到する状況等の情報を積極的に収集し県西部方面本部長に報告する。 ただし、県西部方面本部長に連絡がつかない場合は県災害対策本部長に、県災害対策本部長に連絡がつかない場合は内閣総理大臣に報告する。 なお、連絡が付き次第、県災害対策本部長及び県西部方面本部長にも報告する。</p> <p>(3) 定時報告 県西部方面本部が定めた時間に、可能な限り最新の被害状況を把握し、資料編（7-6）＜災害定時及び確定報告書＞により報告する。</p> <p>(4) 確定報告 被害状況確定後、FUJISAN又は定められた様式により、すみやかに県災害対策本部長に報告する。※資料編（7-6）＜災害定時及び確定報告</p>

	<p>書></p> <p>(5) 市災害対策本部は、「情報広報実施要領」に定める情報事項について速やかに県災害対策本部に対し報告し、又は要請を行う。 ただし、県災害対策本部に報告できない場合は、一時的に消防庁へ報告する。また、地震が発生し、湖西市内で震度5強以上を記録した場合（被害の有無を問わない。）には、市から直接消防庁へも報告する。なお、連絡がつき次第、県災害対策本部にも報告する。 情報及び要請すべき事項の主なものは次のとおりである。 ア 緊急要請事項 イ 被害状況 ウ 市の災害応急対策実施状況</p> <p>(6) 消防機関への通報が殺到した場合及び湖西市内で震度5強以上を記録した場合は、直ちにその状況を県災害対策本部及び消防庁へ原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市は第一報後の報告についても引き続き消防庁に対しても行う。</p> <p>(7) 知事に対して要請すべき事項がある場合は、他の各計画に定める必要事項を具備して要請する。</p> <p>(8) 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県に連絡する。</p>																							
<p>内閣総理大臣に対する報告</p>	<p>(1) 法第53条第1項の規定に基づき、市が県に報告できず内閣総理大臣に報告すべき災害は、 ア 市が災害対策本部を設置した災害 イ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害 ウ ア又はイに定める災害になるおそれのある災害のいずれかである。</p> <p>(2) 大規模な災害等や社会的影響が大きい災害等が発生した場合には、迅速な情報の収集・伝達に特に留意し、災害等の概要と被害等の状況を把握できる範囲内で第一報を行う。 交通機関、建築物、危険物施設等における事故等により多数の死傷者が発生し又は発生するおそれのある場合には、当該災害等（以下「特定事故災害等」という。）が発生したという旨の伝達を主眼に第一報を行う。 把握できる範囲内で第一報を行った後は、被害等の状況（特に死傷者の数）の判明又は災害等の状況の変化にしたがい、逐次、第二報以降の情報の収集・伝達を行うこととする。</p> <p>(3) 内閣総理大臣への報告は、市からは消防庁に報告すれば足りるものであり、消防庁が内閣府（内閣総理大臣）へ報告することとされている。 平成7年の法改正により、中央防災会議へは、内閣総理大臣から通報することとされているところである。</p> <p>[消防庁応急対策室]</p> <table border="1" data-bbox="416 1682 1402 2016"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>地域衛星通信ネットワーク</th> <th>消防防災無線</th> <th>NTT有線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">平 日 (9:30～ 18:15)</td> <td>電 話</td> <td>8-048-500 -90-49013</td> <td>8-90-49013</td> <td>03-5253-7527</td> </tr> <tr> <td>F A X</td> <td>8-048-500 -90-49033</td> <td>8-90-49033</td> <td>03-5253-7537</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上記以外</td> <td>電 話</td> <td>8-048-500 -90-49102</td> <td>8-90-49102</td> <td>03-5253-7777</td> </tr> <tr> <td>F A X</td> <td>8-048-500</td> <td>8-90-49036</td> <td>03-5253-7553</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		地域衛星通信ネットワーク	消防防災無線	NTT有線	平 日 (9:30～ 18:15)	電 話	8-048-500 -90-49013	8-90-49013	03-5253-7527	F A X	8-048-500 -90-49033	8-90-49033	03-5253-7537	上記以外	電 話	8-048-500 -90-49102	8-90-49102	03-5253-7777	F A X	8-048-500	8-90-49036	03-5253-7553
区 分		地域衛星通信ネットワーク	消防防災無線	NTT有線																				
平 日 (9:30～ 18:15)	電 話	8-048-500 -90-49013	8-90-49013	03-5253-7527																				
	F A X	8-048-500 -90-49033	8-90-49033	03-5253-7537																				
上記以外	電 話	8-048-500 -90-49102	8-90-49102	03-5253-7777																				
	F A X	8-048-500	8-90-49036	03-5253-7553																				

			-90-49036		
	<p>(4) 報告は次の基準に該当する。</p> <p>ア 「災害救助法」の適用基準に合致するもの</p> <p>イ 市が災害対策本部を設置したもの</p> <p>ウ 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの</p> <p>エ その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認めるもの</p> <p>オ 「火災・災害等速報要領」で定める「速報基準」に該当するもの</p> <p>なお、内閣総理大臣への報告は、報告すべき災害を覚知したとき、原則として、覚知後30分以内に可能な限り早く、分かる範囲でその第一報を市から消防庁へ報告し、消防庁が内閣府（内閣総理大臣）へ報告する。</p>				
市防災会議に対する報告	必要に応じ被害状況及び応急対策等の措置について、市防災会議に報告する。				

4 防災関係機関

区 分	内 容
気象等情報の収集及び伝達	県災害対策本部から伝達される気象等情報の受理については、受信方法、受領者を別に定め、あらかじめ県に届ける。
県災害応急対策に関する情報の収集及び伝達	<p>(1) 被害状況及び災害応急対策実施状況、復旧見込み等の情報収集を行う。</p> <p>(2) 「情報広報実施要領」に定める情報項目について、速やかに県災害対策本部に対し報告を行う。その主なものは次のとおりである。</p> <p>ア 緊急要請事項</p> <p>イ 被害状況</p> <p>ウ 災害応急対策実施状況</p>
情報収集	災害応急対策に必要な情報は、防災関係機関がそれぞれの責任において収集する。

5 情報の伝達手段及び通信系統

情報の伝達は、次の手段を有効に活用して行う。なお、連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など体制の確立に努める。

災害が発生し、もしくは発生するおそれがある場合における必要な情報の収集又は通報のため市、県及び関係機関とを結ぶ通信系統は資料編（8-9）＜通信広報連絡系統図＞、（8-11）＜災害時情報収集伝達用無線系統図＞による。

区 分	内 容
県防災行政無線	<p>県及び県下各市町の連絡には県防災行政無線を利用する。</p> <p>また、県西部地域局への通信が途絶した場合は、必要に応じ職員を派遣し連絡をとることとする。</p>
その他の無線及び有線電話等	<p>災害応急復旧用無線、同時通報用無線、消防無線、防災関係機関所属の無線を利用した非常通信、非常通話、非常電報等の他、新簡易無線、アマチュア無線等による非常通信、衛星携帯電話及び有線電話等のあらゆる通信手段を用いて情報の伝達を行う。</p>
非常通信の利用	<p>東海地方非常通信協議会加盟無線局（静岡県分）、加盟機関は県地域防災計画資料編Ⅱ（8-7-1）による。</p> <p>(1) 要請の時期：一般加入電話が利用できないとき</p> <p>(2) 要請の方法：最寄りの無線局又は東海地方非常通信協議会</p>

	(東海総合通信局無線通信部陸上課) に要請する。
同時通報用無線の利用	災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるときは、同時通報用無線を活用し市民に情報の周知徹底を図る。
MCA無線の利用	市災害対策本部及び各班並びに各活動拠点との連絡には、MCA無線により通信活動を行う。
衛星携帯電話の利用	自主防災会との連絡には、衛星携帯電話により通信活動を行う。
報道機関への協力要請による伝達	市の範囲を越えて情報を伝達する必要がある場合は、ラジオ、テレビによる伝達を行うこととし、当該情報を報道機関に提供し、その協力を得る。特に避難情報については、災害情報共有システム(Lアラート)を活用して、迅速かつ的確に情報発信を行う。
自主防災会を通じての連絡	主として市が地域内の情報を伝達する場合に活用する。
広報車等	車両通行が可能な地区においては、広報車等を活用する。
電気事業者	停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。
電気通信事業者	通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知を努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

6 異常現象発見の通報

- (1) 災害の発生するおそれがある異常な現象(竜巻、強い降雹、噴火現象、火山性異常現象、頻発地震、異常潮位、異常波浪等)を発見した者は、その概況を遅滞なく市又は湖西警察署に通報する。
- (2) 市は、異常な現象に係る通報があった場合には、その概況について気象庁(0570-015-024)、及び県西部地域局に通報する。※資料編(8-10) <異常現象発見時の連絡系統図>

7 災害の被害等の情報の収集及び伝達

事前配備体制及び市災害対策本部設置後は、原則としてこの計画によるが、災害が特に突発的災害である場合には、当面「第33節 突発的災害に係る応急対策計画」により、情報の収集、伝達を実施する。

第5節 災害広報計画

災害時において、市民に正しい情報を正確かつ迅速に提供して人心の安定を図るとともに、県と報道機関及び防災関係機関との協力体制を定め、広報活動の万全を期する。

その際、要配慮者に配慮した広報を行う。

また、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報等を容易かつ確実に受け取ることができる体制の整備を図る。

市及びライフライン事業者は、住民等からの問合せ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておくものとする。

1 市

区 分	内 容	
広報事項	<p>(1) 災害初期における各種の混乱防止、被害の実情周知による人心の安定、復興意欲の高揚を図るため、避難地の市民及びその他の者に対し広報を行うとともに、被災者又は関係者からの家族の消息、医療、救護、交通事情等に関する公的機関における相談業務を必要に応じて実施する。</p> <p>(2) 実施に際しては、報道機関、県及び防災関係機関との連携を密にして、迅速かつ的確な広報を行う。</p> <p>(3) 広報事項の主なものは次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 気象、地象、水象に関する情報 イ 地震発生時の注意事項、特に出火防止、津波及び余震に関する注意の喚起 ウ 電気、ガス、水道、電話、鉄道、道路等の被害状況及び復旧見込み エ 医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報 オ 防災関係機関の対応状況及び復旧見込み カ 人心安定のため市民に対する呼びかけ キ 自主防災会に対する活動実施要請 ク その他社会秩序保持のための必要事項 	
報道機関に対する協力等	<p>(1) 報道対応責任者 市災害対策本部が報道機関に対応する場合の総括責任者は企画部長とする。</p> <p>(2) 情報発表方法 被害の状況、対応策の状況等を取りまとめ、庁舎等の適当な場所を共同記者会見場とし、適宜報道機関に発表する。※資料編(2-1)〈報道機関一覧表〉</p> <p>(3) 報道機関からの災害記録写真の収集 市災害対策本部が災害記録を収集しようとする場合は、報道機関が撮影したものについて提供を依頼する。</p>	
広報実施方法	<p>市災害対策本部が災害応急対策上必要な事項を市民に対して周知する場合は、次に掲げる各種の媒体を活用(又は依頼)して行う。 停電や通信障害発生時には、情報を得る手段が限られることにも配慮する。</p>	
	印刷媒体	<p>(1) 広報こさい (2) 災害記録写真グラフ等 (3) ポスター、チラシ類</p>
	ラジオ	<p>(1) 日本放送協会(静岡放送局浜松支局) (2) 静岡放送株式会社(浜松総局) (3) 静岡エフエム放送株式会社 (4) 浜松エフエム放送株式会社 (5) 臨時災害放送局</p>
	視聴覚媒体	<p>テレビ</p> <p>(1) 日本放送協会(静岡放送局浜松支局) (2) 静岡放送株式会社(浜松総局) (3) 株式会社テレビ静岡(浜松支社) (4) 株式会社静岡朝日テレビ(浜松総支社) (5) 株式会社静岡第一テレビ(西部支社)</p> <p>その他</p> <p>広報車、同時通報用無線、インターネット、防災ほっとメール、緊急速報メール、エリアメール、災害時情報共有システム(Lアラート)</p>
外部機関との連携等	<p>(1) 市は、外部機関から災害対策に関する事項について、市の広報媒体の活用により広報を依頼された場合は、これを受領しその広報に必要な媒体を活用する。</p> <p>(2) 湖西市以外の広報媒体を利用しなければならないときは、その都度関係機関と協議する。</p>	
県との連携	<p>(1) 県に対して広報の要請を行う場合は、広報文案を添えて行う。</p>	

	(2) 県から広報の要請を受けた場合、これを実施する。
被災者の安否に関する情報の提供等	市は、安否情報システム等を利用した安否情報の収集、整理及び提供を可能とする体制を整備するように努める。 また、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、県及び警察等と連携し、氏名等の公表を前提とした安否不明者、行方不明者及び死亡者の情報の収集・把握、関係者との調整、名簿の作成等を行う。

2 防災関係機関

区 分	内 容
広報事項	広報事項は、「情報広報実施要領」によるが、その主なものは、次のとおりである。 (1) 電気、ガス、水道、電話、交通等生活関連施設の被害状況 (2) 災害応急対策状況及び復旧見込み
広報実施方法	広報は防災関係機関の責任において、報道機関等の協力を得て行う。 この場合、市及び県との連携を密にする。

3 経費負担区分

区 分	内 容
広報媒体活用の場合の経費	ラジオ放送及びテレビ放送を活用する場合の経費は、放送依頼時においてその都度協議し定める。
県から広報を依頼された場合	県から広報を依頼された場合の経費は、依頼時においてその都度協議して定める。
外部機関からの広報事項の受領をした場合の経費	外部機関からの広報事項の受領をした場合の経費は、受領時においてその都度協議して定める。
報道機関から収集する災害記録写真の経費	報道機関から収集する場合に要する経費は、市が負担する。

4 市民が災害応急対策上必要な情報を入手する方法

市民は、各人がそれぞれ情報を正確に把握し適切な行動及び防災活動を行うよう努める。

情報源とその主な情報内容は、次のとおりである。

情 報 源	情報内容
緊急警報放送受信機付ラジオ、テレビ	津波警報、知事・市長の放送要請事項
ラジオ、テレビ	地震情報等、交通機関運行状況等
同時通報用無線、広報車	主として市民へ情報、指示、指導等
情報拠点を通じての連絡	主として市災害対策本部から自主防災会への指示、指導、援助措置等
サイレン	津波警報、火災の発生通報

第6節 災害救助法の適用計画

「災害救助法」に基づく救助の円滑な実施を図り、もってその万全を期する。

1 災害救助法の適用基準

「災害救助法」の適用基準は、「災害救助法施行令」第1条によるが、市において具体的に「災害救助法」適用の対象となる程度の災害は、次のいずれかに該当する災害とする。

適用基準	(1) 市の区域内において、住家が滅失した世帯の数が80世帯数以上であるとき。
	(2) 県の区域内において、2,500世帯以上の住家が滅失した場合であって、市の区域内において、上記(1)の半数以上の世帯の住家が滅失したとき。
	(3) 県の区域内において、12,000世帯以上の住家が滅失した場合、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等り災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。
	(4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

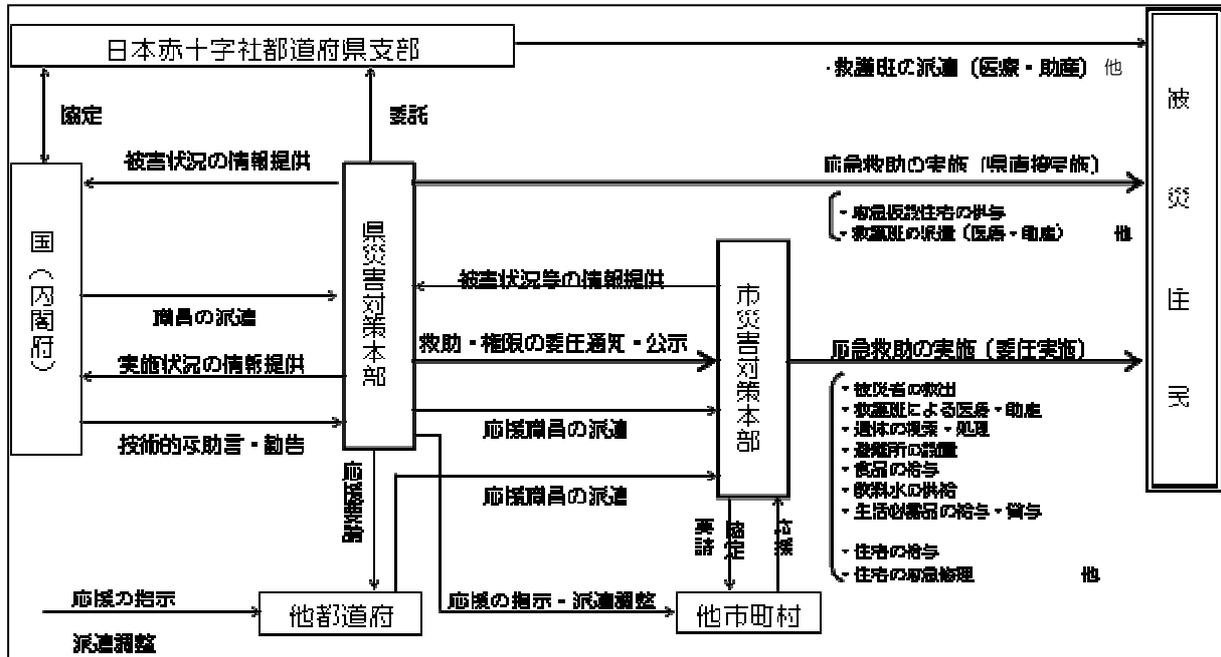
2 被害世帯の算定基準

区 分	内 容
被害世帯の算定	前記1の(1)～(3)に規定する住家が滅失した世帯の算定にあたっては、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。
住家の滅失等の認定	<p>(1) 滅失(全壊・全焼・流失) 住家その住居のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。 具体的には、次のいずれかに該当するものとする。 ア 住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの。 イ 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの</p> <p>(2) 半壊・半焼 住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。 具体的には、次のいずれかに該当するものとする。 ア 損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの。 イ 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。</p> <p>(3) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住できない状態となったもの。 ア 前記(1)、(2)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの。 イ 土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができないもの。</p>
世帯及び住家の単位	世帯 生計を一にしている実際の生活単位をいう。
	住家 現実に居住のため使用している建物をいう。 ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

3 災害救助法の適用手続

区 分	内 容
市の報告	市は区域内に災害が発生したときは、速やかに当該災害の状況及びこれに対してとった措置の概要を県に報告しなければならない。

県における適用手続	(1) 知事は市からの報告又は要請に基づき、「災害救助法」を適用する必要があると認めたときは、「災害救助法」の適用等について内閣総理大臣に報告するとともに、市及び県関係部局に通知する。 (2) 「災害救助法」を適用したときは、速やかに公示を行う。
-----------	--



※県地域防災計画 共通対策編 第3章 第6節「災害救助法の適用計画」より抜粋)

4 災害救助法事務

災害に際し、市における被害が前記の「災害救助法」の適用基準のいずれかに該当している場合、次に掲げる応急救助事務について知事からその事務の内容及び期間について通知を受ける。

区分	内容
災害救助法事務	(1) 避難所の設置及び収容 (2) 炊出し、その他による食品の給与 (3) 飲料水の供給 (4) 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与 (5) 医療及び助産 (6) り災者の救出 (7) り災者の住宅の応急修理 (8) 学用品の給与 (9) 埋葬 (10) 遺体の捜索 (11) 遺体の措置 (12) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

5 費用限度

資料編 (20-1) <災害救助法費用限度額一覧表>

6 一時繰替支弁

市は、救助に要する費用を静岡県が支弁するいとまがない場合は、一時繰替支弁する。

7 災害救助法適用外の災害

「災害救助法」が適用されない災害の場合には、被害状況により市長の責任において救助を実施する。

第7節 避難救出計画

1 避難誘導

災害から住民の安全を確保するため、市長は防災関係機関と連携し、避難指示、誘導等必要な措置を講ずる。

その際、市は、危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。特に、高齢者や障害のある人等、避難行動に時間を要する要配慮者が迅速に避難できるよう、避難準備・高齢者等避難開始の伝達を行うなど、自らが定めるマニュアル・計画に沿った避難支援に努める。

地震災害発生時においては、山・がけ崩れ及び延焼火災の危険予想地域の住民等は、的確に状況を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、危険予想地域外においても、建物倒壊その他の要因により、避難が必要となる場合がある。このため、市は適切な措置を講じ、住民等の生命、身体の安全確保に努める。

住民は、避難情報が出されなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断すると共に、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。なお、地震災害発生時においては、避難の際は、自らの身の安全を確保しつつ、可能な限り出火防止措置を施すとともに、地域の防災活動に参加することを啓発するものとする。

(1) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難情報を発令する。住民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難情報は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。

市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

①避難情報により立退き避難が必要な住民等に求める行動

警戒レベル	行動を住民等に促す情報	住民自ら行動をとる際の判断を参考となる情報（警戒レベル相当情報）	住民等がとるべき行動
警戒レベル 1	早期注意情報（警報級の可能性）※1 （気象庁が発表）		・防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。
警戒レベル 2	大雨注意報・洪水注意報 （気象庁が発表）	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫注意情報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（注意） ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（注意） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、避難地や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。
警戒レベル 3	高齢者等避難（市長が発令）	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫警戒情報 ・洪水警報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（警戒） ・大雨警報（土砂災害） ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（警戒） 	<p>危険な場所から高齢者等避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者

		<ul style="list-style-type: none"> ・高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報※2 	等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
警戒レベル4	避難指示（市長が発令）	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険情報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（非常に危険） ・土砂災害警戒情報 ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（非常に危険） ・高潮特別警報※3 ・高潮警報※3 	<p>危険な場所から全員避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全な場所にいる人は、避難する必要はない。 ・避難地への立退き避難に限らず、知人・友人宅をはじめとした「近隣の安全な場所」への避難や、自宅・施設等の浸水しない上階への避難（垂直避難）、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる（退避）等により「屋内安全確保」を行う。
警戒レベル5	緊急安全確保（市長が発令）	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫発生情報 ・（大雨特別警報（浸水害））※4 ・（大雨特別警報（土砂災害））※4 ・高潮氾濫発生情報※5 	<p>命の危険 直ちに安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難地へ立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らないことに留意する。

注1 津波災害は、危険区域からの一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等避

難」は発令せず、基本的には「避難指示」のみ発令する。

注2 市長は、住民に対して避難情報を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動のとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

注3 市長が発令する避難情報は、市が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。

注4 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、県が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報をまとめて「土砂災害に関するメッシュ情報」と呼ぶ。

注5 「早期注意情報（警報級の可能性）」は、5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って天気予報の対象地域と同じ発表単位（東部、中部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（静岡県）で発表される。大雨に関して、「高」又は「中」が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

注6 ※2について、暴風警報が発表されている際の高潮警報に切り替える可能性が高い注意報は、避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。

注7 ※3の高潮警報は、台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表され、危険な場所からの避難が必要とされるため、また、高潮特別警報は、台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表されるため、両方が警戒レベル4相当情報に位置づけられている。

注8 ※4の大雨特別警報は、洪水や土砂の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報[洪水]や警戒レベル5相当情報[土砂災害]として運用する。ただし、市長は警戒レベル5緊急安全確保の発令基準としては用いない。

注9 ※5の高潮氾濫発生情報は、水位周知海岸において知事が発表する情報である。台風に伴う高潮の潮位上昇は短時間に急激に起こるため、潮位が上昇してから行動しては安全に立退き避難ができないおそれがある。

②実施者

ア 緊急安全確保、避難指示

a 市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを指示する。また、避難のための立退きを行うことより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。これらの措置を講じた場合は、速やかに知事に報告する。

さらに、避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、指示に関する事項について、助言を求めることとし、迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取

り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

助言を求められた指定行政機関の長・指定行政機関の長・知事は、避難指示の対象地域、判断時期等、所掌事務に関し、必要な助言を行う。これら避難情報の解除に当たっては、十分な安全性の確認に努める。

知事は、市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立退きの指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって行う（法第60条）。

b 知事又はその命を受けた職員は、洪水、津波又は高潮、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示することができる（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）。

c 警察官、海上保安官は、市長による避難の指示ができないと認めるとき、又は、市長から要求があったときは、避難のための立退きを指示することができる（法第61条）。

d 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難等の措置を講ずる（自衛隊法第94条）。

e 水害管理者は、洪水、津波又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示することができる（水防法第29条）。

f 市長は、避難のための立退きを指示する場合等において、その通信のための特別な必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを当該事業者等に求める。

g 市長は、避難行動要支援者の避難行動支援に関する全体計画等に基づき、避難行動要支援者への避難指示を実施する。

イ 「高齢者等避難」の発令・伝達

市長は、避難行動要支援者については、避難行動に時間を要することを踏まえ、「避難情報の判断・伝達マニュアル」等に基づき、「高齢者等避難」を発令・伝達する。

（2）住民への周知

市長は、避難指示（緊急）等の実施に当たっては、対象となる地域名、避難先、避難理由等を明示し、防災行政無線（同報系・戸別受信機を含む）、広報車、Ｌアラート（災害情報共有システム）、携帯メール、緊急速報メール等により周知徹底を図る。周知に当たっては、避難行動要支援者に配慮するものとする。

（3）避難者の誘導等

① 市

住民の避難誘導に際し、自主防災組織等の避難誘導をもとに、子ども、高齢者、病人等の保護を優先するなど要支援者に特に配慮した避難誘導を実施するものとする。また、避難時の混乱防止及び円滑な避難誘導を実施するため、警察官、自衛官、海上保安官等と相互に密

接な連絡をとるとともに必要に応じ出勤を求めるものとする。

併せて、市は、避難誘導に当たっては、避難地及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の存在等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

② 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者等を安全に避難させるため、避難誘導を行う。

③ 避難路の確保

県、県警察、市及び道路管理者は、住民の安全のために避難路の確保に努める。

(4) 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、市長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該地域への立入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該地域からの退去を命ずることができる。

警察官、海上保安官又は自衛官は法第63条第2項、第3項の規定により市長の職権を行うことができる。

警戒区域を設定した場合、警察官、海上保安官又は自衛官は、直ちにその旨を市長に通知する。

知事は、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、法第73条第1項の規定により市長に代わって警戒区域の設定、立ち入りの制限、退去命令などを実施しなければならない。

2 被災者の救助

(1) 基本方針

<p>(1) 救出を必要とする負傷者等（以下「負傷者等」という。）に対する救出活動は、市長が行うことを原則とする。</p> <p>(2) 市及び県は、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、安否不明者、行方不明者及び死亡者の氏名等について公表する。</p> <p>(3) 市は、当該市の区域内における関係機関による救出活動について総合調整を行う。</p> <p>(4) 自主防災組織、事業所等及び市民は、地域における相互扶助による救出活動を行う。</p> <p>(5) 自衛隊の救出活動は、「第27節 自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより行う。</p> <p>(6) 救出・救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。</p>
--

(2) 実施主体と実施内容

実施主体	内 容
市	(1) 平素より救済資材の配備、救急車の整備充実、救急薬品など救急資材の配備などについても十分検討し、準備を整えておく。

	<p>(2) 職員を動員し負傷者等を救出する。</p> <p>(3) 市長は、隣保互助の精神を訴え、住民及び企業、団体等にある自警団、奉仕団、救助隊に対し救助活動に積極的に協力するよう呼びかける。</p> <p>(4) 重傷者を安全な地域や病院まで空輸し、又は火に包囲されて脱出できない人々を空から救助するなど、ヘリコプター使用による救助活動計画を十分検討し、事前に樹立しておく。</p> <p>(5) 市長は、自ら負傷者等の救出活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して知事に対し救出活動の実施を要請する。また、必要に応じ民間団体の協力を求める。</p> <p>ア 応援を必要とする理由</p> <p>イ 応援を必要とする人員、資機材等</p> <p>ウ 応援を必要とする場所</p> <p>エ 応援を必要とする期間</p> <p>オ その他周囲の状況等応援に関する必要事項</p>
自主防災組織、事業所等	<p>自主防災組織及び事業所の防災組織は、次により自主的に救出活動を行うものとする。</p> <p>①組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。</p> <p>②救出活動用資機材を活用し組織的救助活動に努める。</p> <p>③自主防災組織と事業所等の防災組織は、相互に連携をとって地域における救出活動を行う。</p> <p>④自主救出活動が困難な場合は、消防機関、警察又は海上保安部等に連絡し早期救出を図る。</p> <p>⑤救出活動を行うときは、可能な限り市、消防機関、警察、海上保安部と連絡をとりその指導を受けるものとする。</p>

3 避難地への避難誘導・運営

区 分	内 容
避難地への市職員等の配置	市が設定した避難地には、避難誘導、情報伝達、応急救護のための市職員（消防職員、消防団員を含む。）を配置する。また、必要により警察官の配置を要請する。
地震災害発生時における避難方法	<p>災害の状況により異なるが原則として次により避難する。</p> <p>要避難地区で避難を要する場合</p> <p>(1) 火災が発生し、広範囲に延焼するおそれがある地域</p> <p>ア 火災が延焼拡大し近隣住民等による消火が不可能になった場合、住民等は協力してあらかじめ定めた集合場所へ集合する。</p> <p>イ 自主防災組織及び事業所等の防災組織（以下「自主防災組織等」という。）は、集合場所を中心に組織をあげて消火・救出・救護・情報活動を行う。</p> <p>ウ 住民等は、集合場所の周辺地区の災害が拡大し危険が予想されるときは、自主防災組織等の単位ごとに可能な限り集団避難方法により一時避難地又は広域避難地へ避難する。</p> <p>エ 一次避難地へ避難した住民等は、当該一次避難地に危険が迫ったときは、自主防災組織等の単位ごとに市職員、警察官、海上保安官又は自衛官の誘導のもとに、幹線避難路を経て広域避難地へ避難する。</p> <p>(2) 山・がけ崩れ危険予想地域の住民は、出火防止措置を講じた後、直ちに自主的に安全な場所へ避難する。</p> <p>その他の区域で避難を要する場合</p> <p>住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、出火防止措置をとった後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。</p>

幹線避難路の確保	市は、職員の派遣及び警察官・自主防災組織等の協力により幹線避難路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図るものとする。
避難地における業務	<p>(1) 要請等により避難地に配置された市職員等は自主防災組織等の協力を得て次の事項を実施する。</p> <p>ア 火災等の危険の状況に関する情報の収集</p> <p>イ 地震等に関する情報の伝達</p> <p>ウ 避難者の把握（避難者数、避難者氏名、性別、年齢、住所、連絡先等）</p> <p>エ 必要な応急救護</p> <p>オ 状況に応じ、避難者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は避難所への移動</p> <p>(2) 市が設定した避難地を所有し又は管理する者は、避難地の開設及び避難者に対する応急救護に協力するものとする。</p>

4 避難所の開設・運営等

市長は、災害が発生し、家屋の浸水、損壊、流失により避難を必要とする住民等を臨時に受け入れることのできる避難所を開設し、居住の確保、食料、衣料、医薬品、保健医療サービスの提供、生活環境の整備に必要な措置を講ずるとともに、市が設置した避難所以外に滞在する被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

(1) 避難所の開設

避難が必要と判断した場合は、安全な避難所を指定し、周知するとともに、速やかに管理するための責任者を派遣し、災害の規模に応じて、必要な避難所を可能な限り当初から開設する。また、必要に応じて、福祉避難所を開設するものとする。ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、あらかじめ協議した自主防災組織の役員や施設の管理者を開設者とすることができる。避難所の安全の確保と秩序維持のため、必要により警察官の派遣を要請する。

また、避難所に適する施設のない地域、避難所が使用不能となった場合又は被災者が多数のため避難所に避難しきれなくなった場合には、公園、広場を利用して、野外に建物を仮設したり、天幕を設営するなどの措置をとる。

この場合、仮設に要する資機材については、平素より調達可能数を把握確認しておく。

市は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するとともに、避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル、旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ウェブサイトやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。また、要配慮者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の

開設状況等を適切に県に報告するよう努めるとともに、特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ウェブサイトやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

(2) 避難所の管理・運営

市は、施設管理者等の協力を得て、避難所を管理、運営する。

① 避難受け入れの対象者

ア 災害によって現に被害を受けた者

a 住家が被害を受け居住の場所を失った者

b 現に災害を受けた者であること

イ 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

a 避難指示が発せられた場合

b 避難指示は発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合

ウ その他避難が必要と認められる場合

② 避難所の管理、運営の留意点

市は、避難者による自主的な運営を促すとともに、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理、運営に努める。

ア 避難所ごとに受入避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント、車等避難所外で生活している被災者等に係る情報の把握並びに県への報告

イ 混乱防止のための避難者心得の掲示、流言飛語の流布防止、不安解消のための正しい情報の案内

ウ 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示

エ 避難者に不平不満が生じないようにするための適切迅速な給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給及びトイレ設置の状況等の把握

オ 避難行動要支援者への配慮

カ 避難の長期化等に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーテーション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等及び避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握並びに必要な措置の実施

キ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のための、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置の実施

ク 多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対する言語、生活習慣、文化等の違いへの配慮

ケ 相談窓口の設置（女性指導員の配慮）

コ 高齢者・障害のある人、性的マイノリティ、乳幼児等の要配慮者への配慮

サ 避難所運営組織男女同数選出する等、男女双方の意見が取り入れられる体制への配慮

シ 男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮

- ス 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズへの把握
- セ 避難所における女性や子供等に対する性犯罪・性暴力・DVの発生を防止するための女性用トイレと男性用トイレの分離、昼夜問わず安心して使用できる場所へのトイレ・更衣室・入浴施設等の配置、照明の増設、性犯罪・性暴力・DVに係る注意喚起のためのポスター掲載等の女性や子供等の安全への配慮及び警察・病院・女性支援団体との連携による相談窓口情報の提供
- ソ ペットのためのスペース確保、必要な支援を受けるための県動物保護協会及び獣医師会等関係機関との連携及び飼い主の周辺への配慮の徹底
- タ 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めること
- チ 各避難所の運営者とともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換を行うこと
- ツ 被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合の防災担当部局と保健福祉担当部局が連携した感染症対策として必要な措置の実施及び自宅療養者等が避難所に避難する可能性を考慮した保健福祉担当部局から防災担当部局への避難所運営に必要な情報の共有

(3) 避難所の早期解消のための取組等

市は、県と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、及び公営住宅や民間賃貸住宅の空家等利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、避難所の早期解消に努める。

また、市は、被災建築物応急危険度判定を迅速に実施し、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するとともに、自宅に戻った被災者への物資の安定供給等に努める。

なお、市、関係機関が連携して、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、避難所に滞在する被災者が早期に日常生活を取り戻すための方策を検討する。

5 市長の要請事項

市長は自ら避難、救出を行うことが困難な場合には、下記事項を明らかにした上で、知事に応援を要請する。

区 分	内 容	
避難の場合	(1) 避難希望地域 (2) 避難を要する人員 (3) 避難期間	(4) 輸送手段 (5) その他必要事項（災害発生原因）
救出の場合	(1) 救出を要する人員 (2) 周囲の状況（詳細に記入のこと） (3) その他必要事項（災害の発生原因）	

市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定され

るなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらに必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調達等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

市は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調達等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

県は、被災市町が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町への燃料の優先供給に係る調整に努めるものとする。

6 市長の県管理施設の利用

市長は避難所の開設に際し、当該地域内に避難所として適当な箇所がない場合は、県管理施設の管理者と協議し、施設を使用することができる。

7 避難行動要支援者への支援

市は被災した避難行動要支援者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。

(1) 避難行動要支援者の被災状況の把握等

① 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握

ア 安否確認・避難誘導

市は、発災時等においては、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難支援計画等に基づき、民生委員・児童委員をはじめ地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、在宅要援護者高齢者、障害のある人その他の避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。また、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、避難行動に支援が必要と認められる者の避難誘導の実施に努める。

さらに、市は、被災により保護者を失う等保護が必要になる児童の迅速な発見、保護に努める。

イ 被災状況の把握

市は、所管する社会福祉施設等の施設設備、入所者、職員及び福祉関係スタッフ等の被災状況の迅速な把握に努める。

② 福祉ニーズの把握

市は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスを組織的・継続的に提供できるよう、避難所に相談窓口を設置するなど、福祉

ニーズの迅速な把握に努める。

(2) 被災した避難行動要支援者への支援活動

避難誘導、避難所等での生活環境、応急仮設住宅への受入れに当たっては、避難行動要支援者に十分配慮するものとする。特に、避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害のある人向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、情報の提供についても十分配慮する。

① 在宅福祉サービスの継続的提供

市は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

その際には、福祉サービス事業者等の支援者と可能な限り連携を図るとともに、避難行動要支援者本人の意思を尊重して対応する。

② 避難行動要支援者の施設への緊急入所等

市は、被災により、居宅、避難所等では生活できない避難行動要支援者については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所（二次的な避難施設）への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。

社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努め、入所者が安心して生活を送ることができるよう支援を行う。

8 広域避難・広域一時滞在

被災市町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町の区域外への広域的な避難及び応急住宅への収容が必要であると判断した場合において、県内他市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要するときは、県に報告した上で自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

市は、大規模広域災害時に円滑な広域的な避難が可能となるよう、広域一時滞在に係る応援協定を他の地方公共団体と締結するなど、発災時の具体的な避難や受入の方法を定めるよう努めるものとする。また、市は、避難所及び避難地を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送の円滑な実施に資するため、運送事業者等との協定の締結等災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

市及び県は、国、運送事業者等とともに、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努

めるものとする。

市及び県は、国の特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部（以下「政府本部」という。）、指定行政機関、公共機関及び事業者とともに、避難者のニーズを十分把握し、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるよう努めるものとする。

区 分		内 容
県内市町への避難	被災市町	(1) 県内他市町への受け入れについては、当該市町への直接協議する。 (2) 広域避難を行う際は、自治会などコミュニティ単位で受入先の避難所へ入れるように配慮する。また、避難先の避難所には可能な限り職員を配置し、避難者の状況把握に努める。
	受入市町	(1) 広域避難を受け入れる市は、被災市町と協力して避難所の開設・運営等を行う。 (2) 市は、避難地を指定する際に、広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
	県	被災市町から県内他市町への広域避難に関する支援要請があった場合には、被災市町からの避難経路及び避難者見込数等の情報を基に受入可能市町の調査を行い、受入可能市町及び避難者の受入能力（施設数、施設概要等）の助言を行う。
県外への避難	被災市町	(1) 他の都道府県への受け入れについては、県に対し当該都道府県との協議を求める。 (2) 広域避難を行う際は、自治会などコミュニティ単位で受入先の避難所に入れるように配慮する。また、受入市町と協力して、広域避難所者に対して必要な情報や支援が提供できる体制の整備に努める。
	県	被災市町から県外への広域避難に関する支援要請があった場合には、都道府県間及び全国知事会の災害時相互応援協定等に基づき協力要請して受入先を確保するとともに、被災者を避難させるための輸送手段の調達等を支援する。

第8節 愛玩動物救護計画

災害により、在宅からの退去・避難を余儀なくされた者による飼育愛玩動物（以下、「ペット」という）の避難場所等における管理及び飼い主と逸れたペットへの対応に支障のないよう市、県、飼い主等の実施事項を定める。

区 分		内 容
同行避難動	県	避難所でのペットの飼養・管理方法や飼い主に周知すべき平常時からの対策について、避難所の管理責任者等へ周知を図るとともに、市、ボランティア、関係機関等に災害対策に関連した情報を提供・共有を行うことにより県下全域における一体性を有した体制整備を図る。
	市	「人とペットの災害対策ガイドライン」（環境省作成）、「災害時における愛

物への対応		玩動物対策行動指針」、「避難所のペット飼育管理ガイドライン」（県作成）等により、避難所におけるペットの取扱い等について、広く市民に周知を行う。
	飼い主	<ul style="list-style-type: none"> (1) 人とペットが安全に避難するため、また避難所での管理を想定し、日頃からケージ等に慣れされるとともに基本的なしつけを行う。 (2) 日頃からペットの健康管理には注意し、感染症予防ワクチンの定期的な接種や外部寄生虫の駆除を行うことで、ペットの健康、衛生状態を確保しておく。 (3) 処方薬（療法食を含む）、ペットフード・水（少なくとも5日分、できれば7日分以上）、予備の首輪等必要な物資の備蓄を行う。 (4) 飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で同行避難(※)に努める。
放浪動物への対応	県	市、ボランティア、関係機関等と協働し、災害時における放浪動物の保護・収容、返還、譲渡等について、県下全域における一体性を有した体制整備を図る。
	市	<ul style="list-style-type: none"> (1) 放浪動物への対応について県と必要な連携を図る。 (2) 狂犬病予防法に基づく原簿の整理を行い、管内の犬の飼育状況の把握に努める。 (3) 狂犬病予防法に基づき飼い主に交付する鑑札及び注射済票の飼い犬への装着を徹底させるよう啓発を行う。 (4) 飼い主からの飼育犬の保護依頼に関し、県に対して必要な協力を求める。 (5) 飼い猫の登録制度を制定する市町にあっては、飼い主からの保護依頼等に関し、県に対して必要な協力を求める。 (6) 県に保護された犬、猫について、飼い主に関する情報の照会に必要な協力をする。
	飼い主	<ul style="list-style-type: none"> (1) 保護された動物が飼い主のもとに確実に返還されるよう、迷子札等を装着し、飼い主の連絡先等を明らかにする。 (2) 放たれた動物による住民の安全や公衆衛生環境の悪化を防ぐため、飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で、ペットとの同行避難(※)に努めるものとする。

※ 同行避難：災害時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難地まで安全に避難すること。避難地へ避難後、在宅避難ができないため避難所で生活する飼い主とペットが同居することを意味するものではない。

第9節 食料供給計画

災害により日常の食事に支障があるり災者に対し必要な食料品を確保し支給するため、市の実施事項を定め、食料供給に支障のないよう措置する。

なお、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメント（情報の評価・分析）の実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保に努め、要配慮者等のニーズの違いに配慮する。

1 実施主体と実施内容

応急食料の確保計画量	市は、別に定める品目ごとの必要量を確保するよう努めるものとする。 大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようにできないという認識に立って初期の対応に十分な量の備蓄をする。
実施主体	内容
市	<p>(1) 非常持出しができない被災住民や旅行者等に対して応急食料を配分する。</p> <p>(2) 応急食料の調達先は、原則としてあらかじめ供給協定を締結した食料保有者とする。これによって調達できないときは、他の食料保有者から調達する。市長は、応急食料の調達が不可能又は困難な場合には、下記事項を明らかにした上で県に調達、又はあっせんを要請する。</p> <p>ア 調達又はあっせんを必要とする理由</p> <p>イ 必要な食料の品目及び数量</p> <p>ウ 引き渡しを受ける場所及び引受責任者</p> <p>エ 連絡課及び連絡責任者</p> <p>オ 荷役作業員の派遣の必要の有無</p> <p>カ 経費負担区分</p> <p>キ その他参考となる事項</p> <p>(3) 応急食料の配分に当たっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織の協力を求め公平の維持に努める。</p> <p>(4) 避難所、その他の要所に自主防災組織の協力を得て、炊き出しの施設を設け、又は食品提供事業者の協力を求めて食事の提供を行う。</p>
市民及び自主防災組織	<p>(1) 応急食料は家庭及び自主防災組織の備蓄並びに市民相互の助け合いによって可能な限りまかなうものとし、これによってまかなえない場合は市に供給を要請する。</p> <p>(2) 自主防災組織は市が行う応急食料の配分に協力する。</p> <p>(3) 自主防災組織は必要により炊き出しを行う。</p>

2 災害救助法に基づく実施事項

区分	内容
食料給与の対象者	<p>(1) 避難所に避難した者</p> <p>(2) 住家の被害が全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって、炊事のできない者</p> <p>(3) 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪客等</p> <p>(4) 被害を受け現在地に居住することができず、一時縁故先に避難する者で食料品を喪失し持ち合わせがない者</p>
対象品目	<p>(1) 主食 米、弁当、パン、乾パン、麺類、インスタント食品等の主食</p> <p>(2) 副食（調味料を含む）</p>
対象経費	<p>(1) 主食費</p> <p>ア 米穀販売業者及び農林水産省農産局長から購入した米穀</p> <p>イ 小売業者及び産業給食提供業者から購入した弁当等</p> <p>ウ 小売・製造業者等から購入したパン、乾パン、麺類、インスタント食品等</p> <p>(2) 副食費（調味料を含む）</p> <p>(3) 燃料費</p> <p>(4) 雑費 器物（炊飯器、鍋、ヤカン、バケツ等）の使用謝金又は借上料、アルミホイール等の包装紙類、茶わん、はし、使い捨て食器等の購入費</p>
費用の限度	資料編（20-1）＜災害救助法費用限度額一覧表＞
実施期間	災害発生の日から7日以内とする。

	ただし、期間内に炊出しその他による食品給与を打切ることが困難な場合は、知事と協議して内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間の延長をすることができる。
--	---

3 市の実施方法

区 分	内 容
応急食料 給与の方法	<p>(1) 実施者 市において炊出し等食料品の給与を実施する場合、市長は、市災害対策本部より責任者を指名し、各現場においてそれぞれ現場責任者を置く。責任者は、配分の適正円滑を期するため万全の措置を講じ、遺漏なきようにする。</p> <p>(2) 給与の方法 責任者は、応急食料の給与に際して実施期間、被災者の実態、施設の状況等を勘案し、炊出しの実施、パン等適当な方法により実施する。 ア 配給品目は主食及び副食とする。 イ 配給数量は1人1日3食</p> <p>(3) 対象者その他 「災害救助法」の食品給与の実施基準による。</p> <p>(4) 炊出しの実施場所 炊出しは、避難所内、又はその近くの適当な場所を選び自主防災会等の協力により実施する。</p>
応急食料 調達方法	<p>(1) 調達方法 応急食料の調達は、原則として市において資料編（12-3）<応急食料調達予定先一覧表>により措置する。</p> <p>(2) 輸送措置 輸送は、原則として、当該発注先の業者等に依頼するが、当該発注先の業者等において措置できないときは、「第19節 輸送計画」に基づき措置する。</p>

4 交通、通信が途絶して市長が知事に調達あっせんを要請できない場合の措置
災害救助法又は国民保護法が発動され、救援を行う場合、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、市長は農林水産省に対して政府所有米穀の緊急引渡しを要請する。

5 応急食料の保管状況
資料編（12-4）<備蓄計画及び保有状況>

6 災害救助法適用外の災害
市長は、「災害救助法」が適用されない災害の場合には、前記「災害救助法に基づく実施事項」に応じて対策を実施する。

第10節 衣料・生活必需品・その他の物資及び燃料供給計画

災害により物資の販売機構等が混乱し、物資を入手できない被災者に対し、急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品その他の物資（以下この節において「物資」という。）及び燃料を

確保するため、市の実施事項を定め、物資の供給に支障のないよう措置する。

なお、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

1 実施主体と実施内容

物資の確保計画量	市は、別に定める品目ごとの必要量を確保するよう努めるものとする。 大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようにできないという認識に立って初期の対応に十分な量の備蓄をする。
実施主体	内容
市	<p>(1) 非常持出しができない被災住民や旅行者等に対して物資を配分する。</p> <p>(2) 物資の調達先は、原則としてあらかじめ供給協定を締結した物資保有者とする。これによって調達できないときは、他の物資保有者から調達する。市長は、物資の調達が不可能又は困難な場合には、下記事項を明らかにした上で県に調達、又はあつせんを要請する。</p> <p>ア 調達又はあつせんを必要とする理由</p> <p>イ 必要な物資の品目及び数量</p> <p>ウ 引き渡しを受ける場所及び引受責任者</p> <p>エ 連絡課及び連絡責任者</p> <p>オ 荷役作業員の派遣の必要の有無</p> <p>カ 経費負担区分</p> <p>キ その他参考となる事項</p> <p>(3) 物資の配分に当たっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織の協力を求め公平の維持に努める。</p> <p>(4) 市は、炊き出しに必要なLPガス及び器具等の支給又はあつせんを行う。</p> <p>(5) 市長は、炊き出しに必要とするLPガス及び器具等の調達ができないときは、次の事項を示して県に調達のあつせんを要請する。</p> <p>ア 必要なLPガスの量</p> <p>イ 必要な器具の種類及び個数</p>
市民及び自主防災組織	<p>(1) 物資は家庭及び自主防災会の備蓄並びに市民相互の助け合いによって可能な限りまかなうものとし、これによってまかなえない場合は市に供給を要請する。</p> <p>(2) 自主防災組織は市が行う物資の配分に協力する。</p> <p>(3) 地域内のLPガス販売業者等の協力を得て、使用可能なLPガス及び器具等を確保するものとする。</p>
日本赤十字社静岡県支部(湖西地区支部)	日本赤十字社静岡県支部(湖西地区支部)が備蓄している非常災害用救援物資を被災者のニーズに応じて、速やかに市を通じ被災者に配分する。

2 災害救助法に基づく実施事項

区分	内容
衣料、生活必需品等の給与又は貸与の対象者	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水もしくは船舶の遭難等により生活上必要な衣服、寝具、その他日用品等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者
対象品目	<p>被服、寝具、身の回り品 洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等</p> <p>日用品 石けん、歯みがき、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等</p> <p>炊事用具、食器 炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶わん、皿、はし等</p>

光熱材料	マッチ、LPガス等
費用の限度	資料編(20-1) <災害救助法費用限度額一覧表>
給(貸)与の期間	災害発生の日から10日以内とする。 ただし、知事と協議して内閣総理大臣の同意を得て最小限の期間を延長することができる。

3 市の実施方法

区 分	内 容
衣料・生活必需品等の調達の方法	(1) 調達方法 り災状態、物資の種類、数量等を勘案して、物資購入(配分)計画を作成し、資料編(12-5) <衣料・生活必需品・その他物資調達先一覧表>、(12-1) <緊急物資調達計画>から調達する。 (2) 輸送措置 輸送は、原則として、当該発注先の業者等に依頼するが、当該発注先の業者等において措置できないときは、「第19節 輸送計画」に基づき市が措置する。
衣料・生活必需品等の給(貸)与の方法	(1) 実施者 衣料・生活必需品等の給(貸)与を実施する場合、市長は、市災害対策本部より責任者を指名し、各現場においてそれぞれ現場責任者を置く。責任者は配分の適正円滑を期するため万全の措置を講じ、遺漏なきようにする。 (2) 給(貸)与の方法 責任者は、衣料品、生活必需品等の給(貸)与に際し、物資配分計画を作成し実施する。 (3) 集積場所 調達した衣料品、生活必需品等及び災害援助物資等については、あらかじめ指定する物資集積場所へ集積する。

4 災害救助法適用外の災害

市長は、「災害救助法」が適用されない災害の場合には、前記「災害救助法に基づく実施事項」に応じて対策を実施する。

第11節 給水計画

災害により、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、最小限度必要な量の飲料に適する水を供給するために市、市民及び自主防災組織の実施する事項を定め、給水に支障のないように措置する。

1 実施主体と実施内容

実施主体	内容
市	(1) 飲料水の確保が困難な地域に対し、給水拠点を定め、給水車等により応急給水を行う。その際、高齢者等または傾斜地などで給水場所までの飲料水の運搬作業が困難な地域の住民にも配慮するよう努めるものとする。 (2) 市長は、管内で飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を明らかにした上で、知事に調達のあっせんを要請する。

	<p>ア 給水を必要とする人員</p> <p>イ 給水を必要とする期間及び給水量</p> <p>ウ 給水する場所</p> <p>エ 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量</p> <p>オ 給水車両のみ借上げの場合はその必要台数</p> <p>カ その他必要事項</p> <p>(3) 自己努力によって飲料水を確保する住民に対し、衛生上の注意を広報する。</p> <p>(4) 地震発生後約8日以内を目途に仮設共用栓等を設置し、最低限の生活に必要な水を供給するよう努める。</p>						
	<table border="1"> <tr> <td>飲料水の供給を受ける者</td> <td>災害のため現に飲料水を得ることができない者</td> </tr> <tr> <td>飲料水の供給量</td> <td>大人1人1日最小限おおむね3リットル</td> </tr> <tr> <td>飲料水の供給期限</td> <td>災害発生の日から7日以内 ただし内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。</td> </tr> </table>	飲料水の供給を受ける者	災害のため現に飲料水を得ることができない者	飲料水の供給量	大人1人1日最小限おおむね3リットル	飲料水の供給期限	災害発生の日から7日以内 ただし内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。
飲料水の供給を受ける者	災害のため現に飲料水を得ることができない者						
飲料水の供給量	大人1人1日最小限おおむね3リットル						
飲料水の供給期限	災害発生の日から7日以内 ただし内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。						
市民及び自主防災組織	<p>(1) 地震発生後7日間は貯えた水等をもって、それぞれ飲料水を確保する。</p> <p>(2) 地震発生後4日目から7日目位までは、自主防災組織による給水及び市の応急給水により飲料水を確保する。</p> <p>(3) 地域内の飲用に適する井戸、湧水等を活用し、飲料水の確保に努める。この場合は特に衛生上の注意を払う。</p> <p>(4) 市の実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬配分を行う。</p>						

2 災害救助法に基づく実施事項

区 分	内 容
飲料水供給の対象者	災害のために、現に飲料水を得ることができない者
費用の限度	制限なし（ただし、必要最小限の生活が維持できる用水の供給に限られる。大人1日3リットル）※資料編（20-1）＜災害救助法費用限度額一覧表＞
実施期間	災害発生の日から7日以内とする。 ただし、知事と協議し内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長することができる。

3 市の実施方法

区 分	内 容
給水方法	<p>(1) 給水は、資料編（16-1）＜給水資機材一覧表＞に基づき措置する。</p> <p>(2) 地区別給水順位、給水量は被災地の状況、給水用車両及び地区別給水人口を考慮して給水実施計画を作成する。</p> <p>(3) 給水に際しては給水時間、給水期間、給水場所を同時通報用無線、広報車両等により市民に周知する。</p> <p>(4) 給水用車両1台につき概ね運転手1名、作業員2名、計3名を配置する。</p> <p>(5) 広範な地域に給水が必要となる場合は地区別に貯水用の水槽等を用意し、給水の迅速化を図る。</p>
水道施設	資料編（12-6）＜市の水道施設＞、（12-7）＜市上水道配水池一覧表＞
補給水源	飲料水の補給は、資料編（12-7）＜市上水道配水池一覧表＞により行う。 なお、消火栓より補給することが可能な場合は、給水班と協議し実施する。
給水施設の応急復旧	被災による道路決壊、橋梁流失、その他による給水施設の損傷箇所の緊急復旧作業は、給水班非常体制により処置するが、これにより処置できない場合は、水道指定工事店により措置する。

4 災害救助法適用外の災害

市長は、「災害救助法」が適用されない災害の場合には、前記「災害救助法に基づく実施事項」に応じて対策を実施する。

第12節 被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画

市及び県は、地震により建築物及び宅地等が被害を受けたときは、その後の余震等による二時被害の発生を防止するため、安全対策（被災建築物及び被災宅地等に対する危険度判定）を実施するほか、地震、津波等により著しい危険が生ずるおそれのある区域を、必要に応じて、建築基準法第39条に基づき災害危険区域に指定する。

また、災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、応急的な住宅を提供し、また、災害のため被害を受けた住家に対し、居住のため必要な最小限度の部分を応急的に補修して居住の安定を図るため、市の実施事項を定め、住宅の確保に支障のないよう措置する。

応急的な住まいを確保するに当たっては、既存住宅ストックの活用を重視することとし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。

なお、他の都道府県への応急仮設住宅等への受入れについては、「第7節 避難救出計画 7 広域避難・広域一時滞在」による。

1 被災建築物及び被災宅地等に対する危険度判定

実施主体	内 容	
市	建築物	(1) 市は、地震被災建築物の応急危険度判定を要すると判断したときは、地震被災建築物応急危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡する。 (2) 併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じるとともに、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、地震被災建築物応急危険度判定士等により被災建築物の応急危険度判定を実施する。
	宅地等	市は、宅地の被害に関する情報に基づき、宅地危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象区域及び宅地を定めるとともに、必要に応じて危険度判定の実施のための支援を県に要請し、被災宅地危険度判定士の協力のもとに危険度判定を実施する。
市民	(1) 市民は、自らの生命及び財産を守るため、被災建築物及び被災宅地の安全性を確認するとともに、危険度判定の実施が決定されたときは協力するものとする。 (2) 市民は判定の結果に応じて、避難及び当該建築物及び宅地等の応急補強その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。	

2 災害危険区域の指定

区 分	内 容
指定の目的	災害から住民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居の用に供する建築物の建築の禁止、その他建築に関する制限を定める。
指定の方法	条例により区域を指定し、周知する。

3 応急住宅の確保

(1) 基本方針

避難所生活を早期に解消するために、マニュアル（災害時の応急住宅対策マニュアル）等に基づき、被災者の住宅を応急的に確保する。

(2) 市の実施事項

区 分	内 容
被害状況の把握	「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、被災状況や全壊戸数、避難所生活世帯等を把握する。
体制の整備	応急住宅対策に関する体制を整備する。
応急仮設住宅の確保	建設型応急住宅の建設 (1) 建設を県から委任された場合は、社団法人プレハブ建築協会等の協力を得て建設する。 (2) 建設用地は、あらかじめ定められた建設可能敷地の中から災害の状況に応じて選定する。
	賃貸型応急住宅の借上げ 借上げを県から委任された場合は、不動産関係団体の協力を得て借上げる。
応急仮設住宅の管理運営	(1) 応急仮設住宅の適正な管理運営を行うものとする。 (2) その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、心のケア、コミュニティの形成・運営、生活者の意見の反映などにも配慮する。
応急住宅の入居者の認定	(1) 避難所生活世帯に対する入居意向調査等を実施する。 (2) 入居者の認定を市長が行うこととされた場合は、被災者の特性や実態に応じた配慮をしながら、自らの資力では住宅を確保できない者のうちから認定し入居させる。
市営住宅等の一時入居	市営住宅等の空家へ必要に応じ、被災者を一時的に入居させる。
応急住宅の管理	(1) 住宅使用契約書と住宅台帳を作成し、応急住宅の入退去手続き・維持管理を行う。応急住宅ごとに入居者名簿を作成する。 (2) 入居者調査、巡回相談等を実施し、応急住宅での生活に問題が発生しないように努める。
住宅の応急修理	建築業関係団体の協力を得て、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた者のうち、自ら資力をもっては住宅の応急修理を実施できない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対し居室、炊事場及び便所等最小限度の日常生活を維持するために欠くことのできない部分について応急修理を行う。
建築資機材及び建築業者等	(1) 市長は、応急仮設住宅及び住宅の応急修理に必要な建築業者が不足し、又は建築資機材を調達できない場合は、次の事項を示して県にあっせん又は調達を

の調達、あつせん要請	要請する。	
	応急仮設住宅の場合	① 被害世帯数（全焼、全壊、流失） ② 設置を必要とする住宅の戸数 ③ 調達を必要とする資機材の品名及び数量 ④ 派遣を必要とする建築業者及び人数 ⑤ 連絡責任者 ⑥ その他参考となる事項
	住宅応急修理の場合	① 被害世帯数（半焼、半壊） ② 修理を必要とする住宅の戸数 ③ 修理に必要な資機材の品名及び数量 ④ 派遣を必要とする建築業者及び人数 ⑤ 連絡責任者 ⑥ その他参考となる事項
<p>(2) 市は、住民が自力で実施する住宅の応急復旧を促進するため、市の地域において建築業者又は建築資機材の供給が不足する場合についても、県にあつせん又は調達を要請する。</p>		
住居等に流入した土石等障害物の除去	<p>住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障のある者に対し、必要な救援活動を行う。なお、市長は、市のみによって対応できないときは、次の事項を示して知事に応援を要請する。</p> <p>ア 除去を必要とする住家戸数（半壊、床上浸水別） イ 除去に必要な人員 ウ 除去に必要な期間 エ 除去に必要な機械器具の品目別数量 オ 除去した障害物の集積場所の有無</p>	

4 災害救助法に基づく実施事項

区 分	内 容	
応急仮設住宅設置	委任	供与、維持管理、処分及び手続き等は原則として県が行うが、知事から委任を受けて行う場合、「災害救助法」に基づく「災害時の応急住宅対策マニュアル」による。※（17-1）<災害時の応急住宅対策マニュアル>
	入居対象者	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができない者又は、住家が半壊又は半焼し、補修を行わなければ住家としての利用ができず、自らの住家に居住することが困難であり、かつ、応急修理の期間が災害の発生の日から1カ月を超えると見込まれる者（内閣府との事前協議必要）
	規模及び費用	資料編（20-1）<災害救助法費用限度額一覧表>
	整備開始期間	災害発生の日から20日以内とする。 ただし知事と協議し、事前に内閣総理大臣の同意を得て必要最低限の期間の延長をすることができる。
住宅応急修理	委任	修理は県が行うが、知事から委任を受けて行うときは、「災害救助法」に基づく「災害時の応急住宅対策マニュアル」による。 ※（17-1）<災害時の応急住宅対策マニュアル>
	修理対象者	災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者
	規模及び経費	資料編（20-1）<災害救助法費用限度額一覧表>

	修理期間	災害発生の日から3カ月以内とする。 ただし、国の災害対策本部が設置された災害においては6カ月以内
--	------	---

5 市の実施方法

区 分	内 容
入居者・ 修理者の選考	<p>(1) 選考委員会 選考事務の公正を期するため必要に応じ選考委員会を設置し、その都度市長が任命する。</p> <p>(2) 選考基準 選考にあたっては、り災者の資力その他の条件を十分調査し、必要に応じ民生委員・児童委員の意見を徴する等、公平な選考に努める。 対象となる者は以下のとおりである。</p> <p>ア 「生活保護法」の被保護者及び要保護者</p> <p>イ 特定の資産のない高齢者世帯、身体障害者世帯、病弱者</p> <p>ウ 特定の資産のない寡婦、母子世帯</p> <p>エ 特定の資産のない失業者</p> <p>オ 特定の資産のない勤労者、中小企業者</p> <p>カ 前各号に準ずる経済的弱者</p>
仮設・ 修理方法	<p>(1) 実施者 住宅の仮設及び応急修理の施行は、住宅対策班が担当する。工事の施行は原則として工事請負により行う。</p> <p>(2) 住宅の規模及び構造等 仮設住宅を設置する場合、設置戸数、規模、構造、単価及び修理方法等については、「災害救助法」の実施基準に基づいて行う。</p> <p>(3) 仮設住宅建設用地の配慮 建設用地については、市有地（公園、普通財産、運動広場等）を優先に確保する。 市有地に適地がなく私有地に建設する場合は、所有者と市との賃貸借契約（契約期間2ヶ年）締結後工事に着手する。</p> <p>(4) 建築資材、労務者等</p> <p>ア 建築資材の調達 資料編（12-8）＜建築資材調達予定先一覧表＞</p> <p>イ 建設業者の動員 資料編（12-9）＜市内建設業者一覧表＞ なお、次記ウ 建築機械等の借上げとの関連を考慮して行う。</p> <p>ウ 建設機械等の借上げ 資料編（12-9）＜市内建設業者一覧表＞</p> <p>(5) 建設資材の輸送措置 調達した建設資材等の輸送は、原則として発注先の業者等に依頼するが当該業者等において措置できないときは、「第19節 輸送計画」に基づき措置する。</p>

6 災害復旧用材（国有林材）の供給及び県有林材の活用

関東森林管理局は、災害復旧用材（国有林材）を特別措置により、市長からの要請で供給することができる。

災害復旧用材（国有林材）の供給の特別措置については県地域防災計画資料編Ⅱ（12-6）のとおりである。

7 要配慮者への配慮

応急仮設住宅への受入れにあたっては要配慮者に十分配慮すること。

特に応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害のある人向け応急仮設住宅の設置等に努める。

要配慮者に向けた情報の提供についても十分に配慮する。

応急仮設住宅入居者によるコミュニティの形成及び運営等に関して、多様な生活者の意見を反映できるよう配慮する。

8 住宅の応急復旧活動

市は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば住居を継続できる住宅の応急修繕を推進する。

9 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

区 分	内 容
特例措置	政令で定める区域及び期間において地方公共団体の長が設置する応急住宅については、消防法第17条の規定は、適用しない。
市長、知事の措置	(1) 上記の指定があったときは、消防の用に供する設備、消防用水、消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定める。 (2) 応急住宅等における災害の防止、公共の安全確保のための必要な措置

10 災害救助法適用外の災害

市長は、「災害救助法」が適用されない災害の場合には、前記「災害救助法に基づく実施事項」に応じて対策を実施する。

第13節 医療・助産計画

災害により医療機関が混乱し、医療・助産の途を失った者に対して、市及び県の実施事項を定め、医療・助産に支障のないよう措置する。

1 基本方針

ア	市は、当該市域内の医療救護を行うため、救護所を設置し、またあらかじめ指定した救護病院において、中等症患者及び重症患者の処置及び受入れを行う。なお、有床診療所等、入院医療が継続的に提供できる施設を、当該管理者と協議のうえ、救護病院に準ずる医療救護施設として指定することができる。
イ	県は、災害拠点病院及び市の要請により、災害拠点病院及び救護病院の等の最寄りのヘリポートから重症患者の地域医療搬送を行う。なお、ヘリポートまでの重症患者の搬送については災害拠点病院等の要請により市が行う。
ウ	市及び県は、あらかじめ定める医療救護計画に基づき円滑な医療救護活動を行う。
エ	医療救護活動の実施に当たっては、必要に応じ重症患者、中等症患者及び軽症患者の振り分け（以下「トリアージ」という。）を行い、効率的な活動に努めるものとする。
オ	市は、災害時の医療救護施設の医療活動状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等行うものとする。
カ	特に、高齢者、障害のある人等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を払い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。
キ	市は、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

2 救護所、救護病院及び災害拠点病院

区分	内容	
救護所	設置	市は、あらかじめ指定した設置場所に救護所を設置する。
	活動	ア 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ） イ 軽症患者の処置。必要に応じ、中等症患者及び重症患者の応急処置 ウ 中等症患者及び重症患者を救護病院及び災害拠点病院への搬送手配 エ 死亡の確認及び遺体搬送の手配 オ 医療救護活動の記録及び市災害対策本部への措置状況等の報告 カ その他必要な事項
救護病院	設置	市は、あらかじめ、大規模災害時に医療救護活動が実施可能な救護病院を指定する。
	活動	ア 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ） イ 重症患者及び中等症患者の処置及び受入れ ウ 重症患者の災害拠点病院、航空搬送拠点へ搬送手配 エ 死亡の確認及び遺体搬送の手配 オ 医療救護活動の記録及び市災害対策本部への受入状況等の報告 カ その他必要な事項

3 実施主体と実施内容

実施主体	内容
市	あらかじめ定める医療救護計画に基づき次の措置を講ずる。 （１）救護所開設予定施設及び救護病院の被災状況を調査し、医療救護体制を定める。 （２）傷病者を必要に応じて、あらかじめ指定した最寄りの医療救護施設に搬送する。 （３）傷病者の受入れに当たっては医療救護施設が効果的に機能するよう受入状況の把握につとめ、必要な調整を行う。 （４）救護所、救護病院の受入状況等の把握のため職員を配置する。

	<p>(5) 医療救護施設から、輸血用血液の調達・あっせんの要請を受けたときは、直ちに県に調達・あっせんを要請する。</p> <p>(6) 市長は、医療助産の供給が不足すると思われる場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあっせんに要請するものとする。</p> <p>ア 必要な救護班数</p> <p>イ 救護班の派遣場所</p> <p>ウ その他必要事項（災害発生の原因）</p> <p>(7) 被害の状況に応じて、重症患者の広域医療搬送を県へ要請するとともに、ヘリポートの開設及びヘリポートへの患者搬送を行う。</p>
市民及び自主防災組織	<p>(1) 傷病者については家庭又は自主防災組織であらかじめ準備した医療救護資機材を用い処置する。</p> <p>(2) 傷病者で救護を要する者を最寄りの救護所又は救護病院に搬送する。</p>

4 日本赤十字社静岡県支部（湖西地区）の活動

区 分	内 容
医療救護班の派遣	<p>(1) 日本赤十字社静岡県支部（湖西地区）長は、市から医療救護班の派遣要請があったときは、ただちに出動させる。</p> <p>(2) 医療救護班は医療救護を行う地域の市と連携を保ち、医療救護、助産及び遺体の措置等の応援を行う。</p>
広域応援	<p>(1) 日本赤十字社静岡県支部（湖西地区）長は、災害の状況に応じ第3ブロック代表支部長（日本赤十字社愛知県支部長）に対し、医療救護班の派遣を要請する。</p> <p>(2) 日本赤十字社静岡県支部（湖西地区）長は、日本赤十字社に対し、必要に応じ輸血用血液の確保及び緊急輸送について援助を要請する。</p> <p>(3) 医療救護班及び輸血用血液の輸送のためのヘリポート、輸送車両の確保について必要があるときは県に必要な措置を要請する。</p>

5 災害救助法に基づく実施事項

区 分	内 容
医療を受ける対象者	医療を必要とする状態であるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者
助産を受ける対象者	<p>(1) 災害のため助産の途を失った者</p> <p>(2) 現に助産を要する状態の者</p> <p>(3) 災害発生の日の以前又は以後7日以内に分べんした者</p> <p>(4) 被災者であるか否かを問わない</p> <p>(5) 本人の経済的能力の如何を問わない</p>
医療・助産の範囲	<p>医療</p> <p>(1) 診察</p> <p>(2) 薬剤又は治療材料の支給</p> <p>(3) 処置、手術その他の治療及び施術</p> <p>(4) 病院又は診療所への収容</p> <p>(5) 看護</p>
	<p>助産</p> <p>(1) 分べんの介助</p> <p>(2) 分べん前、分べん後の処置</p> <p>(3) 脱脂綿、ガーゼ、その他衛生材料の支給</p>
実施期間	<p>医療</p> <p>災害発生の日から14日以内とする。</p> <p>ただし、必要に応じ知事と協議して内閣総理大臣の同意を得て期間を延長することができる。</p>
	<p>助産</p> <p>分べんした日から7日以内とする。</p> <p>ただし、必要に応じ知事と協議して内閣総理大臣の同意を得て期間を延</p>

	長することができる。
費用の限度	資料編（20-1）＜災害救助法費用限度額一覧表＞

6 市の実施方法

災害時の医療活動は、湖西病院、浜名病院及び湖西市医会等医療関係団体の指導、協力を得て実施する。

区 分	内 容
医療関係団体との連携	災害の発生した場合は、資料編（14-2）＜医療関係団体一覧表＞と密接な連携を図り、医療活動の万全を期する。
救護チームの編成	<p>(1) 救護チーム編成等</p> <p>ア 救護本部は、医療活動を必要とする事態が発生した場合には湖西市医会等の協力を得て救護チームを編成し、医療救護活動を行う。</p> <p>イ 救護チームは、1チームあたり概ね医師1名、看護師3名、補助者（保健師等）2名以上をもって編成する。</p> <p>(2) 救護所の設置</p> <p>ア 医療活動を実施する場合は、資料編（14-3）＜救護班編成一覧表＞に救護所を開設し、医療救護を行う。</p> <p>イ 救護所を開設する場合は、市民に周知徹底を図る。</p> <p>(3) 医療関係への委託による医療救護</p> <p>救護チームによる救護ができないもの又は救護チームによる救護が適当でないものについては、病院、診療所、助産所に委託して救護を行う。</p> <p>(4) 多数の負傷者が発生した場合には、必要に応じてトリアージを行い、効率的な医療救護活動に努める。</p>
医薬品等の確保	<p>(1) 医療及び助産を実施するにあたり、必要とする医薬品等の調達については平素から取扱業者、取扱品目、供給能力などの実態を把握し、緊急確保の体制を整備する。※資料編（12-11）＜医薬品等調達予定先一覧表＞</p> <p>(2) 医薬品等が不足する場合は県西部方面本部へ要請し、あっせん先から調達する。</p>
車両の手配	車両については、各救護チームにおいて用意する。ただし、調達不可能な場合には、「第19節 輸送計画」に基づき措置する。
実施状況の入力	災害時の医療救護施設の医療活動状況等の情報を広域災害・救急医療情報システムに入力する。

7 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

区 分	内 容
特例措置	政令で定める区域及び期間において地方公共団体の長が設置する臨時の医療施設については、医療法第4条及び消防法第17条の規定は、適用しない。
市長、県知事の措置	<p>(1) 上記の指定があったときは、消防の用に供する設備、消防用水、消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定める。</p> <p>(2) 臨時の医療施設における災害の防止、公共の安全確保のための必要な措置</p>

8 災害救助法適用外の災害

市長は、「災害救助法」が適用されない災害の場合には、前記「災害救助法に基づく実施事項」に応じて対策を実施する。

第14節 防疫計画

被災地の防疫措置を迅速かつ強力に実施し、感染症流行の未然防止を図る。

1 市の実施事項

区 分	内 容
実施事項	(1) 病原体に汚染された場所の消毒 (2) ねずみ族、昆虫等の駆除 (3) 病原体に汚染された物件の消毒等 (4) 生活水の供給 (5) 浸水地域の防疫活動の実施 (6) 防疫薬品が不足した場合の卸売業者等からの調達及び県に対する供給調整の要請 (7) 臨時予防接種の実施

2 市の実施方法

区 分	内 容	
防疫チームの編成	(1) 防疫活動を必要とする事態が発生した場合には遺体対策班は防疫チームを編成し、防疫活動を実施する。 (2) 防疫チームは1チームあたり概ね運転手1名、作業員4名をもって編成する。 (3) 防疫チームは、災害の状況によって数チームを編成する。	
実施基準	被災により環境衛生が低下し、感染症発生のおそれがある場合は、次の該当する地域から優先実施する。 (1) 下痢患者、有熱患者が多発している地域 (2) 集団避難所 (3) 浸水地域その他衛生条件が良好でない地域	
実施方法	実施場所	実施方法
	床下、庭	消石灰及びクレゾール液、乳剤散布（被災地の自治会へ一括搬送し、各家庭へ配布を依頼する。）
	汚染した溝水たまり	クレゾール液散布
	汚染した井戸	次亜塩素酸ナトリウム投入
	毒劇物の取扱 その他	回収及び流出飛散防止を図る。 適宜必要な措置
消毒機器及び薬品	消毒機器及び薬品は、資料編（12-12）＜消毒薬調達予定先一覧表＞より調達し、不足の場合は農協等が所有している農薬散布用機器を借上げる。	
配車	配車については「第19節 輸送計画」に基づき1チームにつき概ね小型車1台を配置し、薬剤の補給人員、機械の輸送を迅速に行い消毒能力の向上を図る。	

3 市長の要請事項

市長は、防疫薬剤等の調達が不可能又は困難な場合には、次の事項を明らかにした

上で、知事に調達あっせんを要請する。

区 分	内 容
要請時、 明確にすべき事項	(1) 防疫薬剤の種類及び数量 (2) その他必要事項

4 市民及び自主防災組織の実施事項

飲食物の衛生に注意して感染症及び食中毒の発生を防止する。

5 関係団体の実施事項

飲食物に起因する感染症及び食中毒の発生防止について、市から要請があった場合は、積極的に協力を行う。

6 その他

地震・津波被害の被災地においては、津波汚泥や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じうることから、防疫活動に万全を期すよう、十分に留意するものとする。

第15節 清掃及び災害廃棄物処理計画

被災地の塵芥収集処理及びし尿の汲取処分、死亡獣畜の処理等清掃業務及び災害廃棄物処理を適切に行うため市の実施事項を定め、清掃作業等に支障のないよう措置する。

1 基本方針

- (1) し尿及び生活系ごみの処理は、災害時における衛生的な生活環境の維持に不可欠であることから、円滑な処理の実施を図るため、「湖西市災害廃棄物処理計画」及び「震災時し尿及び生活系ごみ処理対策マニュアル」に従って迅速・適正に処理する。
- (2) 応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、震災による建物の消失、倒壊及び解体によって発生する災害廃棄物を「静岡県災害廃棄物処理計画」に従って迅速・適正に処理する。
- (3) 災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行うものとする。
- (4) 災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うとともに、可能な限りリサイクルに努めるものとする。

2 し尿処理

実施主体	内 容
市	(1) 下水道の普及地域においては、被災状況を把握できるまでは、住民に水洗便所を使用せず仮設便所等で処理するよう広報を行う。 (2) 災害廃棄物処理対策組織の設置、情報の収集、発生量の推計、仮置場・仮設

	<p>処理場・処理施設の確保、関係団体等への協力要請、処理の実施等を行う。</p> <p>(3) 独自に処理を実施できない場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあつせんを要請するものとする。</p> <p>ア 処理対象物名及び数量</p> <p>イ 処理対象戸数</p> <p>ウ 当該市所在の処理場の使用可否</p> <p>エ 実施期間</p> <p>オ その他必要事項</p> <p>(4) 必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。</p> <p>(5) 速やかに下水道施設、し尿処理施設等の応急復旧に努めるものとする。</p>
市民及び自主防災組織	<p>(1) 下水道施設等の被災に伴い水洗便所が使用できない場合は、仮設便所等を使用し処理することとする。</p> <p>(2) 自主防災組織が中心となり、仮設便所の設置及び管理を行う。</p>

3 廃棄物（生活系）処理

実施主体	内 容
市	<p>(1) 災害廃棄物処理対策組織の設置、情報の収集、発生量の推計、仮置場・仮設処理場・処理施設の確保、関係団体等への協力要請、処理の実施等を行う。</p> <p>(2) 収集体制を住民に広報する。</p> <p>(3) 独自に処理を実施できない場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあつせんを要請するものとする。</p> <p>ア 処理対象物名及び数量</p> <p>イ 処理対象戸数</p> <p>ウ 当該市所在の処理場の使用可否</p> <p>エ 実施期間</p> <p>オ その他必要事項</p> <p>(4) 収集・処理に必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。</p>
自主防災組織	<p>(1) 地域ごと住民が搬出するごみの仮置場を設置し住民に周知する。</p> <p>(2) 仮置場のごみの整理、流出の防止等の管理を行う。</p>
市民	<p>(1) ごみの分別、搬出については、市の指導に従う。</p> <p>(2) 河川、道路、海岸及び谷間等に投棄しない。</p>

4 災害廃棄物処理

実施主体	内 容
市	<p>災害廃棄物処理対策組織の設置</p> <p>市内に、災害廃棄物処理対策組織を設置するとともに、県が設置する広域の組織に参加する。</p>
	<p>情報の収集</p> <p>市内の情報を収集・把握し、以下の内容を整理し県に報告する。</p> <p>ア 家屋の被害棟数等の被災状況</p> <p>イ ごみ処理施設等の被災状況</p> <p>ウ 産業廃棄物処理施設等の被災状況</p> <p>エ 災害廃棄物処理能力の不足量の推計</p> <p>オ 仮置場、仮設処理場の確保状況</p>
	<p>発生量の推計</p> <p>収集した情報を基に、災害廃棄物の発生量を推計する。</p>
	<p>仮置場、仮設処理場の確保</p> <p>推計した発生量を処理するのに必要となる仮置場及び仮設処理場を確保する。</p>

処理施設の確保	中間処理施設、最終処分場等の災害廃棄物の処理施設を確保する。
関係団体への協力の要請	収集した情報や仮置場、仮設処理場及び処理施設の確保状況等を基に、関係機関へ協力を要請する。
災害廃棄物の処理の実施	県が示す実行計画に基づき、また事前に策定した湖西市災害廃棄物処理計画に則り、被災状況を勘案した上で、災害廃棄物の処理を実施する。
解体家屋の撤去	解体家屋の撤去の優先順位付けを行い、解体家屋の撤去事務手続きを実施する。
企業	(1) 自社の災害廃棄物は、自己処理責任の原則に基づき、環境保全に配慮した適正な処理を行う。 (2) 市から災害廃棄物の処理について、協力要請があった場合は、積極的に協力を行う。
市民	(1) 災害廃棄物の処理は、可燃物・不燃物等の分別を行い、市の指示する方法にて搬出等を行う。 (2) 河川、道路、海岸及び谷間等に投棄しない。

5 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

区 分	内 容
特例措置	政令で定める期間及び廃棄物処理特例地域において地方公共団体の委託を受けて、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うものは、廃棄物処理法第7条1項若しくは第6項、第14条第1項若しくは第6項又は第14条の4第1項若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けずに、当該委託に係る廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うことができる。
市長、県知事の措置	上記の規定により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により廃棄物処理特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたときは、その者に対し、期限を定めて、当該廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

第16節 遺体の捜索及び措置埋葬計画

災害により、行方不明になり既に死亡していると推定される者の捜索及び災害により遺族等が混乱期のため、遺体識別等のために遺体の措置及び埋葬ができない者に対して、市及び県の実施事項を定め、遺体の捜索、措置及び埋葬に支障のないよう対処する。※資料編（15-2）〈大規模災害遺体対応計画〉

1 基本方針

- (1) 市は、県が作成した遺体処理計画策定の手引きに基づいて遺体処理計画を策定し、あらかじめ遺体収容施設を定めておくとともに、その周知に努める。

- (2) 遺体収容施設は、交通の便、水道、電気、地震災害、耐震性、避難拠点との競合等を考慮して定める。
- (3) 当該地域内の遺体の捜索及び措置は、市が行うことを原則とし、海上保安庁、警察等は遺体の捜索及び措置に協力する。
- (4) 市はあらかじめ遺体収容施設を定めることが困難な場合には、県と協議し、遺体収容施設をあらかじめ定めるよう努める。
- (5) 市は、遺体の措置を行う必要が生じた場合は、遺体収容施設を設置する。
- (6) 県は、市が遺体措置を行う必要が生じた場合において、市から要請があったときは、必要に応じて大規模な遺体収容施設を設置する。

2 実施主体と実施内容

実施主体	内 容		
市	遺体の捜索	市職員、消防吏員が遺体の発見者であった場合は、発見場所等必要な情報を正確に記録する。	
	遺体収容施設	設 置	市は、地震災害が発生し、遺体措置の必要が生じた場合は、あらかじめ定めた遺体収容施設を設置する。
		活 動	市は、遺体収容施設において次の活動を行う。 ア 警察の協力を得て遺体措置を行う。 イ 遺体の検案及び検視並びに身元確認に必要な医師及び歯科医師の確保に努める。 ウ 被災現場、救護所、救護病院（仮設救護病院）、災害拠点病院からの遺体搬送を行う。 エ 関係機関への連絡、遺族からの照会等に対応するため必要な職員を配置する。 オ 遺体の搬送及び措置に必要な車両、棺桶等の器材、資材を調達する。
	遺体の処置	市は、自主防災組織、自治会、警察等の協力を得て遺体の身元を確認した後、必要な処置（洗浄、縫合、消毒、一時保存）を行い、親族等に引き渡す。相当の期間、引き取り人が判明しないときは、所持品等を保管のうえで火葬する。	
	広域火葬	大規模な地震の発生により交通規制が行われるなど、死者の遺族が自ら又は他人に依頼して遺体を火葬場に搬送することが不可能となる場合には、火葬が円滑に行われるように遺族による火葬場への火葬の依頼、遺体の搬送等の調整を行うとともに、静岡県広域火葬計画に基づき火葬を行う。	
県への要請	市長は、遺体の捜索、措置、火葬について、当該市で対応できないときは、次の事項を明らかにして県に対しあつせんを要請する。 ア 捜索、措置、火葬に必要な職員数 イ 捜索が必要な地域 ウ 火葬施設の規格（釜の大きさ、燃料等）及び使用可否 エ 必要な輸送車両の台数 オ 遺体措置に必要な器材、資材の規格及び数量 カ 広域火葬の応援が必要な遺体数		
市民及び自主防災組織	行方不明者についての情報を、市に提供するよう努める。		

3 災害救助法に基づく実施事項

区 分	内 容
遺体捜索対象者	行方不明の状態にある者で、周囲の事情により既に死亡していると推定される者
遺体の処理（措置）内容	(1) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置 (2) 遺体の一時保存 (3) 検案 (4) 遺体の身元確認
埋葬対象者	(1) 災害時の混乱の際に死亡した者 (2) 災害のため埋葬を行うことが困難な場合
実施期間	災害発生から10日以内とする。 ただし、期間の延長が必要である場合は最小限度において、知事と協議し内閣総理大臣の同意を得て延長できる。
費用の限度	資料編（20-1）＜災害救助法費用限度額一覧表＞

4 市の実施方法

区 分	内 容
遺体捜索収容責任者、遺体捜索収容チーム、埋・火葬担当	(1) 遺体の捜索・収容 ア 市長は、遺体の捜索・収容において、遺体捜索収容責任者を指名する。 イ 遺体捜索収容責任者は遺体の捜索・収容について消防職員、消防団員、市職員をもって遺体捜索収容チームを編成する。 (2) 埋・火葬 ア 埋・火葬は遺体対策班が担当し、市職員及び賃金職員がこれにあたる。
遺体捜索・収容等の方法	(1) 遺体捜索の順序等 ア 捜索にあたっては、時間的経緯によって流失等のおそれがある方面を優先して実施する。 イ 捜索にあたっては、単独行動を慎しみ組織に基づく遺体捜索収容チーム単位で行動し、常に警察等関係機関と連携を密にして、その効果を挙げるよう努める。 (2) 遺体の安置等 ア 安置所は「大規模災害遺体対応計画」に基づき開設するが、適当な場所がないときは、広場、避難所等へ仮設する。 イ 遺体収容にあたっては極力損傷を与えないよう丁寧に扱うとともに、遺体に対する礼が失われることのないよう注意しなければならない。 (3) 遺体の措置 遺体の措置は原則として遺体対策班が担当する。
埋・火葬	(1) 遺体は埋火葬許可書とともに市火葬場に移し火葬に付する。 (2) 火葬した遺骨は、一時寺院に安置し、事後において遺骨引取人により、それぞれの墓地に埋葬する。ただし、遺骨引取人がない場合は、市長が指定する墓地に仮埋葬する。

5 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

区 分	内 容
特例措置	政令で定める期間内に政令で定める地域において死亡した者の死体

	に係る墓地、埋葬等に関する法律第5条第1項の規定による埋葬又は火葬の許可については、当該死体の現に存する地の市町村長その他の市町村長が行うことができるほか、第14条に規定する埋葬許可証又は火葬許可証に代わるべき書類として死亡診断書、死体検案書その他当該死体にかかる死亡事実を証する書類を定める等の手続の特例が定められる。
--	--

6 災害救助法適用外の災害

市長は、「災害救助法」が適用されない災害の場合には、前記「災害救助法に基づく実施事項」に応じて対策を実施する。

第17節 障害物防除計画

災害により、土石、竹木等の障害物が住居に運びこまれ日常生活に支障がある者に対し、市及び県の実施事項を定め、障害物除去に支障がないよう措置する。

1 災害救助法に基づく実施事項

区 分	内 容
障害物除去の対象者	災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等のため日常生活に著しい支障を及ぼしているものを、自らの資力をもってしては除去することのできない者
実施期間	災害発生の日から10日以内とする。 ただし、必要に応じ知事と協議して内閣総理大臣の同意を得て延長することができる。
費用の限度	資料編（20-1）<災害救助法費用限度額一覧表>

2 市の実施方法

区 分	内 容
障害物除去動員の対象者	市職員、消防職員、消防団員、建設業者、自衛隊（自衛隊派遣計画）、自主防災会等を対象とし、被害の状況に応じ適宜動員及び動員要請する。
除去用車両の調達	「第19節 輸送計画」の定めるところに準じて措置する。
除去作業用機械器具の調達	調達は、資料編（12-9）<市内建設業者一覧表>により措置する。
集積場所	除去した障害物は、市民の日常生活に支障のない場所に一時的に集積するよう措置する。

3 市長の要請事項

市長が、障害物除去計画について知事に対し応援を求める場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあっせんを要請する。

区 分	内 容
要請時、明確にすべき事項	(1) 除去を必要とする住家世帯数（半壊、床上浸水別） (2) 除去に必要な人員 (3) 除去に必要な期間

	(4) 除去に必要な機械器具の品目別数量 (5) 集積場所の有無
--	-------------------------------------

4 災害救助法適用外の災害

市長は、「災害救助法」が適用されない災害の場合には、前記「災害救助法に基づく実施事項」に応じて対策を実施する。

5 災害の拡大と二次災害の防止活動

市は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

第18節 社会秩序維持計画

災害時における社会混乱を鎮め民心を安定させるため、社会秩序を維持するための活動について市の実施事項を定め、社会秩序の維持に支障のないよう措置する。

1 実施事項

区 分	内 容
市民への呼びかけ	市長は、流言飛語を始め各種の混乱が発生し又は混乱が生ずるおそれがあるときは、速やかに市民のとるべき措置等について、呼びかけを実施するよう努める。
生活物資の価格、需要動向、買い占め、売り惜しみ等の調査及び対策	対象となる事業者の事務所、工場、事業所、店舗及び倉庫がいずれも市の管轄区域内に所在するものについて、以下のとおり、調査及び対策を講じる。 (1) 生活物資の価格及び需給動向の把握に努める。 (2) 特定物資の報告徴取・立入検査 ア 状況により特定物資を適正な価格で売り渡すよう指導し必要に応じ勧告又は公表を行う。 イ 特定生活物資を取り扱う事業所、工場、店舗又は倉庫の立ち入り調査を実施する。
県に対する要請	市長は、市域の社会秩序を維持するため、必要と認めるときは、県に対し応急措置又は広報の実施を要請する。
警察に対する要請	市長は、当該区域内に平穏を害する不法行為を未然に防止するため必要と認めるときは、湖西警察署長に対し、下記事項について措置を講ずるよう要請する。 (1) 不法事態に対する措置 駅、物資集積場所、金融機関等において集団不法行為により治安上重大な事態が発生し、また発生するおそれのある場合は、所要の警備力を集中し事態の収拾を図る。 (2) 地域安全情報の伝達 必要に応じて災害総合相談所を開設し、市民からの各種相談、照会に対応するとともに、市民の生活に必要な情報収集に努め、地域安全情報として各種広報媒体を通じて伝達する。

	<p>(3) 銃砲刀剣類等に対する措置 銃砲刀剣類及び危険物等の保管状況等に関する調査を行い、保安上必要な措置を講ずる。</p> <p>(4) その他の活動 ア 犯罪情報の収集、集団不法行為及び暴利行為の予防・取締り イ 流言飛語が横行した場合における原因究明及び適切な情報提供 ウ その他社会秩序維持・民生安定化に係る必要な措置 エ 復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。</p>
--	---

第19節 輸送計画

災害時における応急対策従事者及び救護物資の輸送を円滑に処理するため、陸、海、空の輸送体制を確立し、輸送に万全を期する。

災害発生時の緊急輸送活動のために多重化や代替性を考慮しつつ輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設も含め確保すべき輸送施設及び輸送拠点について把握する。

緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送業者と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努める。この際、市は、災害時に物資の輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

市は、物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。

1 実施方法

区分	項目	内 容
陸上輸送		陸上輸送は、市有車両の活用、陸上自衛隊の要請、東海旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社（以下「鉄道」という）の利用、運送業者の協力により行うものとし、災害の態様、その他の事情を勘案して適宜実施する。
	市有車両の活用	資料編（10-7）＜公用車一覧表＞に基づき実施する。ただし、原則として市災害対策本部が設置された場合、各課所属車は庁舎車両管理班にて、集中管理する。
	陸上自衛隊の要請	「第27節 自衛隊派遣要請要求計画」による。
	鉄道の利用	市長は必要に応じて、東海旅客鉄道株式会社静岡支社及び日本貨物鉄道株式会社に輸送を県を通じて要請する。
	民間営業車両の協力要請	(1) 民間保有営業用車両等の協力により輸送を必要とする場合は、社団法人静岡県トラック協会より随時借上げる。市内で、車両の確保が困難な場合又は輸送の都合上他の市町村より調達することが適当と認められたときは、県及び他の市町村に協力を要請する。 (2) 軽微な被害の場合は、資料編（10-9）＜輸送業者一覧表＞により要請し借上げる。
海	輸	海上等輸送は、海上自衛隊、海上保安庁、中部運輸局及び防災関係機関等の協力を得て次の船舶により行う。

上等輸送	送方法	県有船舶	県有船舶による輸送が必要なときは、知事に対して要請する。
		海上自衛隊の艦艇	「第27節 自衛隊派遣要請要求計画」による。
		海上保安庁の船艇	「第28節 海上保安庁に対する支援要請依頼計画」による。
	民間船舶漁船 マリーナ協会所属船舶等	(1) 民間船舶（漁船を除く。） 民間船舶への協力要請は中部運輸局静岡運輸支局を通し、協力要請する。 (2) 漁船 漁船への協力要請は、関係漁業協同組合を通じて行う。 (3) マリーナ協会所属船舶等（（公財）浜名湖総合環境財団及び静岡県マリーナ協会（西部支部）） 浜名湖内において、災害時に被災者、緊急物資及び応急対策に必要な人員、資機材等の輸送が必要と判断された場合には、湖西市は、（公財）浜名湖総合環境財団及び静岡県マリーナ協会（西部支部）に対して協力要請するものとする。	
	海上等輸送連絡所の設置		県の設置する海上等輸送連絡所と連絡調整を行う。
航空輸送			(1) 航空輸送を必要とする場合は、「第27節 自衛隊派遣要請要求計画」「第29節 防災ヘリコプター支援要請計画」により行う。 (2) ベースヘリポートの設置場所は資料編（13-10）＜活動拠点一覧表＞のとおりとし、被災現地ヘリポートは必要に応じ、学校の校庭等に設置する。具備すべき条件は資料編（10-11）＜ヘリポートの具備すべき条件＞のとおりとする。 (3) ヘリポートに使用した用地等の損失補償は、公共用地を使用した場合は原則として無償とし、民間用地については、その都度関係者と協議のうえ負担額を定める。
燃料の確保対策			市有車両の燃料、その他市の災害応急対策を実施するための必要な燃料については、資料編（12-13）＜燃料確保先一覧表＞により確保に努める。

(1) 燃料の調整等

市及び防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは災害対策本部において調整を行う。なお、この場合、次により調整することを原則とする。

優先順位	内 容
第1順位	市民の生命の安全を確保するために必要な輸送
第2順位	災害の拡大防止のために必要な輸送
第3順位	災害の応急対策のために必要な輸送

2 市及び防災関係機関の緊急輸送

実施主体	内 容
市	(1) 市の災害応急対策を実施するため必要な緊急輸送は市が行うことを原則とする。 (2) 市長は、緊急輸送の応援が特に必要であるときは、輸送の内容に応じて、各計画に定めるところに従って県に対し必要な措置を要請する。 (3) 緊急輸送の方針、輸送する人員、物資及び輸送体制については県に準ずる。 (4) 市は、管内のヘリポートの緊急点検及び保守管理を行い、使用可能状態を県に報告する。
防災関係機関	防災関係機関が災害応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うものとするが、特に必要な場合は災害対策本部に必要な措置を要請する。
国土交通省	中部運輸局は、静岡運輸支局を通じて関係協会及び当該地域事業者と迅速な連絡

中部運輸局	をとり、緊急輸送に使用しうる自動車並びに船舶の出動可能数の確認を行うとともに、緊急輸送が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずる。
-------	--

3 災害救助法の規定による輸送の範囲

区 分	内 容
輸送の範囲	(1) 被災者の避難に係る支援 (2) 医療及び助産 (3) 被災者の救出 (4) 飲料水の供給 (5) 死体の捜索 (6) 死体の処理 (7) 救済用物資の整理配分 ただし、特に必要な場合に事前に知事と協議し内閣総理大臣の同意を得て、上記以外についても輸送を実施できる。
実施期間	前項の各救助の実施期間とする。 ただし、事前に知事と協議し内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することができる
費用の限度	当該地域における通常の実費

4 災害救助法適用外の災害

市長は、「災害救助法」が適用されない災害の場合には、前記「実施方法」に応じて対策を実施する。

第20節 交通応急対策計画

交通施設に係る災害に際して、自動車運転者、県知事、道路管理者、県公安委員会、鉄道事業者等の実施すべき応急措置の大綱を定め、もって応急作業を効率化するとともに、被災者及び救助物資等の輸送の円滑化を図る。

1 陸上交通の確保

(1) 陸上交通確保の基本方針

ア 県は、国土交通省、中日本高速道路株式会社、市町、自衛隊、鉄道事業者等の協力を求め主要道路及び鉄道の被害状況について情報の収集を行う。

イ 県公安委員会（県警察）は、緊急交通を確保するため、区域又は道路の区間を指定して、一般車両の通行を禁止又は制限することができる。

ウ 道路管理者は、道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合は区域を定めて道路の通行を禁止又は制限する。この場合、通行の禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設ける。

エ 県公安委員会（県警察）及び道路関係者は、相互に連絡を保ち交通規制の適切な運用を図る。

オ 道路関係者は、緊急交通路に選定された道路、その他の道路の利用が早急かつ円滑

にできるよう必要な措置を行う。

(2) 自動車運転者のとるべき措置

区 分	内 容
緊急地震速報を聞いたとき	<p>(1) ハザードランプを点灯し、まわりの車に注意を促すこと。</p> <p>(2) 急ブレーキをかけずに、緩やかに速度を落とすこと。</p> <p>(3) 大きな揺れを感じたら、急ブレーキ、急ハンドルを避け、できるだけ安全な方法により道路状態を確認して道路の左側に停止すること。</p>
地震等が発生したとき	<p>(1) 走行中の自動車運転者は、次の要領により行動すること。</p> <p>ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。</p> <p>イ 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。</p> <p>ウ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、できる限り道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。</p> <p>(2) 避難のために車両を使用しないこと</p> <p>(3) 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内に在る運転者は次の措置をとること。なお、災害対策基本法に基づき、道路管理者がその管理する道路について、緊急通行車両の通行を確保するため指定した区間（以下「指定道路区間」という。）においても、同様とする。</p> <p>ア 速やかに、車両を次の場所に移動させること。</p> <p>（ア）道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所</p> <p>（イ）区域の指定をして交通の規制が行われたときは、道路外の場所</p> <p>イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。</p> <p>ウ 通行禁止区域内又は指定道路区間において、警察官又は道路管理者の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官又は道路管理者の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官又は道路管理者が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破壊することがあること。</p>

(3) 道路管理者等の実施事項

区 分	内 容
応急態勢の確立	<p>道路管理者は、異常気象、トンネル火災等による災害が発生した時は、非常呼集等により速やかに応急態勢を確立し、応急対策を実施する。</p>
主要交通路等の確保	<p>主要な道路、橋梁及び港湾、漁港の実態を把握して交通路の確保に努めるとともに、災害発生の態様により随時迂回路を設定する。</p>
災害時における通行の禁止又は制限	<p>(1) 道路管理者は破損、欠損その他の事由により交通が危険であると認められる場合、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限する。</p> <p>(2) 道路管理者は道路の通行を禁止又は制限しようとする場合は、禁止又は</p>

	<p>制限の対象区間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設け、必要がある場合は適当なまわり道を道路標識をもって明示する。</p> <p>(3) 道路管理者は、交通禁止及び制限を実施しようとする時、又は実施した時は、直ちに湖西警察署長へ連絡する。</p>
放置車両の移動等	<p>放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するための緊急の必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本節において「道路管理者等」という。）は災害対策基本法に基づく区間指定を行い、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等自ら車両の移動等を行う。</p>
道路の応急復旧	<p>(1) 応急復旧の実施責任者 道路の応急復旧実施責任者は、当該道路の管理者とする。</p> <p>(2) 市長の責務 ア 他の道路管理者に対する通報 市長は、市内の国道、県道等、他の管理者に属する道路が損壊等により、通行に支障をきたすことを知ったときは、速やかに当該道路管理者に通報し応急復旧の実施を要請する。 イ 緊急の場合における応急復旧 市長は、事態が緊急を要し、当該管理者に通報し応急復旧を待ついとまがないときは、応急輸送の確保その他付近の市民の便益を図るため、必要とする最小限度において当該道路の応急復旧を行う。 ウ 知事に対する応援要請 市長は、自己の管理する道路の応急復旧が不可能又は困難な場合には、知事に対し、応急復旧の応援を求める。</p> <p>(3) 応急復旧、仮設道路の設置 ア 道路管理者は、建設業協会等の協力を求め道路施設の被害状況に応じた効果的な復旧を行う。 イ 既設道路の全てが損壊し、他に交通の方法がなく、かつ新たに仮設道路敷設の必要が生じた場合は、市及び県が協議し、実施責任の範囲を定め所要の措置を講ずる。</p>
経費の負担区分	<p>(1) 道路等の応急復旧に要した経費は、原則として当該管理者の負担とする。</p> <p>(2) 緊急の場合における応急復旧の経費 市長が市区域内で他の管理者に属する道路の緊急応急復旧した場合の経費は当該道路の管理者が負担する。ただし、当該管理者が支弁するいとまがない場合は応急復旧を実施した市長に対し、その経費の一時繰替支弁を求めることができる。</p> <p>(3) 仮設道路の設置に要する経費 新たに応急仮設道路を設置した場合の経費はその都度市及び県が協議して、その負担区分を定める。</p>

(4) 県知事又は県公安委員会の実施事項

区 分	内 容
災害時における交通の規制等	<p>(1) 県公安委員会は、静岡県又は近県で災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、災害応急対策が円滑に行われるよう区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両（①「道路交通法」第39条第1項の緊急自動車、②災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両）以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。</p> <p>(2) 県公安委員会（県警察）は、緊急交通路を確保するため災害対策基本法の規定による交通規制を実施し、緊急交通路の各流入部において、緊急通</p>

	<p>行車両以外の車両の通行を禁止する。</p> <p>(3) 県知事は、道路被害状況の調査結果に基づいて、第1次、第2次、第3次緊急輸送を中心に県警察及び道路管理者と協議し緊急輸送に当てる道路を選定する。なお、由比地区における緊急輸送を確保するため、東名高速道路と国道1号の相互利用を必要とし、それが可能な場合は同所に設けた開口部を利用する。</p> <p>(4) 県公安委員会は、上記のため必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両の移動等について要請する。</p> <p>(5) 県知事は、道路管理者である市に対し、必要に応じて、ネットワークとしての緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行う。</p> <p>(6) 県公安委員会（県警察）は、交通規制を実施した場合、警察庁、管区警察局、日本道路交通情報センター、交通管制センター、報道機関等を通じ交通規制の内容等を広く周知徹底させ秩序ある交通を確保する。</p>
警察官の措置命令等	<p>(1) 警察官は、災害対策基本法に基づき県公安委員会が指定した通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命じることができる。</p> <p>(2) (1) による措置をとることを命ぜられた者が当該措置を取らないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。また、この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。</p> <p>(3) 警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊法第83条第2項の規定により派遣を命ぜられた当該自衛官は、通行禁止区域等において、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、(1) 及び(2) に定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。</p> <p>(4) 警察官がその場にいない場合に限り、消防吏員は、通行禁止区域等において、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、(1) 及び(2) に定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。</p> <p>(5) 道路管理者は、災害対策基本法に基づきその管理する道路について指定した区間において、緊急通行車両の通行を確保するため(1) 及び(2) に定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。</p>
除去障害物の処分	<p>(1) 除去した障害物は、あらかじめ処分地として定めた空地、民間の土地所有者に対する協力依頼等によって確保した空地、及び駐車場等に処分する。</p> <p>(2) 適当な処分場所がない場合は避難路及び緊急輸送路以外の道路の路端等に処分する。</p>
通行の禁止又は制限に係る標示	<p>県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するときは、その禁止又は制限の対象、区域又は道路の区間及び期間を記載した県地域防災計画資料編Ⅱ(10-3-7)に掲げる標示を設置しなければならない。</p>
交通安全施設の復旧	<p>県公安委員会（県警察）は緊急輸送路の信号機等、輸送に必要な施設を最優先して交通安全施設の応急復旧を行う。</p>
緊急通行車両の確認	<p>知事又は県公安委員会は、緊急通行車両②の使用者からの申し出により、当該車両が災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認を行う。</p> <p>確認後は当該車両の使用者に対し、「緊急標章」県地域防災計画資料編Ⅱ</p>

	(10-3-9) 及び「緊急通行車両確認証明書」県地域防災計画資料編Ⅱ (10-3-10) を交付する。
緊急通行車両の 事前届け出	(1) 知事又は指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関又は指定地方公共機関の長は、災害発生時に「緊急通行車両」として使用する車両について、県公安委員会に対して事前の届出をすることができる。県公安委員会は、審査の結果、「緊急通行車両」に該当すると認められたものについて「緊急通行車両事前届出済証」県地域防災計画資料編Ⅱ (10-3-8) を交付する。 (2) 事前届出済証の交付を受けている車両に対する確認は、他に優先して行われ、確認のため必要な審査も省略される。
交通の危険防止 のための通行の 禁止又は制限	(1) 警察官は道路における危険を防止するため、緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において一時通行を禁止し、又は制限する。 (2) 道路管理者は道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。

(5) 鉄道事業者の実施事項

区 分	内 容
応急体制の確立	鉄道事業者は、鉄道施設に係る災害が発生した時は、鉄道事業者の災害対策本部の設置等により社内の応急体制の確立を図る。
代行輸送等の 実施	路線等の被害により、列車の通行が不能となった時は、折り返し運転、バス等による代行運転により輸送の確保に努める。
応急復旧の実施	崩土、線路の流失陥没、路盤の破壊等、応急復旧を要する被害が生じたときは、工事関係者、防災関係機関等の協力を得て、輸送の緊急度に応じて崩土除去、路盤の復旧並びに仮線路、仮橋の架設等応急工事を行う。

2 海上交通の確保

区 分	内 容
情報の収集	県は地方整備局、運輸局、海上保安庁、自衛隊、市町、漁業協同組合等の協力を求め、海岸施設、港湾施設の被害状況、水路、航路標識の異常の有無、石油コンビナートの被害状況、港内の状況等について情報の収集を行う。
海上交通の制限	(1) 海上保安庁は、海難船舶、危険物の流出域、破損した係留施設・海上構築物及び流出した船舶、木材、筏等が船舶交通に及ぼす影響を調査し、必要な安全対策を講じる。 (2) 海上保安庁は、海難船舶、漂流物又は沈没した物件等が船舶交通に障害となる場合には、これらの所有者に除去を命じ又は勧告を行う。 (3) 海上保安庁は、船舶交通の安全を図るため、必要に応じ船舶交通の整理・指導を行う。
海上交通確保の 措置	(1) 海上交通の調整 市は、海上保安庁等、防災関係機関と相互に連携し、市内の海上交通確保について必要な輸送路の選定等の調整を行う。 (2) 港湾施設等の応急措置 港湾及び漁港の管理者は、管理する港湾、漁港について障害物の除去、応急修理等輸送確保のための応急措置を講ずる。 (3) 海上自衛隊及び海上保安庁等に対する支援要請 知事は、市又は港湾及び漁港の管理者から、油の流出による火災の鎮圧、水路・航路の確保のための措置の実施等、海上交通の確保のため必要な措置の実施について、応援要請があったときは、海上自衛隊、海上保安

	<p>庁等に対し応援を要請する。</p> <p>(4) 海上保安庁等は、水路の水深に異常が生じた時は、必要に応じ調査を行い、標識等の設置により航路の安全を確保する。</p> <p>(5) 海上保安庁等は、航路標識が損壊又は流出した時は、速やかに復旧に努めるほか、必要な応急措置を講ずる。</p> <p>(6) 海上保安庁は、警報の伝達、抽出油の防除、危険物の保安、海難救助等の適切な措置を講ずる。</p>
--	--

3 有料道路の通行

災害応急対策のため、有料道路を通行しなければならない場合は、あらかじめ当該道路の管理者と協議する。

第21節 応急教育計画

小・中・高・特別支援学校（以下この章において「学校」という。）の児童、生徒、教職員及び施設、設備が災害をうけ正常な教育活動を行うことが困難となった場合に、可能な限り早期に応急教育を実施するための対策の概要を示す。

1 基本方針

- (1) 市教育委員会は、公立学校に対し、「静岡県学校安全教育目標」及び「学校の危機管理マニュアル（災害安全）」等により、災害応急対策及び応急教育に係る指針を示し、対策等の円滑な実施をする。
- (2) また、応急教育のための施設又は教職員の確保等について、市、市教育委員会又は県立学校等の要請により、必要な措置を講ずる。なお、「災害救助法」に基づく教科書、学用品等の給与に関する措置は、共通対策編による。
- (3) 学校は、地域の特性や学校の実態及び大規模な地震が発生した場合に予想される被害状況等を踏まえ、設置者や保護者等と協議・連携して災害応急対策及び応急教育に係る計画を策定するとともに、対策を実施する。
- (4) 中学生及び高校生等は、教職員の指導監督のもと、学校の施設及び設備等の応急復旧整備作業や地域における応急復旧又は救援活動等に、可能な範囲で協力する。

2 計画の作成

区 分	内 容
災害応急対策	<p>(1) 計画の作成及び実施に当たっては、生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や、学校の施設の避難地・避難所指定の有無を考慮する。</p> <p>(2) 計画に定める項目は、次のとおりとする。</p> <p>ア 学校の防災組織と教職員の任務</p> <p>イ 教職員動員計画</p> <p>ウ 情報連絡活動</p> <p>エ 生徒等の安全確保のための措置</p> <p>オ その他、「学校の危機管理マニュアル（災害安全）」等に基づき、各学校が</p>

	実態に即して実施する対策	
応急教育	計画の作成及び実態に当たっては、次の事項に留意する。	
	被害状況の把握	生徒等、教職員及び学校の施設、設備の被害状況を把握する。
	施設・設備の確保	(1) 学校の施設、設備の応急復旧整備を行い、授業再開に努める。 (2) 被害の状況により、必要に応じて市又は地域住民等の協力を求める。
	教育再開の決定・連絡	(1) 生徒等、教職員及び学校の施設、設備等の状況を総合的に判断して教育再開の時期を決定し、学校の設置者、生徒等及び保護者に連絡する。 (2) 教育活動の再開に当たっては、生徒等の登下校時の安全確保に努める。
	教育環境の整備	不足教科書の確保、学校以外の施設を利用した応急教育活動の実施、生徒等の転出入の手続き等、必要に応じた教育環境の整備に努める。
	給食業務の再開	施設・設備の安全性を確認するとともに、食材の確保、物資や給食の配送方法等について協議する。
	学校が地域の避難所となる場合の対応	(1) 各学校は、避難所に供する施設、設備の安全を確認するとともに、市、関連する自主防災組織と協議・連携して、施設内に設置される避難所運営組織が円滑に機能するよう、避難所運営の支援に努める。 (2) 避難所生活が長期化する場合は、応急教育活動と避難所運営との調整について、市等と必要な協議を行う。
生徒等の心のケア	(1) 生徒等が災害により様々な心の傷を受け、PTSD等の症状が現れてくることが懸念されるため、学校は、生徒の実態を踏まえ、学校の設置者、保護者、校医、スクールカウンセラー、関係医療機関と協議・連携して、生徒等の心の健康保持あるいは回復を図るための対策等に係る計画を定めておくことが必要である。 (2) 各学校等は、被災者に対するSNS等による、差別や偏見、誹謗中傷等の予防に努める。	

3 災害救助法に基づく実施事項

区 分	内 容
学用品の 給与を受ける者	住家の全焼、全壊、流失、半壊、半焼、又は床上浸水により学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校及び高等学校生徒（特別支援学校の小学部児童、中学部及び高等学部生徒を含む。）
学用品の品目	(1) 教科書及び教材 (2) 文房具 (3) 通学用品
実施期間	災害発生の日から 教科書（教材を含む） 1か月以内

	文房具及び通学用品 15日以内 ただし、知事と協議し内閣総理大臣の同意を得て延長することができる。
費用の限度	資料編 (20-1) <災害救助法費用限度額一覧表>

4 市の実施方法

区 分	内 容
学用品給与の方法	<ul style="list-style-type: none"> (1) 給与の対象となる児童、生徒の人員数は、り災者名簿と当該学校における学籍名簿と照合し、被害別・学年別に正確に把握する。 (2) 小学校児童及び中学校・高等学校生徒の判定の時点は、原則として災害発生の日とする。 (3) 教科書は、学年別、学科目別、発行所別に調査集計し、購入配分する。 (4) 通学用品、文房具は被害状況別、小・中・高学生別に学用品購入（配分）計画表を作成し、これにより購入配分する。 (5) 給与品目は各人の被害状況、程度等実情に応じ特定の品目に重点を置くことも差し支えない。 (6) 教材は、教育委員会に届け出又は承認を受けて使用している事実をあらかじめ確認のうえ給与する。
応急教育等の実施事項	<ul style="list-style-type: none"> (1) 応急教育 <ul style="list-style-type: none"> ア 分散授業及び二部授業の実施 イ 市有施設、近接小・中学校の一時借用 ウ 県立高校の一時借用 エ 教職員の確保 オ 文教施設の応急復旧対策計画 (2) 学校給食 「第9節 食料供給計画」により措置する。
文化財の応急対策	文化財の管理者又は所有者は、文化財の状態に応じ災害に対処する措置を講じ、市は管理もしくは復旧のため多額の費用を要する場合は、できうる範囲の援助をし、文化財の保全に努める。

5 市長の要請事項

市長は学用品の調達、応急教育の実施等が困難な場合は、次の事項を明らかにした上で、知事にその調達あっせんを要請する。

区 分	内 容
要請時、明確にすべき事項	<ul style="list-style-type: none"> (1) 応急教育施設あっせん確保 (2) 集団移動による応急教育のあっせん及び応急教育の実施指導 (3) 応急教育の指導及び教育施設の復旧指導 (4) 教職員の派遣充当 (5) 学校給食に代わる食事に必要な食料等の調達あっせん

6 災害救助法適用外の災害

市長は、「災害救助法」が適用されない災害の場合には、前記「災害救助法に基づく実施事項」に応じて対策を実施する。

第22節 社会福祉計画

市及び県は、被災者に対する「生活保護法」の適用、生活福祉資金等資金の貸付を行うとともに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者支援台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うほか、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

1 基本方針

- (1) 市その他の援護の実施機関は、社会福祉上の対策を緊急に実施するため、速やかに必要な体制を整備する。
- (2) 健康福祉センターは、必要に応じ民間団体に可能な分野における協力を依頼する。
- (3) 各実施機関の体制をもってしては、援護措置の実施が困難な場合は、知事は、要請に基づき応援要員を派遣する。
- (4) 市は、速やかに各分野の職員をもって生活相談所を開設し、健康福祉センターはこれに協力する。
- (5) 生活相談の結果、援護措置を実施する緊急度の高い対象者から順次、実効のある当面の措置を講ずる。

2 実施事項

区 分	項 目	内 容	
り災社会福祉施設の応急復旧及び入所者の応急措置	(1) り災社会福祉施設の応急復旧 (2) り災社会福祉施設入所者の他施設等への一時収容保護のあっせん (3) 臨時保育所の開設の指導及び職員のあっせん		
り災低所得者に対する生活保護の適用			
り災者の生活相談	実施機関	市（被害が大きい場合は県と共催）	
	相談種目	生活、資金、法律、健康、就職、身上等の相談	
	協力機関	県、社会福祉協議会（市、県）、静岡県災害対策土業連絡会、民生委員・児童委員、日本赤十字社静岡県支部、その他関係機関	
り災低所得者に対する生活福祉資金の貸付け	実施機関	社会福祉協議会（市、県）	
	協力機関	市、県、民生委員・児童委員	
	貸付対象	り災低所得者世帯（災害により低所得世帯となった者も含む）	
	貸付額	「生活福祉資金貸付金制度要綱」による	
り災母子・寡婦世帯等に対する母子・寡婦福祉資金の貸付け	実施機関	県	
	協力機関	市、民生委員・児童委員、母子福祉協力員	
	貸付対象	り災母子世帯・寡婦（災害により母子世帯・寡婦となった者を含む）	
	貸付額	「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」第7条に規定する額	
り災身体障害児者に対する補装具の交付等	実施機関	児童	市、県
		18歳以上	市
	協力機関	児童	民生委員・児童委員、身体障害者相談員
		18歳以上	民生委員・児童委員、身体障害者相談員、身体障害者更生相談所

	対象	り災身体障害児者	
り災身体障害児者に対する補装具の交付等	交付等の内容	(1) 災害で補装具を亡失又はき損した身体障害児者に対する修理又は交付 (2) 災害で負傷又は疾病にかかった身体障害児者の更生（育成）医療の給付 (3) り災身体障害児者の更生相談	
災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付け	実施機関	市	
	支給及び貸付対象	災害弔慰金	自然災害により死亡した者の遺族
		災害障害見舞金	自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者
		災害援護資金	り災世帯主
支給及び貸付額	「災害弔慰金の支給等に関する法律」第3条、第8条及び第10条の規定に基づき市が条例で定める額		
被災者（自立）生活再建支援制度	実施機関	(財) 都道府県会館（県単制度は県）	
	支給対象	住宅に全壊・大規模半壊等の被害を受けた世帯	
	支給額	「被災者生活再建支援法」第3条に定める額	
義援金の募集及び配分	実施機関	市、県	
	協力機関	教育委員会（市、県）、日本赤十字社静岡県支部、県共同募金会、社会福祉協議会（市、県）、報道機関、その他関係機関	
	募集方法	災害の程度を考慮して、その都度関係機関で募集委員会を設け、協議決定	
	配分方法	関係機関で配分委員会を設け、協議決定	
	配分方針	(1) 配分の対象者を、り災者名簿により被害者状況別、地区別に把握する。 (2) 義援金の配分にあたっては、原則として被害状況別に一律方式により配分するが、金額、被害状況によっては経済状態等を勘案した傾斜方式により配分する。 (3) 義援金品の配分にあたっては、配布基準、配布者名簿等を作成し配分する。	
義援品の受け入れ	実施機関	市、県	
	協力機関	報道機関、その他関係機関	
	受入方法	被災者が必要とする物資の内容を把握し、報道機関等を通じて迅速に公表すること等により受け入れの調整に努める。	

第23節 警察災害警備計画

災害時における「湖西警察署災害警備計画」等による。

第24節 消防計画

法並びに「湖西市消防計画」による。※資料編（9-1）＜湖西市消防計画＞、（9-2）＜消防力の現況＞

第25節 応援協力計画

被災地の応急作業を助け、かつ復興意欲の振興を図るため市長が県及び民間団体等に応援協力を要請する場合、県が民間団体等に要請する場合の対象団体、要請方法等を定める。

1 要請の実施基準

区 分	内 容
要請基準	他の各計画に定めるところにより市長は民間団体の協力を必要と認めるときは、協力要請対象団体のうちから適宜指定して要請する。
協力要請対象団体	(1) 自治会（自主防災会） (2) 男女共同参画団体 (3) 中学生 (4) 湖西市赤十字奉仕団 (5) 締結都市
県へ要請を 要求する民間団体	(1) 青年団及び男女共同参画団体 (2) 大学及び高校の学生・生徒 (3) 県立専修学校及び県立各種講習施設等の学生・生徒 (4) 赤十字奉仕団

2 市の実施方法

区 分	内 容
自治会（自主防災会）に対する応援協力要請	(1) 自治会（自主防災会）は資料編（13-9）<自治会（自主防災会）一覧表>のとおりである。 (2) 応援協力要請人員・作業内容・作業場所・集合場所その他協力要請に関し、必要事項についてはその都度連絡する。
男女共同参画団体に対する応援協力要請	(1) 要請は当該団体の連合会の長に対して行う。 (2) 応援協力要請人員・作業内容・作業場所・集合場所その他協力要請に関し、必要事項についてはその都度連絡する。
中学生に対する応援協力要請	(1) 要請は資料編（11-1）<中学校及び高校一覧表>に定める長に対して行う。 (2) 応援協力要請人員・作業内容・作業場所・集合場所その他協力要請に関し、必要事項についてはその都度連絡する。
湖西市赤十字奉仕団への協力要請	要請は、湖西市赤十字奉仕団に対して行い、作業内容・作業場所・集合場所・その他必要事項を連絡し、活動に支障のないよう措置する。
他の締結都市への協力要請	要請は、「第34節 相互応援協力計画」により、他の都市に応援要請する。

3 市長の要請事項

市長が応援協力計画について知事に対し応援を求める場合には、各計画に定めるところに従って要請する。※「県地域防災計画 共通対策編 第24章 応援協力計画」を参照

第26節 ボランティア活動支援計画

市は、ボランティアや市民活動団体の自主性・主体性を尊重し、ボランティア団体等と連携を図りながら、市社会福祉協議会に協力して、ボランティアの受け入れ体制を整備し、被災者への救援・支援活動等が円滑に行われるよう、その活動の支援に努めるとともに、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況、行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する。

1 市の実施事項

区 分	内 容
市災害ボランティアセンター本部の設置及び運用	<p>(1) 市は、災害ボランティアの必要性に応じて、あらかじめ定めた施設に市社会福祉協議会等と連携して、ボランティアの受付、活動場所のあっせん及び配置調整等を行う市災害ボランティアセンターを設置する。※資料(13-10)</p> <p><活動拠点一覧表></p> <p>(2) 市災害ボランティアセンターは、社会福祉協議会、災害ボランティア、災害ボランティア・コーディネーター等で構成し、運営する。</p> <p>(3) 市は、随時、情報交換及び協議等を行うため、職員を連絡調整要員として市災害ボランティアセンターに配置し、その活動を支援する。</p>
ボランティア活動拠点の設置	<p>(1) 市は、必要により、あらかじめ定めた施設又は被害の大きい区域の適当な施設に、災害ボランティア・コーディネーター等と連携して、ボランティアに対する需要の把握、ボランティアへの活動内容の指示等を行う第一線のボランティア活動拠点を設置する。</p> <p>(2) 市は、ボランティアの宿営地に適当な場所、施設の候補をあらかじめ定めるよう努める。※資料編(13-10) <活動拠点一覧表></p>
ボランティア団体等に対する情報提供	市は、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況及び行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する。
ボランティア活動資機材の提供	市は、市災害ボランティアセンター及びボランティア活動拠点におけるボランティア活動に必要な各種資機材の提供に努める。

2 県の実施事項

区 分	内 容
静岡県災害ボランティア本部・情報センターの設置及び運用	静岡県災害ボランティア本部・情報センターは、必要により、市災害ボランティアセンターの支援、市災害ボランティアセンターとの連絡調整及び近隣市町間の調整を行う市支援チームを組織し、市へ派遣する。

第27節 自衛隊派遣要請要求計画

災害時における自衛隊の派遣要請の要求を行う場合等の必要事項を明らかにする。

1 災害派遣要請の要求範囲

自衛隊の災害派遣要請を要求できる範囲は、原則として天災地変その他の災害に際し、人命又は財産の保護のため必要と認める場合において、緊急性・公共性・非代替性の3要件を満たすものである。

具体的内容は、災害の状況、他の機関等の活動状況の他、知事等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、以下のとおりとする。

区分	内 容	
要 請 要 求 要 件	緊急性	差し迫った必要性があること
	公共性	公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること
	非代替性	自衛隊が派遣される以外に適切な手段がないこと
要 請 要 求 内 容	被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動
	避難の援助	避難の指示による避難者の誘導及び輸送等の援助
	遭難者等の捜索救助	
	水防活動	土のう作成、運搬、積込み等の水防活動
	消防活動	利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力し消火活動（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）
	道路又は水路の啓開	道路もしくは水路の損壊及び障害物がある場合にそれらの啓開・除去
	応急医療、救護及び防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫活動（薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用）
	人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
	炊飯及び給水支援	被災者に対する炊飯及び給水
	物資の無償貸付及び譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品を無償貸付及び救じゅつ品を譲与
	危険物の保安及び除去	自衛隊が実施可能な火薬類、爆発物等危険物の保安及び除去
	防災要員等の輸送	
	連絡幹部の派遣	
その他	その他知事が必要と認めるものについては、関係部隊の長と協議して決定する。	

2 市長の災害派遣要請の要求手続

市長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、次の事項を明示した要請書により、自衛隊派遣要請を行うよう要求する。

ただし、突発的事態等において人命の救助、財産の保護等のため時間の余裕がなく緊急に自衛隊の派遣を必要とする場合、県防災行政無線等により口頭をもって行い、事後速やかに文書により要請する。

また、知事への要求ができない場合には、その旨及び当該地域に関わる災害の状況を陸上自衛隊第34普通科連隊長又は最寄りの部隊の長に通知し、知事に対してもその旨を速やかに通知する。※資料編（2-2）<自衛隊緊急時連絡先一覧表・湖西市を担

当する自衛隊>

区 分	内 容
提出先（連絡先）	静岡県危機対策課（この場合、県西部地域局を経由する。）
提出部数	1部
記載事項	(1) 災害の状況及び派遣を要請する理由 (2) 派遣を希望する期間 (3) 派遣を希望する区域及び活動内容 (4) その他参考となるべき事項

3 災害派遣部隊の受入れ体制

区 分	内 容	
他の災害救助復旧機関との競合重複排除	市長は自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関との競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮する。	
作業計画及び資材等の準備	市長は自衛隊に対し、作業を要請又は依頼するにあたっては、なるべく実効性のある計画を樹立するとともに作業の実施に必要な資材の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の理解を取り付けるよう配慮する。	
作業実施に必要な物資機材等	市長は作業実施に必要な物資、機材等の調達が困難又は不可能な場合は他の計画に定めるところにより県へ要請する。	
自衛隊との連絡交渉の窓口の一体化	市長は派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置が取れるよう連絡交渉の窓口を明確にしておく。	
派遣部隊の受入れ	市長及び知事は派遣された部隊に対し、次の基準により各種施設等を準備する。※資料編（13-10）<活動拠点一覧表>	
	本部事務室	派遣人員の約1割が事務をとるのに必要な室、机、椅子など
	宿舎	屋内宿泊施設（学校、公民館等）とし、隊員の宿泊は一人一畳の基準
	宿营地	湖西運動公園（但し、駐車場、児童公園、陸上競技場を除く。）
	材料置場炊事場	屋外の適当な広場
	駐車場	適当な広場（車一台の基準は3m×8m）
その他留意事項	(1) 自衛隊の派遣は、あくまで応急措置を行うもので、本格的な復旧作業を行うものではないこと。 (2) 自衛隊に依頼するのみで、市民が傍観したりすることなく、積極的に協力するよう考慮する。	

4 災害派遣部隊の撤収要請の要求

市長は災害派遣部隊の撤収要請の要求を行う場合は、民心の安定、民生の復興に支障がないよう知事及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議して行う。

5 経費の負担区分

自衛隊が災害応急対策又は災害復旧作業のために必要とする資機材、宿泊施設等の借上料及び損料、光熱水費、通信運搬費、消耗品等の費用は、原則として市が負担する。

第28節 海上保安庁に対する支援要請依頼計画

災害時における海上保安庁に対する支援要請依頼を行う場合の必要事項を明らかにする。

1 支援要請の依頼範囲

海上保安庁に支援の要請を依頼する場合は、原則として次の場合とする。

区 分	内 容
依頼範囲	(1) 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送 (2) 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供 (3) その他、市及び県が行う災害応急対策の支援

2 市長の支援要請の依頼手続

市長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要がある時は知事に対して、次の事項を明示した要請書により、海上保安庁の支援要請を行うよう依頼する。

緊急を要するときは、県防災行政無線等により口頭をもって行い、事後速やかに文書により知事に依頼する。

知事への依頼ができない場合は、直接、最寄りの海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇もしくは航空機を通じて要請し、知事に対してもその旨を速やかに連絡する。

区 分	内 容
提出先（連絡先）	静岡県危機対策課（この場合、県西部地域局を経由する。）
提出部数	1部
記載事項	(1) 災害の状況及び派遣を要請する理由 (2) 派遣を希望する期間 (3) 派遣を希望する区域及び活動内容 (4) その他参考となるべき事項

第29節 防災ヘリコプター支援要請計画

災害時における県防災ヘリコプターの支援要請について、必要な事項を定める。

1 支援の範囲

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で次の事項に該当するとき、市長は知事に対して支援の要請を行う。

区 分	内 容
支援の範囲	(1) 林野火災、高層建築物火災等の大規模災害が発生し、災害が拡大して防御が困難となり、かつ、人命、人家等に多大な危険の生ずるおそれのあるとき。 (2) 救急業務のうち、特に緊急の必要があり、かつ、他に手段が無いと判断したとき。

2 市長の支援要請手続

支援要請手続については、あらかじめ定められたところにより行う。

第30節 電力施設災害応急対策計画

災害発生時の被災地に対する電力供給を確保するため電力会社の実施体制及び連絡方法等について定める。

1 電力会社の地域分担

中部電力パワーグリッド株式会社が湖西地域を担当する。

2 応急措置の実施

応急措置の実施は電力会社の定める「中部電力パワーグリッド株式会社防災業務計画」により実施する。

3 市との連絡協議

被災地に対する電力供給を確保するための電力施設復旧の処理にあつては市と十分連絡をとるとともに必要に応じ県と協議して措置する。

第31節 ガス災害応急対策計画

ガス災害の発生に際し、市民の安全を図るためのガス災害応急対策について定める。

1 非常体制組織の確立

区 分	内 容
緊急出動に関する相互協力	消防、警察、都市ガス事業者、高圧ガス事業者、液化石油ガス販売事業者、電力会社、その他の関係機関は、ガス漏れ等の災害に対処するため、通報、連絡体制、出動体制など緊急出動に関して必要な事項について協定を結ぶなど相互に協力する。
ガス事業者の緊急体制の整備	(1) ガス事業者は、ガスに係る災害に迅速に対応するため、ガスの特性に応じ初動体制及び社内連絡体制等非常体制組織を整備するとともに、常にこれを維持する。 (2) 非常体制組織は、夜間及び休祝日にも十分機能するよう配慮する。

2 応急対策

区 分	内 容
保護保安対策	(1) ガス管の折損等の事故やガス漏れを発見した者は、直ちにガス事業者に通報するよう市民の協力を要請する。 (2) ガス事業者は事故やガス漏れの通報を受け、又は発見した場合には、関係機関と締結した緊急出動に関する相互協定（以下「相互協定」という。）により直ちに緊急自動車、無線車、工作車等を出動させ、ガス漏れ等の箇所の確認及び応急措置を迅速かつ安全に行う。

	<p>(3) ガス事業者は、災害が発生したとき、又は災害発生のおそれのあるときは、ガス施設（貯槽、高圧管、中圧管、低圧管、整圧器、需要家ガス施設等）の巡回及び点検を直ちに行い、所定の緊急措置を講ずるとともに、その状況を直ちに消防機関等に連絡する。※資料編（21-2）<巡回業務一覧表></p> <p>(4) 都市ガス事業者は、供給区域内における災害の状況により、ガスを供給する導管に設置されたガス遮断装置、製造所、供給所のガスホルダーバルブの操作等、部分的あるいは全般的な供給停止の措置を講ずる。</p> <p>(5) ガス事業者は、ガスの緊急遮断を行ったときは、個別点検等二次災害発生防止の措置を講じた上で遮断後のガス供給再開を行う。</p> <p>(6) 都市ガス事業者は、災害発生時におけるガスの供給、供給停止、供給再開については直ちに広報車等をもって周知の徹底を図る。また、必要により、市、市防災会議、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、消防機関、警察等に対し、需要家に対する広報を要請する。</p> <p>(7) ガス事業者は、応急対策に要する緊急用工事資機材、車両等を確保する。</p>
<p>危険防止対策</p>	<p>(1) 災害発生の現場においては、ガスの種類や特性に応じ、火災、爆発等のガス漏れに起因する二次災害を防止するため、ガスの滞留確認を行うとともに、空気呼吸器等の防災用具を準備し、火気の取扱いには特に注意をする。</p> <p>(2) 災害の規模によりその周辺への関係者以外への立入禁止措置及び周辺の市民の避難について、相互協定に基づき関係機関に協力を要請する。</p> <p>(3) ガスによる中毒症状者が出た場合は、直ちに消防等に連絡するとともに、通風のよい場所に仰臥させる等の応急措置をとる。</p>
<p>応急復旧対策</p>	<p>(1) ガス施設の応急復旧には、安全を確保するとともに復旧工事の迅速化に努める。</p> <p>(2) 応急復旧に必要な技術要員の出動体制を確立し、土木配管工事作業員の出動人員を確保する。</p> <p>(3) 都市ガス事業者は、ガス供給地点について、その災害状況、各設備の被害状況及びその復旧の難易等を勘案して、供給上復旧効果の最も大きい地区と防災関係機関、病院等の復旧を優先させる。</p> <p>(4) 都市ガス事業者は、ガス供給の復旧にあたっては、ガス供給施設等の保全にあたる他、ガス製造用原料、電力を確保するとともに、ガス供給の復旧が遅れると予想される地点には、臨時供給を考慮する。</p>

3 市、県等との連絡協議

ガス事業者は、ガス災害の応急対策の実施にあたっては、市、県、消防及び警察と十分連絡、協議する。

4 事故の報告

ガス事業者は、ガス事故の報告を市、県、消防及び警察に行う。

第32節 下水道災害応急対策計画

下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、下水道施設の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。

第33節 突発的災害に係る応急対策計画

航空機の墜落や列車の転覆、船舶の海難、ガス爆発、大規模な排出油等事故などの突発的災害により多数の死傷者等が発生した場合、迅速な被災者の救出・救助等の応急対策に必要な措置を定める。

1 市の体制

市は、緊急時の応急対策が遅滞なく行えるよう、資料編（1-7）＜湖西市災害対応マニュアル＞により、初期の情報収集にあたる。

事態の推移により必要な場合には速やかに市災害対策本部を設置し、救出・救助等の応急対策を実施する。

（1）突発的災害応急体制

区 分	内 容
設置基準	資料編（1-7）＜湖西市災害対応マニュアル＞「配備体制及び配備基準」による。
組織	資料編（1-7）＜湖西市災害対応マニュアル＞により、災害の種類、規模に応じて適宜構成する。
任務	（1）応急対策の基本方針の決定に資するため、初期の情報収集を行う。 （2）災害発生直後には速やかに当該災害の規模を把握するため概括的な情報を収集するよう特に留意する。 （3）必要に応じ、市災害対策本部の設置までの間、物資集積所、臨時ヘリポートの確保など事後の災害応急対策が遅滞なく行えるよう手配する。
消防本部の 県、国への 報告	消防本部は、多数の死傷者等を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生した場合、次の事項を明らかにし、「火災・災害等即報要領」様式1～4により、直ちに県危機対策課及び消防庁応急対策室に連絡する。※資料編（7-4）＜「火災・災害等即報要領」様式＞ ア 発生日時、場所 イ 被害の状況 ウ 応急対策の状況 エ 自衛隊、日本赤十字社又は医師の派遣の必要性（派遣を必要とする場合には、必要人員、必要な救助活動などを明らかにすること。）
医療救護活動 の実施	（1）多数の負傷者が発生した場合には、必要に応じて、救護所を設置するなど適切な医療救護活動を実施する。 （2）医療救護活動の実施にあたっては、必要に応じてトリアージタグを活用し、効率的な活動に努める。

（県危機管理部）

区 分	N T T 有線	静岡県防災行政無線
電 話	054-221-2072	5（又は8）-100-6030
F A X	054-221-3252	5（又は8）-100-6250

5は地上系、8は衛星系

（消防庁応急対策室）

区 分	地域衛星通信ネットワーク	消防防災無線	N T T有線	
平日	電 話	8-048-500-90-49013	8-90-49013	03-5253-7527

(9:30～ 18:15)	FAX	8-048-500-90-49033	8-90-49033	03-5253-7537
上記以外	電話	8-048-500-90-49102	8-90-49102	03-5253-7777
	FAX	8-048-500-90-49036	8-90-49036	03-5253-7553

(2) 市災害対策本部の設置

区 分	内 容
設置	ア 市長は、突然災害が発生し、災害応急対策を実施する必要があると認めるときは、市災害対策本部を設置する。 イ 市災害対策本部の規模は、災害の規模に応じて市長（本部長）が決定する。
組織	資料編（1-7） <湖西市災害対応マニュアル>本部編成及び地震災害警戒・災害対策本部編成図による。
任務	市災害対策本部は、災害の情報をもとに、被災者の迅速な救助活動を実施するとともに、速やかに県及び関係機関に必要な要請を行う。
設置の連絡	ア 市災害対策本部を設置したときは、県、関係機関に連絡する。※資料編（7-5） <市が災害対策本部を設置した時に連絡すべき機関一覧表> イ 必要に応じ、県及び関係機関に対し市災害対策本部への連絡要員の派遣を求める。

(3) 市災害対策本部の実施する応急対策

被災者の迅速な救助活動を最優先に次の災害応急対策を実施する。

区 分	内 容	
情報の収集、 伝達等	ア 市災害対策本部は、必要に応じて事故現場等に職員を派遣し、正確な情報を迅速に収集する。 イ 収集情報を基に、速やかに関係機関に必要な要請をするとともに、県及び防災関係機関に対し迅速な情報伝達を行う。	
人的被害の把握	ア 本部は、人的被害の数（死者・行方不明者数等）について、一元的に集約、調整を行うものとする。 イ 本部は、関係機関（警察、消防等）が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は本部に連絡するものとする。 ウ 本部は、当該情報が得られた際は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに県へ報告するものとする。 エ 本部は、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、安否不明者、行方不明者及び死亡者について、県及び警察と連携し、人数のほか、氏名等の情報を集約し公表する。	
各 機 関 へ の 要 請	自衛隊	ア 自衛隊の災害派遣を必要とする場合には知事へ陸上自衛隊第34普通科連隊の派遣要請を要求する。 イ 人や物資の輸送等必要に応じて航空自衛隊、海上自衛隊にも要請する、要請の方法、手続きは「第27節 自衛隊派遣要請要求計画」による。
	海上保安庁	人や物資の緊急輸送及び災害応急対策について必要がある場合には、知事へ第三管区海上保安本部清水海上保安部の支援要請を依頼する。要請の依頼方法、手続きは、「第28節 海上保安庁に対する支援要請依頼計画」による。

	緊急医療活動	<p>ア 静岡DMAT（災害派遣医療チーム） 静岡DMATが出動し対応する必要がある場合には、県への応援の要請を要求する。</p> <p>イ 日本赤十字社静岡県支部への要請 緊急医療等の救護業務の実施が必要な場合には、県へ応援の要請を要求する。</p> <p>ウ 湖西医会等への要請 現地での医療救護活動の実施等が必要な場合には、協力を要請する。</p> <p>エ 県医師会等への要請 必要に応じて、県へ一般社団法人県医師会、公益社団法人県病院協会等への協力要請を要求する。</p> <p>オ 静岡DPAT（災害派遣精神医療チーム） 静岡DPATが出動し対応する必要がある場合には、静岡県健康福祉部障害者支援局障害福祉課を通じて要請する。</p> <p>カ 静岡DWAT（災害派遣福祉チーム） 静岡DWATが出動し対応する必要がある場合には、静岡県健康福祉部福祉長寿局地域福祉課を通じて要請する。</p>
	緊急消防援助隊・広域航空消防応援要綱	<p>市は災害状況に応じ消防の広域応援の必要があると認めるときは、「消防組織法（昭和22年法律第226号）」第44条に基づき、知事に対し次の事項を明らかにして応援出動等の措置の要請を要求する。</p> <p>ア 災害の種別・状況</p> <p>イ 人的・物的被害の状況</p> <p>ウ 必要な応援部隊の種類と部隊数</p> <p>エ 応援部隊の集結場所及び到達ルート</p>
	各機関の調整・2次災害防止のための措置	<p>ア 本部は、防災関係機関調整会議等により、各機関の活動等に資する情報（要救助者の発見場所、行方不明者の特定に資する情報、燃料補給の確保状況等）の共有及び総合的な活動調整を行うものとする。</p> <p>イ 災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。</p> <p>ウ 事故の態様により、2次災害の発生のおそれがある場合は速やかに関係機関と連絡をとり、必要に応じて合同調整所等を活用して、部隊と関係機関との間で情報共有及び活動調整を行うなど、2次災害防止のために必要な措置をとる。</p>

（４）市災害対策本部の廃止

本部長は、災害発生時における応急措置が概ね完了したときは、本部を廃止する。その際、本部設置時に連絡した機関に連絡する。

第34節 相互応援協力計画

災害応急対策活動の万全を期するために、隣接地方公共団体及び相互応援協定締結地方公共団体と相互応援協力の体制を整備する。実施方法は以下のとおりである。

1 市の実施事項

区 分	内 容
応援派遣要請の基準及び方法	<p>(1) 災害に際して、人命又は財産を保護するための応急対策の実施が、本市において不可能又は困難な事態が発生した場合とする。</p> <p>(2) 市長は前項の事態が発生したときは直ちにその適否を決定し、隣接地方公共団体の長及び相互応援協定締結地方公共団体の長に対して応援派遣の要請をする。</p> <p>(3) 要請事項 ア 派遣希望人員・機材 イ 派遣を希望する区域及び活動方法 ウ 派遣を希望する期間 エ 派遣される者の受入体制 オ その他参考事項</p> <p>(4) 応援派遣の要請先 市長は前項の事態が発生した時はただちにその適否を決定し、隣接地方公共団体の長及び県内外地方公共団体及び国に対して応援派遣の要求をする。 ア 隣接地方公共団体一覧は次のとおりである。 浜松市 053-457-2111 豊橋市 0532-51-2111 イ 相互応援協定締結地方公共団体は資料編(19-1) <災害に関する協定等一覧表>次のとおりである。</p>
担当業務	<p>(1) 火災防御活動 (2) 水防活動 (3) 人命救助 (4) 負傷者の搬送 (5) 遺体の捜索・収容 (6) 給 水 (7) 防 疫 (8) その他緊急を要する業務</p>
その他留意事項	<p>(1) 応援派遣が決定された場合は、受け入れの体制を整備するとともに、必要に応じて関係部班から職員を派遣し本部との連絡にあたる。</p> <p>(2) 指揮命令は派遣を受けた本市において行う。</p>
経費の負担	<p>経費の負担区分については、原則として派遣を受けた本市において負担するが、細目についてはその都度協議し決定する。</p>

第35節 市有施設及び設備等の対策計画

災害応急対策及び災害応急復旧対策の遂行上重要な市有施設・設備等の速やかな機能回復を図るための措置を示す。

1 防災行政無線等

区 分	内 容
防災行政無線固定系(同時通報用無線)	<p>施設及び機器の作動状態を確認し、障害がある場合は、あらかじめ定めた業者等に依頼し、速やかな措置を講ずる。※資料編(8-2) <湖西市防災行政無線固定系一覧表></p>
防災行政無線移動系	<p>遠隔制御器等の作動状態を確認し、障害がある場合は、あらかじめ定めた業者等に依頼し、速やかな措置を講じ、移動局との通信を確保する。※資料</p>

MC A無線衛星電話	編(8-3) <湖西市防災行政無線移動系一覧表>、(8-7) <湖西市MC A無線一覧表>、(8-8) <湖西市衛星電話一覧表>
県防災行政無線	(1) 施設及び機器(ファクシミリを含む。)の作動状態を確認し、障害がある場合は、県西部方面本部に依頼し、速やかな措置を講ずる。 (2) 障害が発生したときはMC A無線、衛星携帯電話及び消防無線を使用して応急回線を設定し、県西部方面本部と市の間の通信を確保する。

2 公共施設等

区 分	内 容	
道路	被害情報の収集、施設の点検、情報連絡	道路管理者相互に連携し、パトロール等により被害情報の収集、橋梁等施設の機能の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。
	応急措置の実施 二次災害の防止	県公安委員会及び他の道路管理者と相互に連携し、必要な交通規制措置を講ずるとともに、緊急輸送路を基本とし、迂回路の設定、障害物の除去等の応急措置を講ずる。
	緊急輸送路の確保 資機材の確保 応急復旧工事の実施	緊急輸送路の早期確保を最優先し、必要に応じ災害に関する協定等に基づき、湖西建設災害防止連絡会等に協力を求め、資機材の確保、仮工事等の応急復旧工事を実施する。※資料編(19-1) <災害に関する協定等一覧表>
河川	被害情報の収集、施設の点検、情報連絡	パトロール等により被害情報の収集を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。
	水門等の操作	資料編(3-2) <湖西市津波避難計画>第4章 2「防潮水門等の閉鎖措置」による。
	応急措置の実施、 二次災害の防止	従前の防災機能が損なわれ二次災害のおそれのある施設について、水防活動等必要な応急措置を講ずる。
	資機材の確保、 応急復旧工事の実施	施設の重要度を勘案の上、必要に応じ災害に関する協定等に基づき、湖西建設災害防止連絡会等に協力を求め、資機材を確保し、仮工事等の応急復旧工事を実施する。※資料編(19-1) <災害に関する協定等一覧表>
	市民への伝達	避難等が必要な場合は、速やかに被害の及ぶおそれのある地域の市民に対して情報を伝達する。
砂防、地すべり 及び急傾斜地等	被害情報の収集、施設の点検、情報連絡	パトロールや砂防ボランティア・市民からの情報連絡等により、指定地等の被害状況の収集、施設の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。
	応急措置の実施、 二次災害の防止	二次災害のおそれのある場合、危険箇所への立ち入り禁止措置等、必要な応急措置を講ずる。
	資機材の確保、 応急工事の実施	二次災害の発生等、危険性を勘案の上、必要に応じ災害に関する協定等に基づき、湖西建設災害防止連絡会等に協力を求め、資機材を確保し、必要な応急工事を実施する。※資料編(19-1) <災害に関する協定等一覧表>
	市民への伝達	避難等が必要な場合は、速やかに被害の及ぶおそれのある地域の市民に対して情報を伝達する。
港湾及び 漁港施設等	被害状況の収集、施設の点検、情報連絡	パトロール等により岸壁等港湾及び漁港施設の被害情報の収集、施設機能の点検を行うとともに、港湾及び漁港施設利用者に対し、被害状況の調査及び点検の実施を要請する。また、関係機関に情報を伝達する。

	二次災害の防止	危険箇所の立ち入り禁止措置を講ずる。
	障害等への早期対策の要請	港湾及び漁港施設利用者に対し、港湾機能の障害となるもの等への早期対策を要請する。
ため池及び用水路	被害状況の把握	ため池及び用水路の被害状況を調査する。
	応急措置の実施及び下流域の市町又は、湖西警察署長への必要な措置の要請	施設等に破損又は決壊の危険が生じた場合は、速やかに被害の及ぶおそれのある地域に対し、避難指示を行うとともに、迅速に応急対策を講ずる。 また、湖西警察署に対し、状況を連絡して、市民に対して避難指示等について協力を要請する。
本庁、支所庁舎及びその他災害応急対策上重要な庁舎等	被害状況の把握	庁舎管理者は、本庁、支所庁舎及びその他災害応急対策上重要な庁舎の施設及び設備を点検し、被害状況を確認する。
	緊急措置の実施	施設及び設備が破損した場合は、防災機関としての機能に支障のないよう応急措置を講ずる。
危険物保有施設	発火危険物、有害薬品、有毒ガスに起因する爆発、中毒等の事故防止のため必要な応急措置を講ずる。	
水道用水供給施設	(1) 災害の発生状況に応じて、取水、送水を停止し、施設の被害状況を調査し必要な措置を講ずる。 (2) 被害の拡大防止と応急復旧を行い、用水の確保に努める。	

3 コンピュータ

- (1) コンピュータ・システムの障害点検を行い、被害状況を把握する。
- (2) コンピュータ・システムに障害が生じた場合には、速やかに復旧対策を講じ、運用の再開を図る。

第4章 復旧・復興対策

第1節 災害復旧計画

災害復旧計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業の対策についての計画とし、「第3章 災害応急対策計画」に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して、概ね次に掲げる事業について計画を図る。

なお、他の地方公共団体に対し職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度等を活用するものとする。

- 1 公共土木施設災害復旧計画
 - (1) 河川公共土木施設災害復旧事業計画
 - (2) 海岸公共土木施設災害復旧事業計画
 - (3) 砂防設備災害復旧事業計画
 - (4) 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
 - (5) 道路公共土木施設災害復旧事業計画
 - (6) 港湾公共土木施設災害復旧事業計画
 - (7) 漁港公共土木施設災害復旧事業計画
- 2 農林水産業施設災害復旧事業計画
- 3 都市災害復旧事業計画
- 4 上水道災害復旧事業計画
- 5 工業用水道災害復旧事業計画
- 6 専用水道災害復旧事業計画
- 7 公共用地災害復旧事業計画
- 8 住宅災害復旧事業計画
- 9 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 10 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- 11 学校教育施設災害復旧事業計画
- 12 社会教育施設災害復旧事業計画
- 13 被災中小企業復興計画
- 14 その他の災害復旧事業計画

第2節 激甚災害の指定

大規模災害発生後に、迅速かつ的確な被害調査を行い、当該被害が「激甚災害に対処

するための特別の財政援助等に関する法律」（以下、「激甚災害法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるための手続きを行う。

1 基本方針

基本方針	市は、被害調査に基づき、当該災害が激甚災害法及び同法に基づく激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るため適切な措置を講ずる。
------	---

2 市の実施事項

区分	内容
実施事項	<p>(1) 市長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して被害状況等を調査し、県知事に報告する。</p> <p>(2) 市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係各部局に提出しなければならない。</p>

第3節 被災者の生活再建支援

1 災害弔慰金等の支給

災害により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障害を受けた者に対し災害障害見舞金を支給する。

実施主体	内容	
市	支給対象者の把握	「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、災害弔慰金と災害障害見舞金の支給対象者を把握する。
	支給方法の決定及び支給	災害弔慰金と災害障害見舞金の支給方法を定め、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき支給する。

2 被災者の援護

被災者が、災害による痛手から速やかに再起し、生活の安定を回復するため、金銭の支給及び資金の融資等の被災者の援護を行う。

実施主体	内容	
市	被害状況の把握	<p>「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、必要があると認めるときは、被災者台帳を作成することができる。</p> <p>【県への報告】</p> <p>(1) 死亡者数</p> <p>(2) 負傷者数</p> <p>(3) 全壊・半壊住宅数 等</p> <p>【被災者台帳】</p> <p>(1) 氏名、生年月日、性別</p> <p>(2) 住所又は居所</p> <p>(3) 住家の被害その他市町長が定める種類の被害の状況</p> <p>(4) 援護の実施の状況</p> <p>(5) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由等</p>

	り災証明の発行	(1) り災証明発行窓口を設置し、被害状況調査を基に希望者にり災証明を発行する。※資料編(21-1) <相談・受付等窓口一覧表> (2) り災証明調査窓口を設置し再調査の希望に対応する。※資料編(21-1) <相談・受付等窓口一覧表>
	災害援護資金の貸付	「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき被災世帯を対象に災害援護資金の貸付を行う。
	被災者生活再建支援金の申請受付等	被災者に対する制度の説明、必要書類の発行、被災者からの申請書類の確認など必要な業務を行うとともに、被災者生活再建支援法人により委託された事務を迅速に実施する。
	義援金の募集等	(1) 市への義援金を受け付けるために、市役所等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設する。※資料編(21-1) <相談・受付等窓口一覧表> (2) 県が設置する義援金募集・配分委員会(仮称)に参加する。
	租税の減免等	地方税法及び条例に基づき、市町税の減免、徴収猶予及び申告等の期限の延長等の適切な措置を行う。
	国、県への要望	国、県に対し、国税・県税の減免や徴収猶予、社会保険関係の特例措置の実施等を要望する。
社会福祉協議会	生活福祉資金の貸付を実施する。	
義援金募集・配分委員会(仮称)	義援金の配分	統一的な義援金の配分基準を設け、1次・2次配分など多段階に義援金を配分する。
	義援金の処理に関する監査及び配分状況の公表	義援金が公正かつ適正に配分されたことを被災者に示すため、義援金の処理に関する監査を行い、配分状況を公表する。

3 要配慮者の支援

高齢者や障害のある人等のいわゆる要配慮者は、災害による生活環境の変化等に対応することが一般の被災者よりも困難であることから、速やかに安定した生活を回復できるよう積極的な支援を行う。

生活環境の変化や心理的不安等の理由から身体的及び精神的に変調をきたした被災者が災害から早期に立ち直れるよう、精神的支援策を実施する。

実施主体	内 容	
市	被害状況の把握	(1) 「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。 (2) 情報が不足している地域には補足調査を行う。 ア 要配慮者の被害状況及び生活実態 イ 被災地内外の社会福祉施設の被害状況及び再開状況
	一時入所の実施	災害により新たに社会福祉施設への入所が必要となった要援護者に対し、市有施設への一時入所を実施する。
	福祉サービスの拡充	(1) 定員以上の入所者及び通所者を受け入れている市有施設を対象に、人員確保や必要となる設備の導入を行うとともに、民間の施設を対象に支援を行う。 (2) 緊急通報システムの整備、巡回の実施といった在宅福祉サービスの充実を図る。※資料編(21-2) <巡回業務一覧表> (3) 被災児童等については、学校巡回相談等を実施する。※資料編(21-2) <巡回業務一覧表>
	健康管理の実施	応急住宅に居住する被災した市民に対する健康管理体制を確立

	するとともに、保健管理・栄養指導等を実施する。
--	-------------------------

第4節 風評被害の影響の軽減

市は県に協力し風評被害の影響の軽減を図る。県の実施事項は以下のとおりである。

1 県の実施事項

実施事項	内 容
正しい情報の提供	県は、災害発生時における地理的な誤認識や消費者の過剰反応等による風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集し、正しい情報を迅速かつ的確に提供する。
必要な検査等の実施	県は、科学的な知見に基づく客観的な根拠を示すデータ収集や事実を証明する検査などを実施し、数値や指標を用いた広報を実施する。
被害の拡大防止	必要に応じて、県知事（本部長）等は安全宣言を行う他、安全性をPRする広報を行うなど、風評被害の拡大防止に努める。
関係機関との連携	県は、国や市町、関係機関・団体等と連携し、県内産物の販売促進や観光客等の誘客 など積極的な風評被害対策を講じる。 また、迅速な対策を講じることができるよう、平時から関係機関・団体との連携構築等を行う。

計画の沿革

昭和39年	2月	湖西市地域防災計画	策定
昭和51年	3月	〃	大中修正
昭和53年	3月	〃	一部修正
昭和55年	4月	湖西市地域防災計画一般対策編	名称変更
昭和57年	10月	〃	一部修正
平成5年	3月	〃	全面改正
平成18年	6月	〃	大中改正
平成19年	3月	〃	一部修正
平成20年	2月	〃	一部修正
平成21年	2月	〃	一部修正
平成23年	3月	〃	一部修正
平成24年	3月	〃	一部修正
平成25年	3月	〃	一部修正
平成26年	3月	湖西市地域防災計画 共通対策編	全面改正
平成27年	3月	〃	一部修正
平成28年	3月	〃	一部修正
平成29年	3月	〃	一部修正
平成30年	3月	〃	一部修正
平成31年	3月	〃	一部修正
令和2年	3月	〃	一部修正
令和3年	1月	〃	一部修正
令和4年	1月	〃	一部修正
令和5年	1月	〃	一部修正

